

博士論文

近代京都の土地区画整理事業地における町割についての研究

下村 泰史

<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. 本研究の背景と意義 .....	2
2. 本研究の目的と方法 .....	6
<b>第2章 京都市の土地区画整理地区における町割の類型</b> .....	<b>13</b>
1. 京都市の土地区画整理の概要 .....	14
2. 本章の構成と手順 .....	14
3. 町割の形態 .....	16
4. 町面積の分布 .....	35
5. 小括 .....	38
<b>第3章 京都市の土地区画整理地区における町割に関するガイドラインの検討</b> ...	<b>43</b>
1. 本章の目的 .....	44
2. 路線式両側町モデルを持つ土地区画整理地区 .....	44
3. 5つのガイドラインと3つの経緯書 .....	44
4. ガイドライン文書の構成と形式 .....	46
5. ガイドライン文書の内容の比較検討 .....	47
6. ガイドラインの制定経緯について .....	53
7. 小括 .....	56
<b>第4章 実空間とガイドライン</b> .....	<b>73</b>
1. 諸類型の時系列的分布：ガイドラインとの関わりからの再検討 .....	74
2. 各時期における町割方式 .....	76
3. 社会状況と町割 .....	85
4. 小括 .....	107
<b>第5章 総合考察</b> .....	<b>111</b>
1. 路線式両側町モデルの性格 .....	112
2. 路線式両側町モデルの今日的可能性 .....	126
3. 総括と課題 .....	130
4. 結語 .....	134

# 第 1 章 はじめに

# 1. 本研究の背景と意義

## 1.1. 町割とは

京都では他の大都市より遅れて、昭和の始まりとほぼ同時に土地区画整理が始まった。これは、歴史的な中心市街地に対しては行われず、それを取り囲む郊外地において環状道路の整備と併せ、多数の地区が相互に連担する形で施行された。これは旧都市計画法第13条に基づく強制力のある都市計画事業として始まっている。土地区画整理事業自体はそれ以来途切れることなく今日まで行われてきたが、この1930～70年代にわたって行われた環状整備は、今日の京都市という都市の枠組みを決定する重要な都市計画であった。

本研究は、そうした近代から現代にかけての京都の土地区画整理事業地区における、「町割」について形態論的、歴史的に検討しようとするものである。

まずはじめに、ここでいう「町割」について明確にしておかなくてはならない。「町割」という語が意味するところはさまざまだからである。インターネットで「町割」を検索すると、道路を縦横に通し街区を配置する意味での「町割」が多くヒットする。しかしここで論じようとしているのはそれではない。街路と街区群は配置されたその上に描かれる、「町」や「丁目」の配置である。これは町名地番や住居表示に関わるものである。一筆一筆の不動産としての土地の帰属を示す上で欠かせないものであり、人がある場所を目指して行くのに欠かせないものでもある。街路に囲まれる街区が、土木工事によって造られる物的な単位空間であるとするならば、「町割」によって配置される「町」は社会的な単位空間であると言えるだろう。

## 1.2. 町割の類型

本論文で取り上げる基本的な町割の類型をここで挙げておくこととする。本論にて検討する、主要な文書の一つである「京都市区画整理地区ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要」(1931)で挙げられている3類型をそのまま使用する(ここでは現代語に修正した)。

①路線式とは街路に沿う建築敷地を以って町を構成するもの

②街廓式とは一又は二以上の街廓を以って町を構成するもの

③結合式とは路線式を加味した街廓式のことで主要街路を挟んで並列する街廓の集団を以て構成するもの

まったく同じ道路と街区の配置であっても、この町割のかぶせ方によって、一つ一つの町は違ったまとまりと姿を持つことになる。

②の街廓式は、現在の新市街地などで普通に使われている町割方式である。最近の土地区画整理事業地では、この町割が使用されることが多い。いくつか(ここでは1～2)の街区をまとめて町あるいは丁目とするもので、内部にも数本の道路は現れるが、町界線は町を構成する街区群を取り囲む道路に沿って現れる。この外周部においては、お向かいとは別のご町内ということになる。

③の結合式は、路線式を加味した街廓式とあるが、街廓式の中央に軸となる主要道路

をもつ構造である。これもまた、外周部においては道路沿いに町の境界が現れることになる。

①の路線式であるが、これは先述したように道路を軸とするものである。この場合町界線は、街区の内部に現れることとなる。お向かいはお町内だが庭を接する裏の家は別の町、ということがありうる。この町界線は裏との間の筆界線（多くの場合民境界）となる。路線式においては、道路には町界線は現れない。ここでは道路は「区切るもの」ではなく「繋ぐもの」なのである。この路線式の町割は京都の中心市街地はもとより、さまざまな城下町などに見られる（例えば籠瀬（1968）a<sup>1)</sup>、籠瀬（1968）b<sup>2)</sup>など）。

### 1.3. 近現代における町割

路線式は日本の歴史的な都市空間にはよく見られた構造であり、昭和初期においても、決してマイナーな町割手法ではなかった。第3章にてやや詳しく取り上げるが、京都市では土地区画整理地区における町名町界のガイドラインについての検討過程で、東京市、大阪市、横浜市、名古屋市といった先進地域での先行例を収集している。その中では、大阪市と名古屋市が路線式を第一に挙げ、横浜市は路線式及び結合式といい、東京市は結合式を原則とするとしている<sup>3)</sup>。これらを踏まえ、京都市も路線式を標準とした。

街廓式と結合式は、現代の「住居表示制度」の運用にあたって、「街区方式」に適用しやすい町割として紹介されることがある。もっとも閲覧しやすいものとしては、インターネット百科事典のWikipedia「住居表示」の項目<sup>4)</sup>にも記載されているほか、住居表示に関する法律の検討時の「住居表示制度整備のための参考基準」<sup>5)</sup>においても、街廓式と結合式についての図入り解説が見られる。しかしここには路線式の語は見られない。住居表示制度は1962（昭37）年に始まるが、この時点では路線式町割はすでに推奨されるものではなくなっていたことが伺われる。

都市地理学の分野では、この時代の町割についての取り扱いに関する記述が見られる。上記の籠瀬（1968）aによれば、「大阪・京都・名古屋など、住居表示の変更事業の進まない都市の多くが、路線式町割を持つことを考えると、仙台市街の内部地域で、この事業の進まない理由が十分うなずけるのである。」とあり、モダンな住居表示システムと既存の路線式の町割とは齟齬があるという認識を示している。永野（2009）においても、盛岡の旧市街地が路線式の町割を持っていたのが、住居表示の実施によって新たな町界が与えられた様子が紹介され、また京都の両側町の様子から「縦横路線方式の町割りは、新住居表示に変更することが難しい」としている<sup>6)</sup>。

これまでのところを整理すると、近世において一般的であった路線式は、近代（大正～戦前期）になってもなお制度的な位置づけを持っていたが、現代（戦後）においてはモデルとして破棄されたように見える。1967年の住居表示制度の施行は大きな転機となっているようで、これによって路線式から街廓式に変更されたところもある（永野（2009））。この時期以降の土地区画整理事業など新市街地の開発においては、街廓式か結合式の町割しか原則的には採用されなくなる。戦前の開発の中に、路線式の町割をと

どめる地区が見られるわけだが、京都にはそれが非常に特徴的な形で残っているのである。

#### 1.4. 京都における両側町の伝統と近代

昭和初年から展開された京都市の土地区画整理事業地区に被せられた町割を見ていくと、街廓式ではなく、中心軸として道路をもちお向かい同士が同じ町内となる路線式の「町」が整然と並んでいる地域があることに気づく。これは京都の中心市街地の山鉾町に代表される両側町を想起させるものである。

京都の都市史において、旧市街を縦横に走る街路は特別な意味を持っている。それは今もなお祇園祭の祭礼を支える町衆たちのコミュニティの空間としての意味である。京都の旧市街の町々は、その街路を挟んで両側町の形をとる。街路は町の軸であり、町の人々の共同の空間である。内外の人が行き交い、年に一度は町の人々によって壮麗な山鉾が据えられる。この両側町群は、平安京に由来する方眼状の街区割と相まって、特異な境界線を描き出す（図 1-1）。このようすについて、田端修（1988）<sup>7)</sup>がわかりやすく書いているので引いておくこととする。

グリッドパターンの市街地のなかに、道を挟んだ形で地域集団「お町内」がしだいにでき上がっていった。このお町内と呼ばれるユニット（両側町）のひとつひとつは地図上ではおおむねひし形になる。図②は、現在の山鉾町を含む一带を中心に、お町内のひし形構造を描いている。正方形を縦割りに二区分した街区（下村註：16世紀末に行われた秀吉の京都改造によるもの）ではその形状が相当ひさげてしまうが、下京がひし形の集合体構造というのはわかりやすい。つけ加えれば、お町内のひし形は住み手にとっては最も近い近隣単位であるが、往来するひとの目には見えないということも確かである。

京都の歴史的な市街地における両側町は、1944（昭 19）年に発表されたの「共同沿革史」以来、京都の町衆のコミュニティの結末と結びつけて論じられてきた。秋山はこう述べている。

条坊制がすでに廃絶してこれに代わるものがなく、応仁大乱以後相次ぐ騒乱にただ見る焼野原と化した廢墟に立ち帰って細々とした煙をあげる市民にとって、何につけ頼る力となるものは軒を連ね庇を交える隣人であった。兵乱のやむ毎に還往して街区の此処彼処に聚落をなした市民は、生活全般の安全保障を確保するため近隣相寄り相扶ける地域団体を結成した。これがいわゆる町であって、平安京の条坊による方四十丈をもってする町とは異なり、市街地において地域的小団結を成すには最も自然的で、かつ火急の場合比隣相助の実を挙げるに最も便宜な道路をさしはさむ両側をもって一町を形成したものであった。<sup>8)</sup>

ここには応仁の乱後を生きるための自衛・自治の単位空間としての両側町の形成が描き出されている。

そして近年、町家を活かしたまちづくりや地域コミュニティの環境・景観保全の意義が注目される中で、この両側町の仕組みも歴史学の枠をこえ、都市デザインの観点からも関心を集めるものとなっている。先に挙げた、田端のテキストもそうした観点からのものである。

京都市における戦前期に土地区画整理で造られた路線式両側町構造の町は、この伝統的な両側町を新市街地に援用したものである。しかしこれらの地区の町割の形態やその経緯について論じられたことはなかった。これを明らかにすることは、都市史に新たな知見を付け加えるだけでなく、今日的なソフトな都市デザインにも寄与することと思われる。

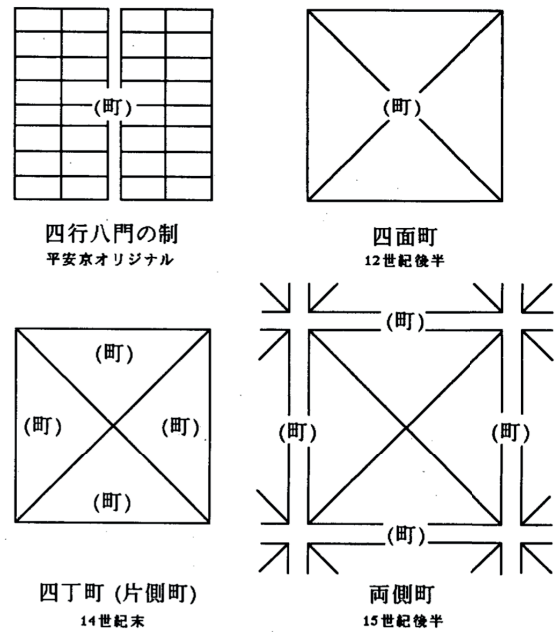


図 1-1 平安京の町割の変化<sup>9)</sup>

### 1.5. オープンスペースとしての街路へのランドスケープ的関心

両側町の町割では、お向かい同士は同じ町内である。このことは、同じ町コミュニティの住民間のさまざまなやりとりが、道路空間において行われていることを前提としているとよい。祇園祭において山鉦が建てられるような鉦町では、祭が執り行われる時期には道路は共同体のシンボル空間となる。ハレの時もケの時もこの道での出来事や経験が、この町で生きるということを強く実感させることになる。町の軸となる道路は共同経験の舞台であり、町の人々を「繋ぐもの」なのである。

京都の旧市街地の両側町のなかを縦横に走る道路は交通機能をもつだけでなく、そこに暮らす人にとって欠かせない、多様な役割を担うオープンスペースであったといえる。そして、両側町に似た路線式町割をもつ土地区画整理地区においても、道路にはそうした性格が期待されていたと考えられる。

今回研究の対象とする京都市で昭和のはじめに行われた一連の事業は、既存の中心市街地を取り囲む郊外部の新市街地開発として始まった。新市街地のオープンスペースと歩行者のための街路の計画は、常に都市デザインとランドスケープ計画の関心事であった。港北ニュータウンの「グリーンマトリックスシステム」のような骨格的なシステムや街区に面したボンエルフ道路のしつらえなど、さまざまな議論がある。しかしその多くはハードウェアによる空間形成と機能形成についてのものであった。それを「町の範囲」というソフトウェアと道路との関わりにおいて論じ直すことは、今日的なコミュニティ・デザインの視点からも意義あることと考える。

## 2. 本研究の目的と方法

### 2.1. 本研究の目的

前節では、本研究の一貫した関心事である町割とその類型について触れ、京都における2つの時代の路線式町割について述べた。そしてその両者、つまり近世の中心市街地における両側町と、近現代の郊外新市街地における路線式町割とのコンセプト上の関係と、その時代的な変化を明らかにする意義について論じた。

こうした問題意識により、本研究では、京都市の土地区画整理事業地における町割について、路線式両側町構造をもつ地区群に注目しながら、①町の具体的な形態についての分析を行い、その類型を取り出すこと、②町割を規定するガイドラインに注目しながら、その適用実態について歴史的な経過を明らかにすること、の二点を目的とする。ひいては、近代以降の市街地開発史に一知見を付け加えるとともに、われわれの同時代における町の生活のための都市デザイン、ランドスケープ計画に寄与するものとなることを期するものである。

### 2.2. 京都の新市街地の町割についての既往研究等

前節では背景として、さまざまな分野における路線式町割の取り扱いについて見た。ここでは、改めて先行研究を概観するとともに、そこで近現代の路線式両側町への論点の整理を行いたい。

本研究に先行する研究は、一般的なものとして、①町割とその変化についての都市地理学的研究、②土地区画整理と技術的ガイドラインに関する研究、③都市デザインからの論及、京都固有の都市環境に関するものとして、④京都の土地区画整理史についての研究、といった分野に見られる。

①の都市地理学においては、町割は歴史的な関心事の一つである。その中で歴史的な市街地における両側町の存在は、ごく一般的な話題である。しかし近現代になってから採用された路線式については、その意図やデザイン等について十分に検討されてきたとは言えない。籠瀬（1968）<sup>b<sup>2)</sup></sup>においては、歴史的な大波であった住居表示制度の施行時において、歴史的な路線式の町割がどのように見られていたか等、全国の事例についてコメントしている（第4章参照）。そこでは京都市の中京地域の歴史的な路線式町割はもちろん、住居表示制度下であえて路線式が取られた地方の少数事例も観察されているにも関わらず、戦前の新市街地で試みられた路線式両側町についての記述はすっぱり抜け落ちた形となっている。

本研究では、京都市に残っている土地区画整理地区に特化した町割についてのガイドライン文書の精査を行うことになる。②の土地区画整理事業についての技術的ガイドラインに関する先行研究としては、埒・川上による金沢市についての一連の研究（埒・川上（1999）<sup>10)</sup>、（2000）<sup>11)</sup>）や、鶴田・佐藤らによる名古屋市や京都市についての研究（鶴田・佐藤（1992）<sup>12)</sup>、鶴田・南谷・佐藤（1994）<sup>13)</sup>）があるが、これらは街区や道路の配置、街区内の画地の配置といった、ハードについての規定についての検討に留



まる。このことは、歴史的に土地区画整理に関する技術的な規定が、町割を含んでこなかったことが反映している。埴・川上（1999）<sup>10)</sup>によれば、1933（昭8）年「土地区画整理設計標準（内務次官通達、昭和41年建設省改正を含む）」と、1977（昭52）年「区画整理計画標準（案）（建設省区画整理課監修）」とを比較し、前者をハード中心のもの、後者を計画レベルからの記述を含むものとしている。1977年標準では、道路において歩車分離やショッピングモール、公園緑地において緑のネットワークが取り上げられるなど、コミュニティ形成等ソフトレベルの言及が見られるとしている。しかし、歩行者系空間と町割の関係付け等、社会的な単位空間としての町への言及はないとされる。

町割を地域の社会システムの単位をなす「基底デザイン」の一つのレイヤーとして論じたものに、田村・宮城（1996）<sup>14)</sup>がある。これは、戦前から戦後にかけての高知市の都市構造の変容を都市デザイン的な見地③から論じたものである。高知は戦前においては城下町の路線式の町割を持っていたが、空襲と戦災復興土地区画整理、住居表示制度の導入等によって都市の構造が市街地レベル、街区レベル、宅地レベルの各レベルで変容していったとする。この研究における「基底デザイン」概念を図1-2に示す。

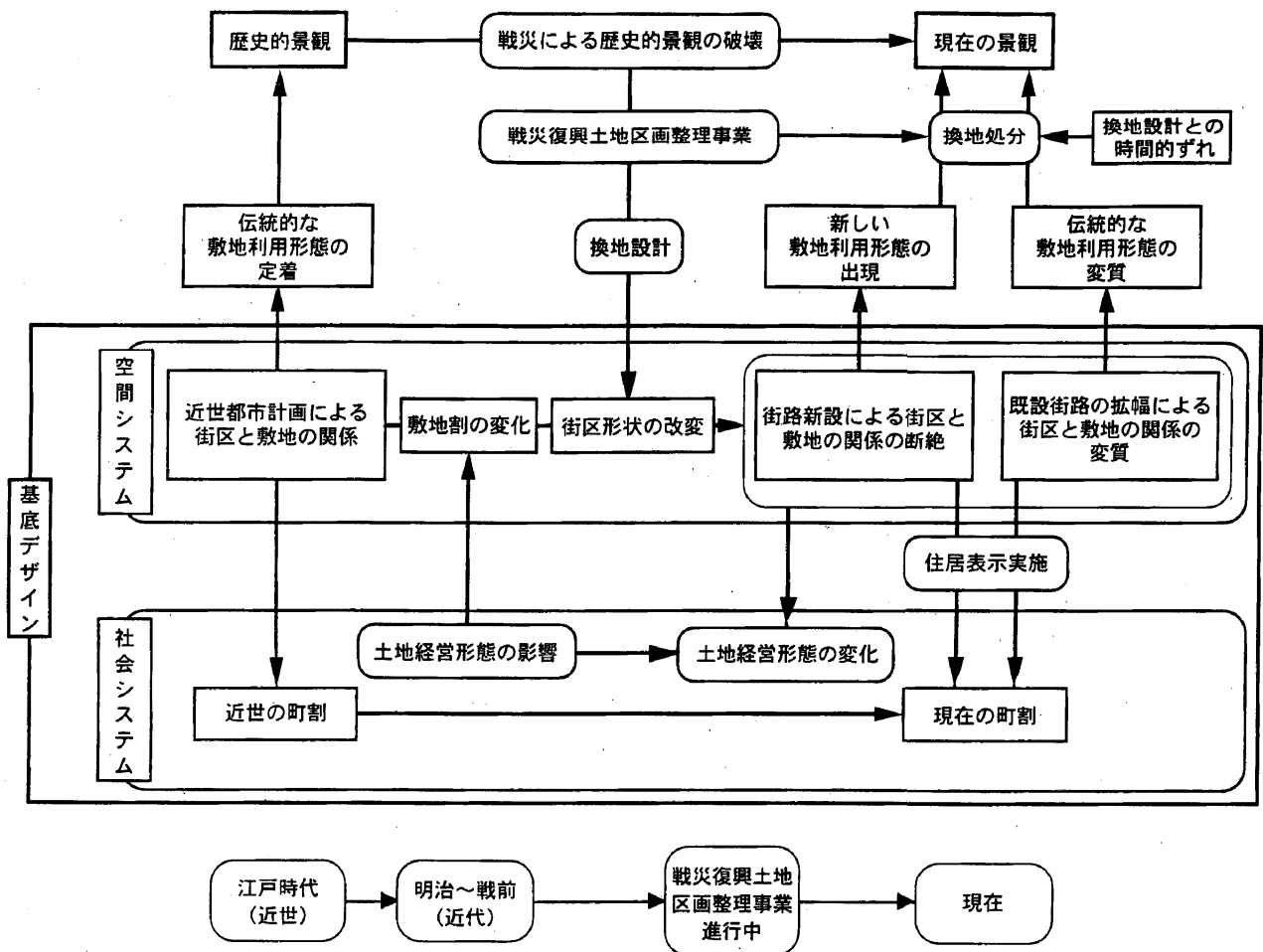


図1-2 田村・宮城（1996）<sup>14)</sup>における「基底デザイン」の概念

この研究においては、「市街地の社会共同体の単位となる町割も、昭和 37 年からはじまった住居表示制度の適用によって、著しい変化をみせた。街路をはさんで対面する街区の面(つら)がひとつの町を形成するという、近世から継承されてきた町割のパターンが消滅し、かわって、街路をもって町割の境界を設定する方式がとられており、街区割と町割の境界が平面上で一致する状況が生じたことが示されている。そしてそれが、近世以来の基底デザインに即して立地してきた要素との間で生じた複雑な軋轢が観察されている。この研究の中心的な関心事は町割そのものではないが、戦後の都市空間の変化における町割の変化は欠かせないものとして捉えられている。

近世から戦前にかけて比較的一般的であった路線式の町割が、戦災復興土地区画整理と住居表示とによって消失するというのは、おそらく多くの都市に見られたことであり、高知という具体的なフィールドに依拠しながらも、一般性の高い概念モデルを提示した点で、この研究は高く評価される。京都は旧市街地に路線式の町割が多く残り、本研究で取り上げるように戦前の新市街地においてもそれが構想されたこと、震災復興土地区画整理が行われていないこと、行政手続きとしては住居表示制度を導入していないことなど、かなり変わった歴史的経緯を辿っており、この研究が描出した状況がそのまま当てはまるわけではないが、この研究を補助線として、先述したようなその特殊性を逆に浮かび上がらせることが可能であろう。また、基底デザインとして、街区や敷地、道路といった物的な空間システムと社会システムとしての町割を対置的に捉えることは、本研究を進める上でも示唆に富むものである。

④の京都の土地区画整理史については、まず鶴田・佐藤(1994)<sup>15)</sup>が、京都市の初期の土地区画整理事業(本研究の検討対象でもある)が、旧都市計画法第 13 条に基づく強制力のある都市計画として行われたものであることを明瞭に位置付けたものとして重要である。この論文は、物的な空間システムの整備水準について具体的に上げている点でも特筆すべきである。

それに続くものとして、中川の一連の研究(中川(2007)<sup>16)</sup>(2008)<sup>17)</sup>(2009)<sup>18)</sup>(2015)<sup>19)</sup>がある。これらにおいて町割は取り上げられていないが、郊外の土地区画整理事業の街路構造が旧市街地と連続性をもったグリッド構造をなしていることを指摘している点で、物的な空間システムへの論及がある。より重要であると思われるのは、特に中川(2015)<sup>19)</sup>において、土地区画整理を含む近代京都の空間を作り出す営力として、近代主義と歴史主義、地元的なものや官僚的なものがせめぎあうようすを、ダイナミックに描出している点である。本研究が検討対象とする町割のモデルは、中川によっては論じられていないが、そのパースペクティブの中で捉えなおすことが可能である。

京都郊外の住宅地の空間形成については、石田<sup>20)</sup>があるが、そこでの土地区画整理事業については触れられるものの、町割についてはやはり触れられていない。大菅<sup>21)</sup>ではこの両側町的町割が見て取れる「整理前後ニ於ケル町界町名図」を紹介しているが、「土地区画整理事業によってできた新しい住宅地は、その外観形状だけでなく町名地番も刷新された」と記述するに留まっている。

その他、京都市の町名について論及している文献は枚挙にいとまがない。もっとも詳細でまとめたものとしては、松本利治による「京都市町名変遷史1～6及び7」(京都市町名変遷史研究所, 1988-1995)があるが、これは未完で終わっており、また歴史的な中心市街地の地名に限られているため、新市街地の状況については記載がない。

京都市理財局がまとめた「京都市 地名・町名の沿革」(1994)は、古代地名から土地区画整理によって生まれた新しい町まで網羅するが、近代の区画整理事業地区の町割の構造にはほとんど触れられない。第3章で詳しく論じる「旧方針」が採録されていることは特筆すべきである。

以上、既往研究から示唆されることとして、次のようなものが挙げられる。

一つは、籠瀬(1968) b<sup>2)</sup>や田村・宮城(1996) <sup>14)</sup>にも見られるように、戦争と戦後の住居表示制度という重要なポイントを意識した、歴史的な把握が必要があるということである。

もう一つは、中川(2015) <sup>19)</sup>に見られるような、都市空間形成のコンセプトの動きといった面からの検討である。つまり、近現代の新市街地に採用された路線式両側町モデルに、どのような意図や力がどのように働いたのかを明らかにすることである。そのためには、そのモデルを定式化したガイドラインの精査と、歴史的な展開の両面から見ることが求められる。

第3点としては、田村・宮城(1996) <sup>14)</sup>によって概念化されたような、物的な空間システムと社会システムの組み合わせの再検討である。近現代の京都において試みられた路線式町割が、歴史的なそれをどのように継承し、どのように異なっているのか、都市デザイン的な観点から点検することが必要である。

### 2.3. 本研究の対象

京都市では、1925(大14)年に認可された小山花ノ木地区より、90年以上に亘り100件を超える土地区画整理事業が行われてきた。土地区画整理事業の時代的な分布について(図2-1)に示した。

戦前においては、旧都市計画法に基づき「京都都市計画土地区画整理」として北大路、西大路、九条通、東大路、白川通等の建設に併せ当時の郊外の住宅市街地化が行なわれたことが目立つ。これらのいくつかは戦争を跨ぐが、遅いものでも1960年代には換地処分を終えている。これら一連の事業は、旧都市計画法第13条と組合施行の組み合わせ、道路を軸とし相互に連担した地区設定など、京都市における土地区画整理事業の一画期となったものである。

次いで1938年には桂川左岸の吉祥院や葛野を中心に工業地域の整備が都市計画決定され、戦後1960年代以降事業化されていく。高度成長期には、より外縁部での事業が進められ、宝ヶ池や山科、洛西ニュータウンの住宅地開発や、伏見地域での工業団地開発など大規模な事業が行なわれた。

ここでは検討対象を、北大路、西大路、九条通、東大路及び白川通といった環状道路

整備とあわせて相互に連担する形で整備された地区群に限定することとした。これらは中川理（2015）<sup>11)</sup>など先行研究においても、注目されているところである。以下 38 地区を対象とした（括弧内は換地処分年を示す）。

北部地域： 洛北（1931）、賀茂第一区（1935）、紫野門前町（1935）、賀茂第二区（1936）、紫竹芝本（1936）西紫野（1936）、東紫野（1936）、上堀川（1937）、下鴨（1938）、北第一（1939）、加茂之荘（1940）、松賀茂（1941）、北第二（1943）、今宮（1960）、大宮（1968）、上賀茂（1972）、西賀茂（1978）  
計 17 地区

西部地域： 西第一（1939）、金閣寺（1941）、西第二（1941）、西ノ京北部（1950）、西院北部（1954）、西七条（1960）、西第五（1960）、西第三（1960）、西第四（1967） 計 9 地区

南部地域： 南第一（1940）、南第四（1943）、西寺（1944）、南第三（1951）、南第二（1956） 計 5 地区

東部地域： 平井高原（1939）、東第一（1943）、北白川（1948）、東第三（1959）、東第四（1958）、東第二（1960）、一乗寺（1967） 計 7 地区

なお、北部地域には昭和期からの環状開発というよりは、戦後の郊外開発に含まれる新しい地区（今宮（1960）、大宮（1968）、上賀茂（1972）、西賀茂（1978））も含まれている。これは中川らの研究で触れられている「北部地域」には含まれないが、戦前の新市街地と連担する戸建て住宅優占の住宅市街地であり、住居表示制度（1967（昭 42）年）前後、1974（昭 49）年の新要綱「京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱」前後の町割動向を考える上で欠かせないものとして、今回加えたものである。

#### 2.4. 本論文の構成

上記の地区群について本研究は以下のように検討を行う。

まず、第 2 章において、各地区の地区界線の走行状況、町面積の分布傾向等、各地区の具体的な町の形を取り出すこととする。ここでは形態の類型化を試み、そのタイプ毎の地域的な分布、時間軸上の分布等について検討を行う。

第 3 章においては、京都市における町割についてのガイドラインにあたる文書を探り、それらの相互比較を行い。それぞれのコンセプトの中心にあるものを明らかにする。

第 4 章では、第 2 章と第 3 章の検討を重ね合わせ、社会状況、ガイドラインの適用状況、実際の町割等を相互に関連付けながら、京都市の戦前から高度成長期までの新市街地における町割の考え方の変化について考察を行う。

第 5 章においては、路線式両側町モデルに再度注目し、その性格について歴史的な側面、都市デザイン的な側面からの評価を試みる。

## 第2章：京都市GISデータ等を用いた 形態的分析と類型の抽出

市都市計画課所蔵GISデータ、  
平成22年度国勢調査小地域境界データによる、  
・町界線の状況及び町面積の一定の数値化  
・町割類型の整理

## 第3章：初期から現代に至る町割に ついてのガイドラインの精査

市市街地整備課所蔵文書群のテキスト精査

## 第4章：町割類型の時空間分布の整理と 時系列的変化についての分析

地区毎簿冊、旧版都市計画図等を用いた  
・事業実態と町割の関連についての考察  
・市街化と権利調整 ・公共用地率と減歩率

## 第5章：総合考察

・「町」の3側面と歴史性  
・路線式両側町モデルの今日的意義  
・総括

図 1-3 本論文の構成と方法

### 補註及び参考文献

- 1) 籠瀬良明(1968)a: 仙台市街の町割形態-住居表示事業への関連- 集落の歴史地理 歴史地理学紀要(10)
- 2) 籠瀬良明(1968)b: 町界と住居表示地図: 地図 6(2): 219-234
- 3) 京都市区画整理課「町界町名地番変更一件 昭和七年度」, 1932
- 4) <https://ja.wikipedia.org/wiki/住居表示>、2016年10月2日閲覧
- 5) 自治省振興課編: 住居表示制度の解説(改訂版): 政経書院, 1986
- 6) 永野征男「都市地理学研究ノート」, 富山房インターナショナル, 2009, pp4-8
- 7) 田端修(1988)『町なかるネサンスー職住遊の都心再生論』(学芸出版社)
- 8) 秋山國三「近世京都町組発達史<新版・共同沿革史>」(1980(昭55), 法政大学出版局)第一章 近世京都の黎明/第三節 乱後における市民の団結/「町」の発生(pp. 35-)
- 9) 宮城俊作(1990): 歴史的市街地における宅地割と「にわ」の存在形態: 千葉大園学報 43 pp205-220(1990)
- 10) 埜正浩・川上光彦(1999): 土地区画整理事業の計画設計標準の変遷とその適用-金沢市における事例研究-: 1999年度日本都市計画学会学術研究論文集(34), 127-132
- 11) 埜正浩・川上光彦(2000): 土地区画整理事業施行地区における計画設計の変遷と市街化実態-金沢市における事例研究-: 2000年度日本都市計画学会学術研究論文集(35), 913-918
- 12) 鶴田佳子・佐藤圭二(1992): 宅地開発型耕地整理事業の設計水準の発展過程に関する研究-名古屋市の場合: 1992年度日本都市計画学会学術研究論文集(27), 43-48
- 13) 鶴田佳子・南谷孝広・佐藤圭二(1994): 名古屋市における戦前の区画整理設計水準の発展過程に関する

- る研究：1994年度日本都市計画学会学術研究論文集（29），211-216
- 14) 田村智志・宮城俊作（1996）：戦災復興土地区画整理がもたらした歴史的市街地の基底デザインの変化～高知市の旧城下町地区を事例として：千葉大園学報第50号 99-106, 1996
- 15) 鶴田佳子・佐藤圭二（1994）：近代都市計画初期における京都市の市街地開発に関する研究：日本建築学会計画系論文集（458），99-108
- 16) 中川理（2007）：近代都市計画事業の実相：京・まちづくり史（高橋康夫・中川理編），152-161, 昭和堂
- 17) 中川理（2009）：「歴史都市」京都にみる近代都市の生成と現代都市の成立：年報都市史研究（16），71-87, 都市史研究会（山川出版社）
- 18) 中川理（2008）：都市計画事業として実施された土地区画整理：近代京都研究，52-85, 思文閣出版
- 19) 中川理（2015）：京都と近代　せめぎあう都市空間の歴史（鹿島出版会）
- 20) 石田潤一郎（2007）：郊外の発見：京・まちづくり史（高橋康夫・中川理編），186-197, 昭和堂
- 21) 大菅直（2007）：道路の拡幅と土地区画整理事業：京都地図絵巻（植村善博・橋本寿資編著），64-67, 古今書院

## 第 2 章 京都市の土地区画整理地区における 町割の種類

## 1. 京都市の土地区画整理の概要

京都市では、大正 14 年（1925）に施行された小山花ノ木地区以来、103 件（2015 年 4 月末現在、事業中を含む）に登る土地区画整理事業が施行されてきた。当初より組合による施行が多く、48 件と全体の半数弱を占める。大きな特長は、市の中心をなす歴史的な旧市街地では基本的に行なわれていない点である。旧市街地を囲むような形で郊外から土地区画整理が進められてきた。

土地区画整理事業の時代的な分布について図 2-1 に示した。戦前においては、旧都市計画法に基づき「京都都市計画土地区画整理<sup>1)</sup>」として北大路、西大路、九条通、東大路の建設に併せ当時の郊外の住宅市街地化が行なわれたことが目立つ。これらのいくつかは戦争を跨ぐが、遅いものでも 1960 年代には換地処分を終えている。次いで 1938 年には桂川左岸の吉祥院や葛野を中心に工業地域の整備が都市計画決定<sup>2)</sup>され、1960 年代以降事業化されていく。高度成長期には、より外縁部での事業が進められ、宝ヶ池や山科、洛西ニュータウンの住宅地開発や、伏見地域での工業団地開発など大規模な事業が行なわれるとともに、共同施行や組合施行による小規模な事業も多数実施された。1990 年代以降は京都駅や二条駅の駅前など、都心回帰の傾向が見られ、今後も中心市街地の活性化、密集市街地の解消、スプロール市街地の改善などを目的としたものが既成市街地で行なわれていくと見られている。

第 1 章ですでに触れたように、本研究では、こうした歴史を踏まえた上で、戦前期にスタートした北大路、西大路、九条通、東大路及び白川通り沿いの地区、並びにそれに連担するいくつかの新しい地区を対象に検討を行う。

## 2. 本章の構成と手順

本章では、まず第一に町割形態の類型化を行う。これには、各地区の町界線の走行箇所特に注目し、街区内を走る町界線の、町界線の総延長に占める割合を算出した。路線式の町割では、街区内の町界線が多く現れるため、一つの指標となると考えたからである。併せ、町界線の走行パターンの観察とから、類型化を試みた。これらの作業には京都市より提供を受けた、京都市全域の京都市都市計画基本図（DM データ形式、縮尺 1/2、500）及び土地区画整理事業区域の GIS データ（MDB 形式及び SHAPE 形式）を用い、GIS ソフトウェアを用いて重ねあわせ及び演算を行なった。地区面積や事業年度といった地区毎の詳細なデータについては、ウェブサイト「京都市の区画整理」<sup>3)</sup>を参照した。

次に、各地区が含む町面積の分布について検討を行う。町の面積については「平成 22 年度国勢調査」の「小地域境界データ」を使用した。事業地区の周縁部において地区界と町界とは必ずしも一致するとは限らないので、町面積の集計にあたっては、町のごく一部のみが地区に含まれるような場合は除外して集計する等の操作を行った。前項で整理した町割類型ごとにまとめ、戦前、戦後のガイドライン文書に現れる町面積の規定との比較を行った。



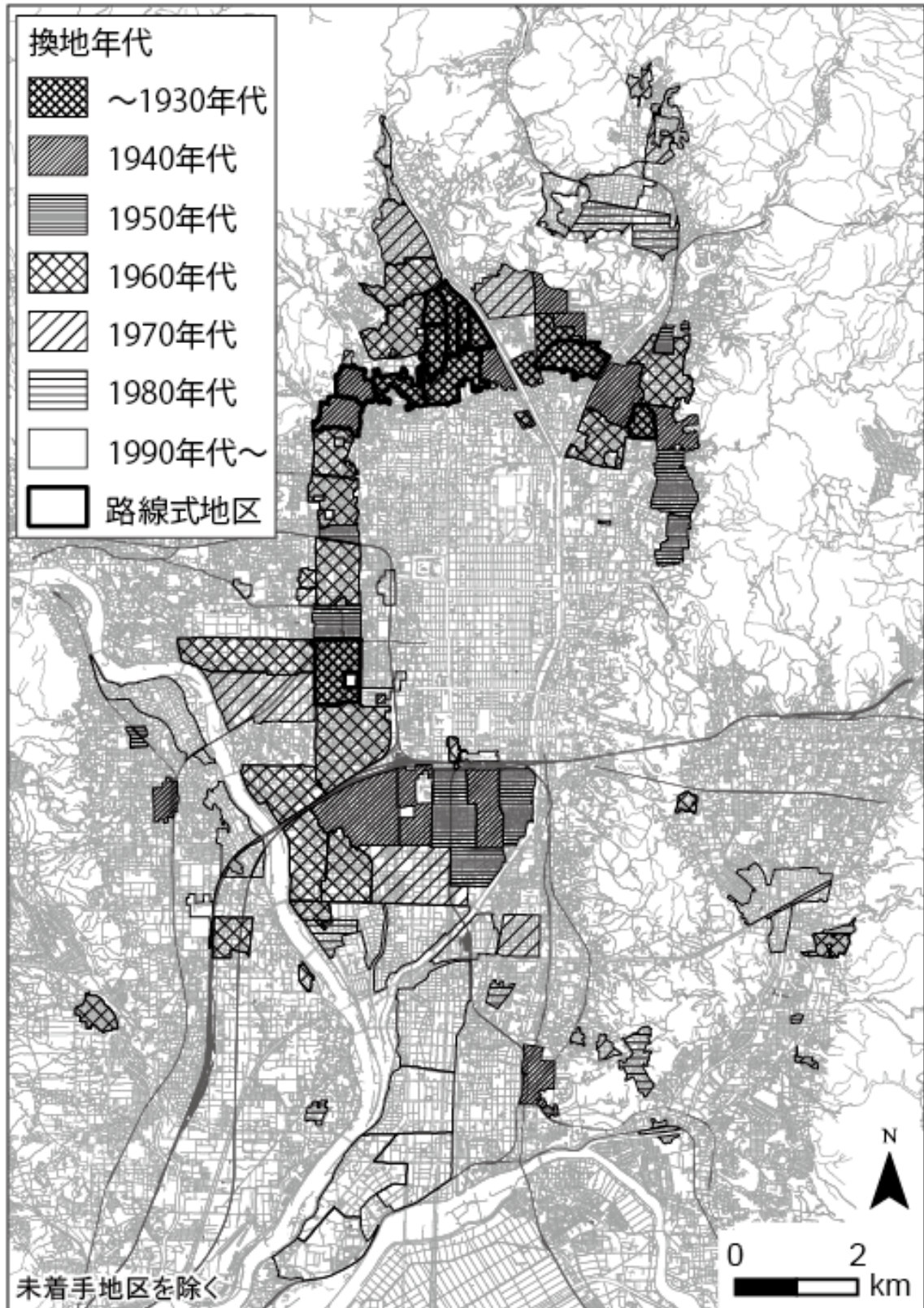


図 2-1 京都市の土地区画整理事業箇所と換地処分時期

### 3. 町割の形態

#### 3.1. 町割の基本形態

京都市全域の土地区画整理事業地全体を見ると、町割パターンについていくつかの類型を見出すことができる。一つは一街区あるいはいくつかの街区を集めて一つの「町」とするものである。この場合、町界線は必然的に街区外、つまり道路内に置かれることとなる<sup>4)</sup>。これは京都市に限らず住宅市街地に一般的に見られるタイプである。この街区の集まりを「町」とするタイプを、「街廓式」<sup>5)</sup>と呼ぶこととする。京都市における典型例として上賀茂地区を示す(図 2-2)。もう一つは街区内に複雑に町界線が入り込んでいるタイプである。これは、賀茂第一区(1935)、賀茂第二区(1936)、紫野門前町(1935)、紫竹芝本(1936)、東紫野(1936)、上堀川(1937)、下鴨(1938)、西第一(1939)、平井高原(1939)、金閣寺(1941)、西第二(1941)といった地区(数字は換地処分年)に限定的に現れている。これは「通り沿い」にまとまりを作り出す町割であり、「路線式」<sup>11)</sup>と呼ぶこととする。典型例として平井高原地区を示す(図 2-3)。この路線式の特徴が特に明瞭な地区は1935年から1941年に換地処分を迎えた地区に集中しており(図 2-1)、市北部に特に多い。これは第3章で詳述する、戦前のガイドライン文書に記載されている構造(本稿において「路線式両側町モデル」と呼ぶ。(図 3-1))がはっきり現れているものである。

他に、中間的なものや町割秩序がはっきりしないものも見られるが、これらは後で改めて整理したい。

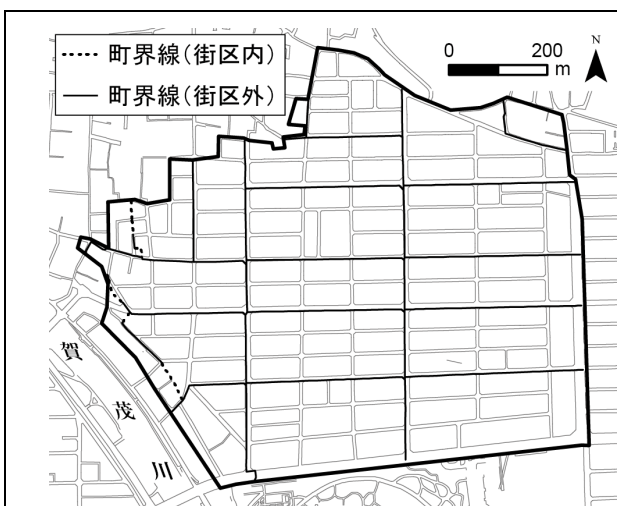


図 2-2 街廓式の典型 上賀茂 (1972) 地区

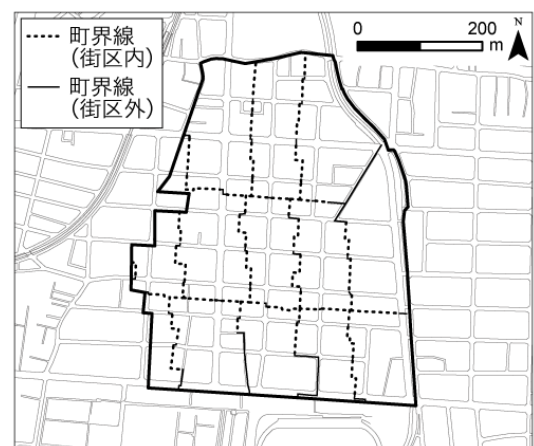


図 2-3 路線式の典型：平井高原 (1939) 地区

## 3.2. 事業地区と町界線の分布

### 3.2.1. 北部地域

#### 3.2.1.1. 概況

図 2-1 でも明らかなように左京区から北区（一部上京区）の範囲に、路線式の町割が見られる地区が集まっている。連担して戦後に開発された新しい地区も見られる。このような時代的な多様性が見られる一方、規格はやや異なるものの、東西に長い長方形街区が規則的に連なるようすは、典型的な戸建て住宅地としてのこの北部地域の景観を特徴づけている。この洛北（1931）、賀茂第一区（1935）、紫野門前町（1935）、賀茂第二区（1936）、紫竹芝本（1936）、西紫野（1936）、東紫野（1936）、上堀川（1937）、下鴨（1938）、北第一（1939）、加茂之荘（1940）、松賀茂（1941）、北第二（1943）、今宮（1960）、大宮（1968）、上賀茂（1972）、西賀茂（1978）の 17 地区が連担しあう地域について詳細に観察する（図 2-6）。（括弧内の数値は換地処分年度である。特記なき限り以下同じ）

#### 3.2.1.2. 各論

##### ① 最初期の地区

洛北（1931）は、事業認可時期は 1927（昭 2）年と、次に述べる賀茂第一区（1935）や紫野門前町（1935）（ともに 1926 年認可）と事業開始時点は大きく変わらないが、換地処分を早期に迎えており、町割については大きさ違いが見られる。

最初期の地区である洛北（1931）は、東西に長い長方形街区を規則的に連ねるというその後一世紀近く続けられ今に至る、戸建て住宅市街地開発の典型的な街区配置を、すでに示している。もう一つの特徴は路線式の町割を採らず、街廓式のような町割を採っていることである。34.8%という街区内部町界線率は、地区中央を不規則に横断するものの存在によるが、これは事業途中で南半分を編入したことにより偶発的に生じたものと考えられる。近年の街廓式地区とは、町の大きさに極めて大きなばらつきがある点異なる（図 2-2）。

この地域においては、洛北（1931）は数少ない「府による助成・指導」による組合施行が行なわれた地区の一つである<sup>6)</sup>。

##### ② 顕著な路線式町割を持つ地区群

賀茂第一（1935）・第二（1936）、紫野門前町（1935）、紫竹芝本（1936）、東紫野（1936）、西紫野（1936）、上堀川（1937）、下鴨（1938）といった地区には、特に顕著な路線式の町割が見られ、幾何学的なパターンも明瞭である。また東紫野においては、賀茂や上堀川に連なる北東部においては明瞭な路線式町割を示す<sup>7)</sup>。

同様の町割方針は、平井高原（1939）、西第一（1939）、金閣寺（1941）、西第二（1942）、西院北部（1954）（以上、数値は換地処分年度）にも援用されており、一定の基準としてその後も活用されたと思われる。

これらの地区にみられる町割は京都府・市（1935）「京都土地区画整理事業概要」収録のガイドライン（以下「旧方針」という）中のモデル（図3-1）そのものである。

表 2-1 西部地域の土地区画整理事業地区における町界線等の概況

（地区名の後の数値は換地処分年を示す）

①洛北（1931） 1927 認可/組合施行/旧都市計画法		⑩北第一（1939） 1933 認可/市施行/旧都市計画法	
町界線	街区外を走行、一部街区内を不規則に通過	町界線	街区内比率が高い
町割	街廓式に近いが、町面積にばらつき	町割	路線式両側町モデル
街区配置	東西に長い街区が規則的に配置	街区配置	東西に長い街区が規則的に配置
特記事項	府の助成、指導あり	特記事項	-
②賀茂第一区（1935） 1926 認可/組合施行/旧都市計画法		⑪加茂之荘（1940） 1934 認可/組合施行/旧都市計画法	
町界線	街区内比率が高い	町界線	意識的に街区内町界線が配置
町割	路線式両側町モデル	町割	路線式両側町的
街区配置	東西に長い街区が規則的に配置	街区配置	一部旧市街地の街区を含む
特記事項	-	特記事項	-
③紫野門前町（1935） 1926 認可/組合施行/旧都市計画法		⑫松賀茂（1941） 1936 認可/組合施行/旧都市計画法	
町界線	街区内比率が高い	町界線	街区内比率が高い
町割	路線式両側町モデル	町割	路線式両側町的
街区配置	東西に長い街区が規則的に配置	街区配置	一部旧市街地の街区を含む
特記事項	-	特記事項	-
④賀茂第二区（1936） 1928 認可/組合施行/旧都市計画法		⑬北第二（1943） 1938 認可/市施行/旧都市計画法	
町界線	街区内比率が高い	町界線	街区内比率が高い
町割	路線式両側町モデル	町割	路線式両側町モデル
街区配置	東西に長い街区が規則的に配置	街区配置	東西に長い街区が規則的に配置
特記事項	-	特記事項	-
⑤紫竹芝本（1936） 1929 認可/組合施行/旧都市計画法		⑭今宮（1960） 1939 認可/組合施行/旧都市計画法	
町界線	街区内比率が高い	町界線	街区外
町割	路線式両側町モデル	町割	明瞭な街廓式
街区配置	東西に長い街区が規則的に配置	街区配置	東西に長い街区が規則的に配置
特記事項	-	特記事項	-
⑥西紫野（1936） 1929 認可/組合施行/旧都市計画法		⑮大宮（1968） 1960 認可/組合施行/区画整理法	
町界線	意識的に街区内町界線が配置	町界線	街区外
町割	路線式両側町的	町割	明瞭な街廓式
街区配置	一部旧市街地の街区を含む	街区配置	東西に長い街区が規則的に配置
特記事項	-	特記事項	-
⑦東紫野（1936） 1929 認可/組合施行/旧都市計画法		⑯上賀茂（1972） 1963 認可/組合施行/旧都計法及び区整法	
町界線	街区内比率が高い	町界線	街区外
町割	路線式両側町的	町割	明瞭な街廓式
街区配置	一部旧市街地の街区を含む	街区配置	東西に長い街区が規則的に配置
特記事項	-	特記事項	-
⑧上堀川（1937） 1932 認可/組合施行/旧都市計画法		⑰西賀茂（1978） 1969 認可/組合施行/区画整理法	
町界線	街区内比率が高い	町界線	街区外
町割	路線式両側町モデル	町割	明瞭な街廓式
街区配置	東西に長い街区が規則的に配置	街区配置	様々な方向の長方形街区が見られる
特記事項	-	特記事項	-
⑨下鴨（1938） 1930 認可/組合施行/旧都市計画法			
町界線	街区内比率が高い		
町割	路線式両側町モデル		
街区配置	東西に長い街区が規則的に配置		
特記事項	-		

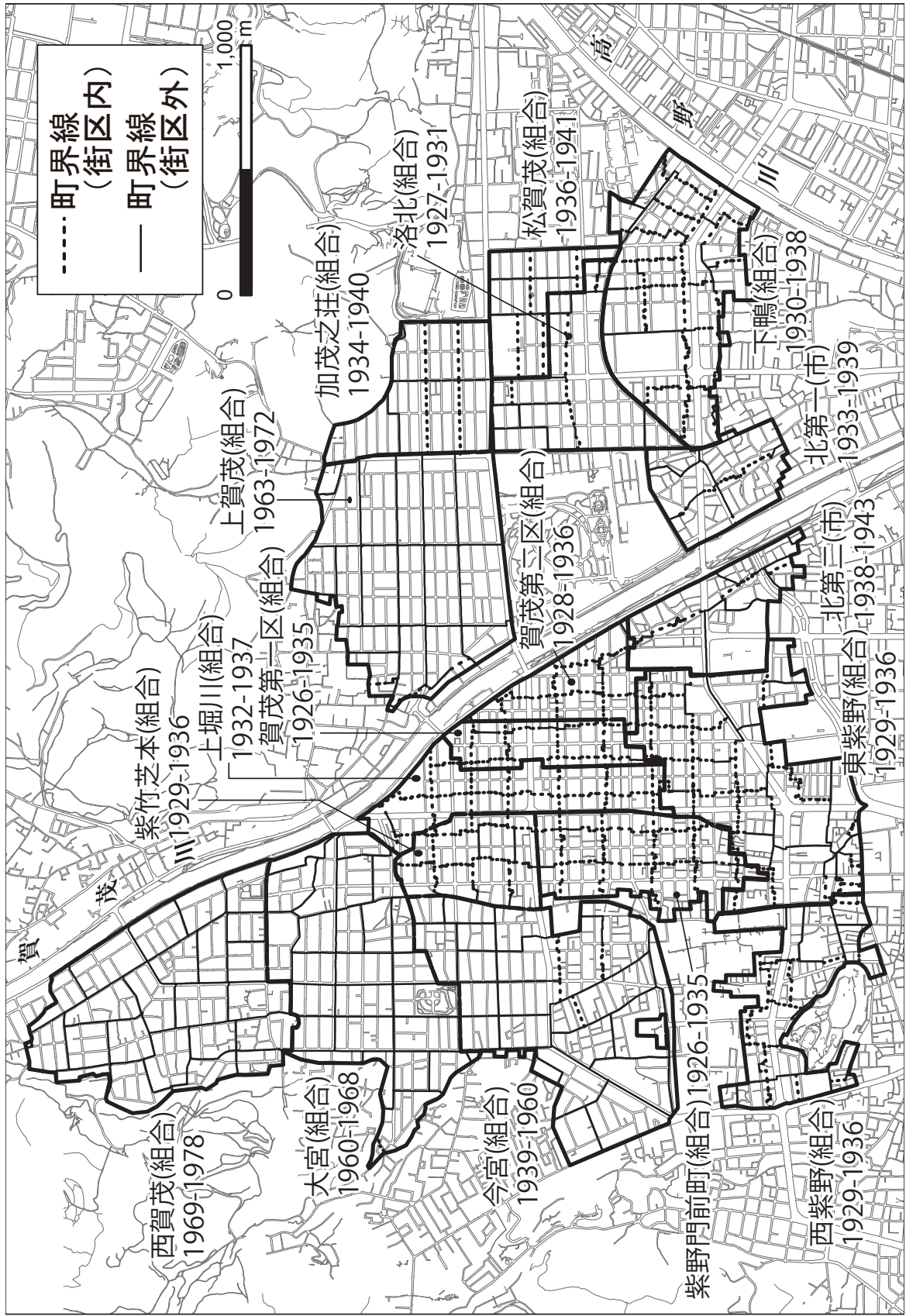


図 2-4 北部地域の地区群と町界線

### ③もうひとつの街区内町割線タイプを有する地区群

加茂之荘（1940）、松賀茂（1941）といった地区は一見街廓式のように見えるが、実際には相当比率の街区内町界線を持つタイプである。それも洛北（1931）のような不規則なラインではなく、計画的に挿入されているものである。典型例として加茂之荘に注目する。この地区においては東西に長い街区の背割り線上に規則的に配され、いくつかの街区群とその半裁されたものが卍（を90°回転した）形の街路に張りつけられる形になっている。ここでは「路線式バリエーション」とした。時期的にも近い②の地区群とは異なるが明瞭な町割計画の存在が感じられる。どのような経緯でこの形が採られたかは現段階では明らかではない。東部地域の北白川（1948）が似たタイプである。

### ④街廓式の地区群

戦後になってから換地処分を迎えた今宮（1960）、大宮（1968）、上賀茂（1972）、西賀茂（1978）といったこれら地区においては、図2-2に見たように、街区内から町界線はほとんど排除される。これより新しい地区では今回詳細検討の対象とした地域外でも、街区内の町界線は見られなくなる。

### ⑤その他地区群

北第一（1939）、北第二（1943）といった地区では、町割についても街区形態についても明瞭な秩序が見出しにくい。北第一については、「概要」に掲載されている事業誌によれば、「家屋ノ新築ニ従ヒ随所に乱雑ナル小径ヲ現出シ統制ナキ市街地ヲ形成セリ」との記載があり、街区の全面的な整序には限界があったものと考えられる。北第二（1943）についても、同様の事情があったとされる<sup>8)</sup>。

## 3.2.2. 西部地域

### 3.2.2.1. 概況

西部地域は、西大路の整備に併せ相互に連担して施行された地域である。北部地域と同様早期に事業が展開されたが、西院地域など市街化がすでに進行していたところもあり、組合の結成やその後の事業進捗に手間取った地区が多い。そのため市の代執行に切り替えられた地区が北部地域に比べると目立つ。

西部地域の土地区画整理事業地区における町界線の走行状況を図2-5に示す。西部地域を特徴付ける軸的な要素としては、これらの土地区画整理事業によって造られた大通りである西大路通と、天神川がある。後述するように、同一地区内においても天神川以東と以西とで町割が大きく異なるものが見られる。

この地域ではいずれの地区も戦前の1920～30年代という比較的早期に事業認可されており、その時期は北部地域で明瞭な路線式両側町モデルが取られた地区の認可時期に近い。一方換地処分時期には1939年から1967年と大きなばらつきがあり、その町界線の配置については、年代によってさまざまなものが見られる。

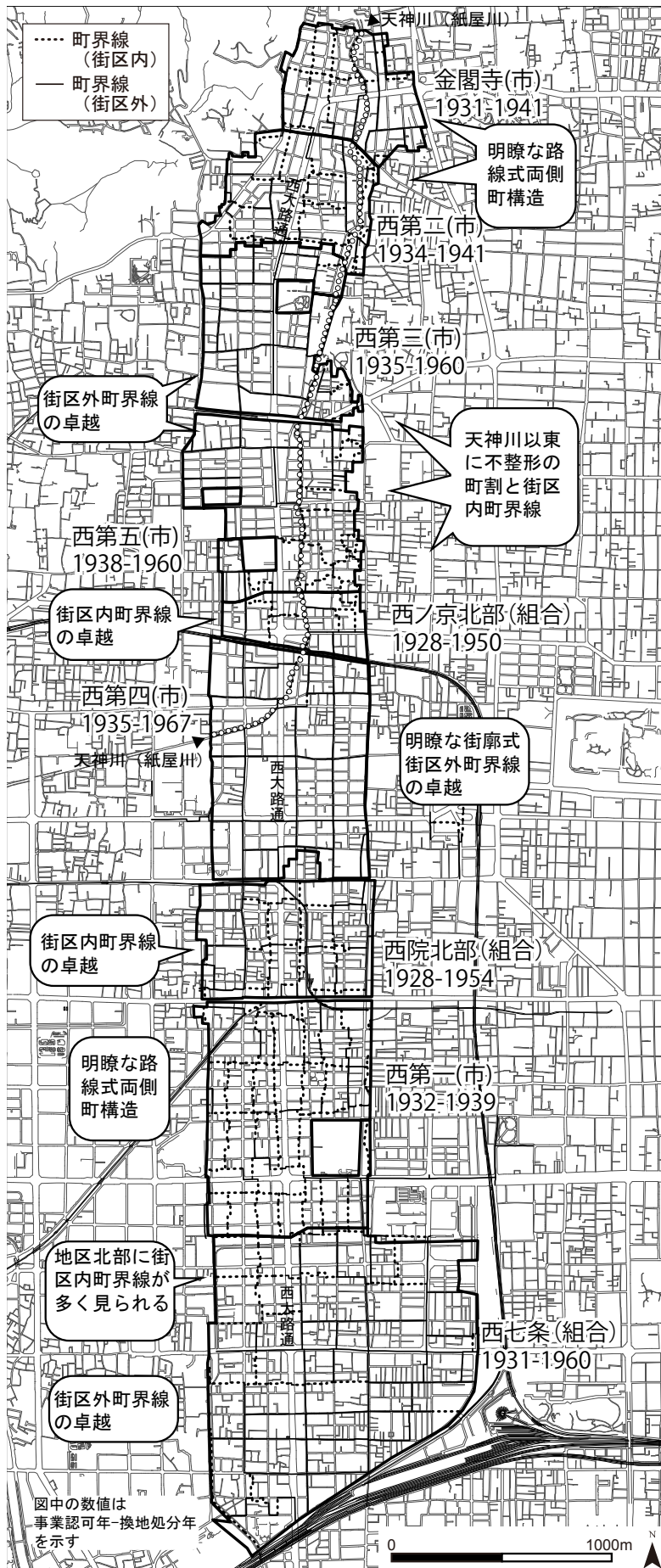


図 2-5 西部地域の地区群と町界線

### 3.2.2.2. 傾向及び地区各論

西部地域の土地区画整理の初期においては、西第一（1939）（括弧内は換地処分年度。以下同じ）、金閣寺（1941）、西第二（1941）において路線式両側町モデルが見出される。路線式の傾向のある地区では、当然のことながら道路ではなく街区内を走行する町界線が長く現れる。各地区の町割の状況等を表 2-2 に示す。

次いで戦後に換地処分を迎えた地区になると、街区内町界線は見られるものの、明瞭な路線式両側町モデルは明瞭でなくなっていく。西ノ京北部（1950）は街区内町界線が多く見られるが、路線式両側町モデルの構造は見出し難い。西第一（1939）の北側に接続する西院北部（1954）中央部には路線式両側町モデル相当の構造が見られるが地区全域に及ぶものではない。南側の西七条（1960）の北半分にはまとまった街区内町界線が見られるが、地区全体には路線式両側町モデルの構造は見いだせず、むしろ街廓式をとる部分が多くなっている。

1960年代に換地処分を迎えた地区では町界線が街区内から排除された街廓式町割が明瞭になってくる。特に西第四（1964）は1962年施行の「住居表示に関する法律」<sup>9)</sup>以降に換地処分が行われているものであり、その簡明な街廓式の町割は、他の地区と一線を画すものとなっている。西第三（1960）、西第五（1960）といった地区は天神川以東に京都の既存の市街地の構造を色濃く残しており、極めて小さな町<sup>10)</sup>や街区をX字型に分割する町界線<sup>11)</sup>などが見られる。こうした街区内町界線は、区画整理以前から残存する古いものと考えられる。これら天神川以東に観察される旧市街地起源とみられる街区内町界線は、「綱要」「旧方針」等に見られる路線式両側町モデルによる新しい街区内町界線とは異なるものである。

町の形については、初期の西第一（1939）から西院北部（1954）、西第四（1964）に至るまで、「南北に長い短冊型<sup>12)</sup>」が見られるが、一方でそうした規則性がはっきりしない地区も見られる。西七条では東西に長い長方形の町割も目立つ。

各地区の詳細を、表 2-2 に示す。



表 2-2 西部地域の土地区画整理事業地区における町界線等の概況

(地区名の後の数値は換地処分年を示す)

①西第一 (1939)		1932 年認可 / 市施行 / 旧都市計画法
町界線	街区内町界線が卓越	
町割	顕著な路線式両側町モデル / 南北に長い短冊型	
街区配置	ほぼ同形同大の東西に長い街区群	
特記事項	-	
②金閣寺 (1941)		1931 年認可 / 組合施行 / 旧都市計画法
町界線	街区内町界線が卓越	
町割	天神川以東において路線式両側町モデル / 南北に長い短冊型	
街区配置	南北に長い街区が見られる	
特記事項	-	
③西第二 (1941)		1934 年認可 / 市施行 / 旧都市計画法
町界線	街区内町界線が卓越	
町割	路線式両側町モデル / 南北に長い短冊構造は不明瞭	
街区配置	整序されているが街区形態は多様	
特記事項	-	
④西ノ京北部 (1950)		1928 年認可 / 組合施行 / 旧都市計画法
町界線	街区内町界線が多く見られる	
町割	構造は不明瞭	
街区配置	不定型	
特記事項	天神川東側には古い町割が残存か	
⑤西院北部 (1954)		1928 年認可 / 組合施行 / 旧都市計画法
町界線	中央部に街区内町界線が卓越	
町割	やや不明瞭な路線式両側町 / 西第一に接続する南北短冊	
街区配置	斜行する道路や不整形な街区が見られる	
特記事項	-	
⑥西七条 (1960)		1931 年認可 / 組合施行 / 旧都市計画法
町界線	街区外町界線が卓越 / 西北部を中心に街区内町界線も分布	
町割	東西に長い町割が特徴的	
街区配置	戸建住宅地に特有の東西に長い街区群はほとんど見られない	
特記事項	-	
⑦西第三 (1960)		1935 年認可 / 市施行 / 旧都市計画法
町界線	街区外町界線が卓越	
町割	天神川西部には明瞭な街廓式	
街区配置	一般的	
特記事項	天神川東側には古い町割が残存	
⑧西第五 (1960)		1938 年認可 / 市施行 / 旧都市計画法
町界線	街区外町界線が卓越	
町割	天神川西部は主に街廓型だが構造は不明瞭	
街区配置	北西部において整った東西に長い街区	
特記事項	天神川東側のみ街区内町界線あり。古い町割が残存	
⑨西第四 (1967)		1935 年認可 / 市施行 / 区画整理法 <sup>13)</sup>
町界線	街区外町界線が卓越	
町割	明瞭な街廓式	
街区配置	一般的	
特記事項	-	

### 3.2.3. 南部地域

#### 3.2.3.1. 概況

南部地域は、京都駅を通る国鉄線より南に、九条通を軸に東西に並ぶ地区群である。従前の土地利用は、国鉄と九条通の間にはすでに建て詰まった市街地が成立していた(図4-12)。事業はいずれも1930年代に着手されており、1920年代に着手されたものはない。換地処分時期は、南第一(1940)が戦前、南第四(1943)と西寺(1944)が戦中となっており、比較的短期間に事業を終えている。一方、南第三(1951)、南第二(1956)の2地区は戦後の換地処分となっており、特に南第二(1956)の事業期間は20年を超えるものとなっている。市の代執行による地区が全5地区のうち4地区を占める。

#### 3.2.3.2. 傾向及び地区各論

路線式の地区はなく、全体に街区外町界線が卓越する。南第一(1940)、南第二(1956)では、散在する街区内町界線が見られる。西寺(1944)では、九条通以南において、街区内町界線が見られる。この部分だけ見ると、路線式のようにも見えるが、北部地域にみられるような明確な軸構造は持たない。西部地域における西院北部(1954)と似た成り立ちである。各地区の詳細を、表2-3に示す。

表2-3 南部地域の土地区画整理事業地区における町界線等の概況

(地区名の後の数値は換地処分年を示す)

①南第一(1940)		1932年認可/市施行/旧都市計画法
町界線	街区街町界線が卓越/街区内町界線が散在	
町割	概ね道路に囲まれた四角形	
街区配置	北部には細街路多く、南部には正方形に近い大きな街区が存在	
特記事項	-	
②南第四(1943)		1937年認可/組合施行/旧都市計画法
町界線	街区街町界線が卓越	
町割	明瞭な街廓式、南北に長い短冊型が多いが、東西のものも	
街区配置	北部に細街路多い	
特記事項	-	
③西寺(1944)		1931年認可/組合施行/旧都市計画法
町界線	街区街町界線が卓越/南半分は街区内町界線がまとまって存在	
町割	正方形に近い四角形が多い	
街区配置	北部には東西に細長い街区、南部には厚みのある街区が存在	
特記事項	-	
④南第三(1951)		1936年認可/市施行/旧都市計画法
町界線	街区街町界線が卓越	
町割	明瞭な街廓式、南北に長い短冊型が多いが、東西のものも	
街区配置	全体に従前細街路多い	
特記事項	-	
⑤南第二(1956)		1935年認可/組合施行/旧都市計画法
町界線	街区街町界線が卓越/街区内町界線が散在	
町割	南側に南北に長い短冊型	
街区配置	全体に従前細街路多い	
特記事項	-	

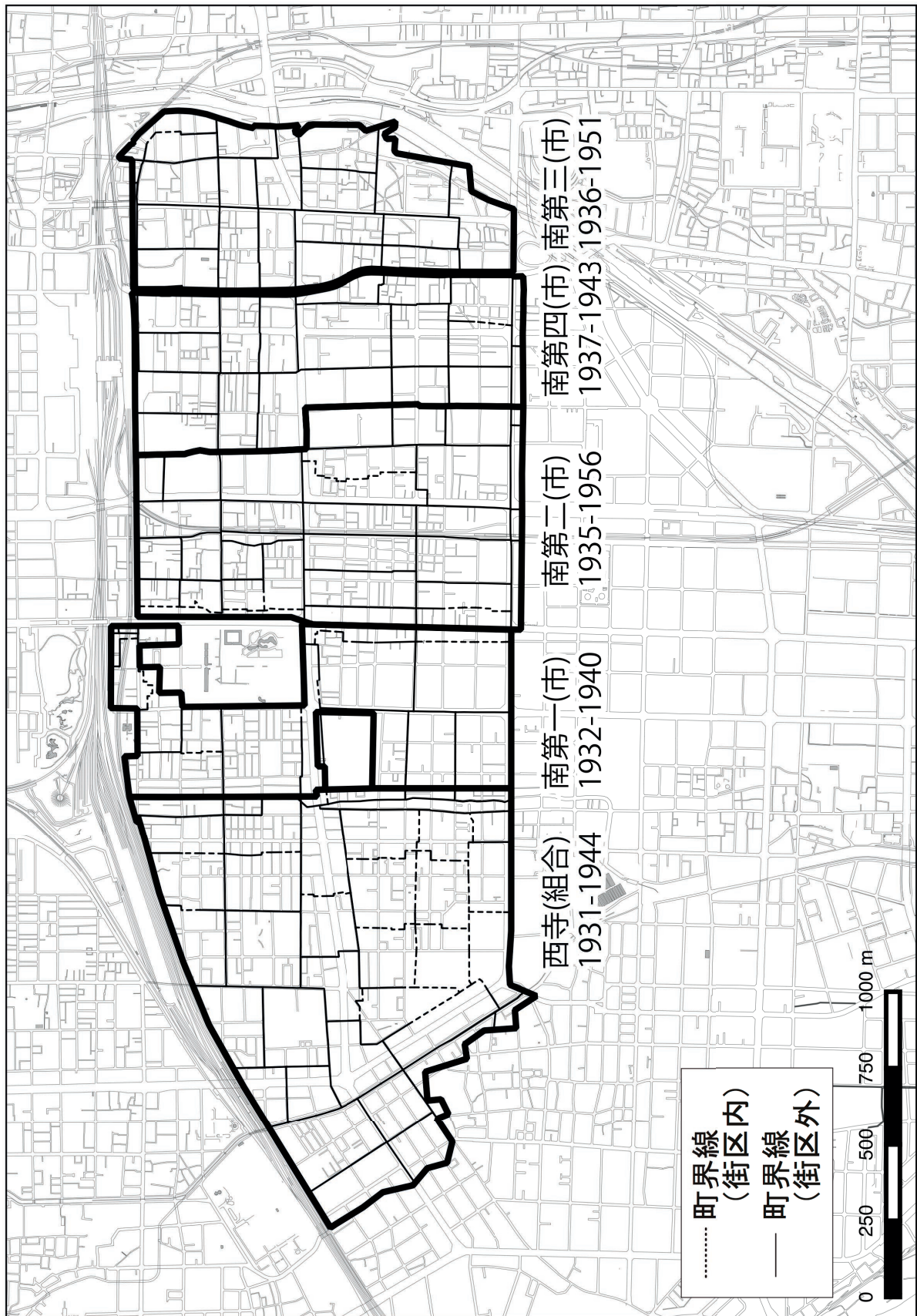


図 2-6 南部地域の地区群と町界線

### 3.2.4. 東部地域

#### 3.2.4.1. 概況

東部地域は鴨川・高野川と東山連峰で挟まれた範囲にあり、東大路及び白川通の整備に併せて整備された相互に連担する地区群である。従前土地利用は、高野川沿いに発展した染色・紡績工場とそれに関係した市街地以外は、概ね田園地帯であった。北白川、平井高原の事業概要書には、高燥にして風光明媚であり絶好の住宅地となりうるとの記載がある<sup>14)</sup>。今回取り上げた地区群で最も古い北白川（1948）は1929（昭4）年に事業を開始し、事業期間は19年に及ぶ。1930年代の後半に市の代執行で施行された地区が4つあり、東第一（1943）を除く3地区は1960（昭35）年前後に換地処分を迎えている。一乗寺（1967）は戦後に市によって施行された新しい地区である。

#### 3.2.4.2. 傾向及び地区各論

最も早く着手された北白川（1948）は、北部地域の加茂之荘（1940）や松賀茂（1941）と同様、路線式両側町モデルとは異なった、系統的に配置された街区内町界線を持つ。街区内町界線比率は56%に及ぶ。次いで1931（昭和6）年に認可された平井高原（1939）は、非常に明瞭な路線式両側町モデルの適用が見られる。1930年代に認可された市の施行による地区は、いずれも街廓型を取るが、区画道路の形態が複雑で街区は必ずしも簡明な四角形ではない。戦後の事業である一乗寺（1967）は、四角形の町が連なる典型的な街廓型の形態をとる。

各地区の詳細を、表2-4に示す。

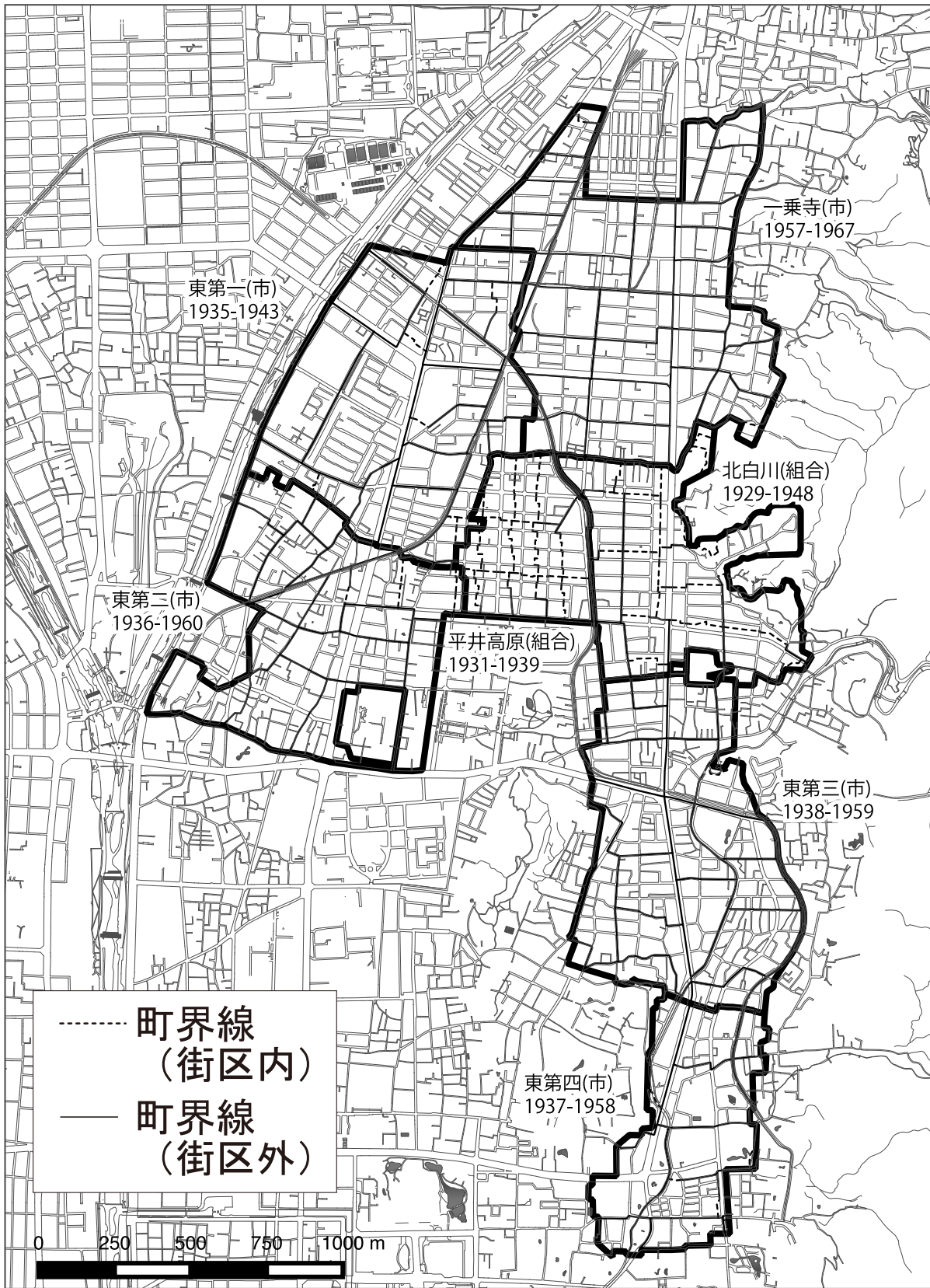


図 2-7 東部地域の地区群と町界線

表 2-4 東部地域の土地区画整理事業地区における町界線等の概況

(地区名の後の数値は換地処分年を示す)

①平井高原 (1939)		1929年認可／組合施行／旧都市計画法
町界線	街区内町界線が多く、延長比率は72%に及ぶ	
町割	南北に長い短冊型の同型の町が並ぶ、明瞭な路線式両側町	
街区配置	規則正しい街区配置が見られる	
特記事項	町面積の小ささが目立つ	
②東第一 (1943)		1935年認可／市施行／旧都市計画法
町界線	街区外町界線が卓越	
町割	街廓式といえるが、街区配置に応じ町の形はやや不整形	
街区配置	鐘ヶ淵紡績工場等大きな街区が存在	
特記事項	—	
③北白川 (1948)		1929年認可／組合施行／旧都市計画法
町界線	街区の背割線を通る街区内町界線が卓越	
町割	路線式両側町モデルとはやや異なるが、秩序だった町割	
街区配置	東西に長い街区を中心とした戸建住宅地らしい街区構成	
特記事項	—	
④東第四 (1958)		1937年認可／市施行／旧都市計画法
町界線	街区外町界線が卓越	
町割	街廓式といえるが、街区配置に応じ町の形は不整形	
街区配置	山麓の地形を受けやや不整形な道路配置	
特記事項	—	
⑤東第三 (1959)		1938年認可／市施行／旧都市計画法
町界線	街区外町界線が卓越	
町割	街廓式といえるが、街区配置に応じ町の形は不整形	
街区配置	山麓の地形や琵琶湖疏水、白川によりやや不整形な道路配置	
特記事項	—	
⑥東第二 (1960)		1936年認可／市施行／旧都市計画法
町界線	街区外町界線が卓越	
町割	概ね街廓式といえるが、不整形	
街区配置	既成市街地の細街路が多く街区の構造は不明瞭	
特記事項	—	
⑦一乗寺 (1967)		1957年認可／市施行／土地区画整理法
町界線	ほぼ街区外町界線のみ	
町割	明瞭な街廓式。東西に長い長方形が規則正しく配列する	
街区配置	白川通以西は東西に長い街区が並ぶ。以东は南北に長い街区多	
特記事項	—	

### 3.3. 町割類型のまとめ

以上、北部、西部、南部、東部の順に、「路線式」と「街廓式」の町割を念頭に置きながら観察してきた。このどちらにも入らない形で街区内町界線を持つものも多く見られたが、それらにもいくつかのパターンを見出すことができる。

一つは、路線式両側町モデルとは別の原則論に基づいて、街区内町界線を多く含む秩序正しい町割をなしている地区である。これは路線式の変形と捉えることができるので、「路線式バリエーション」と呼ぶことにする。

地区全体を貫く明瞭なモデルの存在を感じさせないものとしては、街区内町界線が地区のある部分にまとまって存在するものと、地区内に散在するものが見られた。前者には、西第五（1960）のように、旧市街地の町割秩序をそのまま含み込んでいるもの、西寺（1944）や西院北部（1954）、のように、地区のある部分に路線式相当の構造が見られるものなどが見られた。これは地区内に複数のタイプがモザイク状に混在していることから「混在型」と呼ぶことにする。

後者の街区内町界線が地区内に散在するものについては「不規則型」と呼ぶこととする。北第一（1939）、北第二（1943）、西ノ京北部（1950）などがこの類型に含まれる。

今回取り上げた地区の中で最も早期に換地処分を迎えている洛北（1931）は、東西に街区内を走る特異な町界線を持つほかは、街廓式の形をとる。これは路線式両側町モデルがオーソライズされる以前のもので、旧小字界に近い街区線が町界に選ばれていることがわかっている（第4章参照）。戦後に現れる街廓式とは異なるため、ここでは「初期街廓式」とよぶ。

以上を整理したものを、表 2-5 に、典型を図 2-8 に示す。

表 2-5 町割とその類型

町割類型	構造模式図	地域	地区
初期街廓式	街廓式に類似	北	洛北 (1931)
路線式 両側町		北	賀茂第一区 (1935)、紫野門前町 (1935)、賀茂第二区 (1936)、紫竹芝本 (1936)、西紫野 (1936)、東紫野 (1936)、上堀川 (1937)、下鴨 (1938)
		西	西第一 (1939)、金閣寺 (1941)、西第二 (1941)
		南	-
		東	平井高原 (1939)
路線式 バリエーション		北	加茂之荘 (1940)、松賀茂 (1941)
		西	-
		南	-
		東	北白川 (1948)
混在型		北	-
		西	西第五 (1960)、西七条 (1960)、西院北部 (1954)
		南	西寺 (1944)
		東	-
不規則型		北	北第一 (1939)、北第二 (1943)
		西	西ノ京北部 (1950)
		南	南第一 (1940)、南第二 (1956)
		東	-
街廓式		北	今宮 (1960)、一乗寺 (1967)、大宮 (1968)、上賀茂 (1972)、西賀茂 (1978)
		西	西第三 (1960)、西第四 (1967)
		南	南第四 (1943)、南第三 (1951)
		東	東第一 (1943)、東第四 (1958)、東第三 (1959)、東第二 (1960)



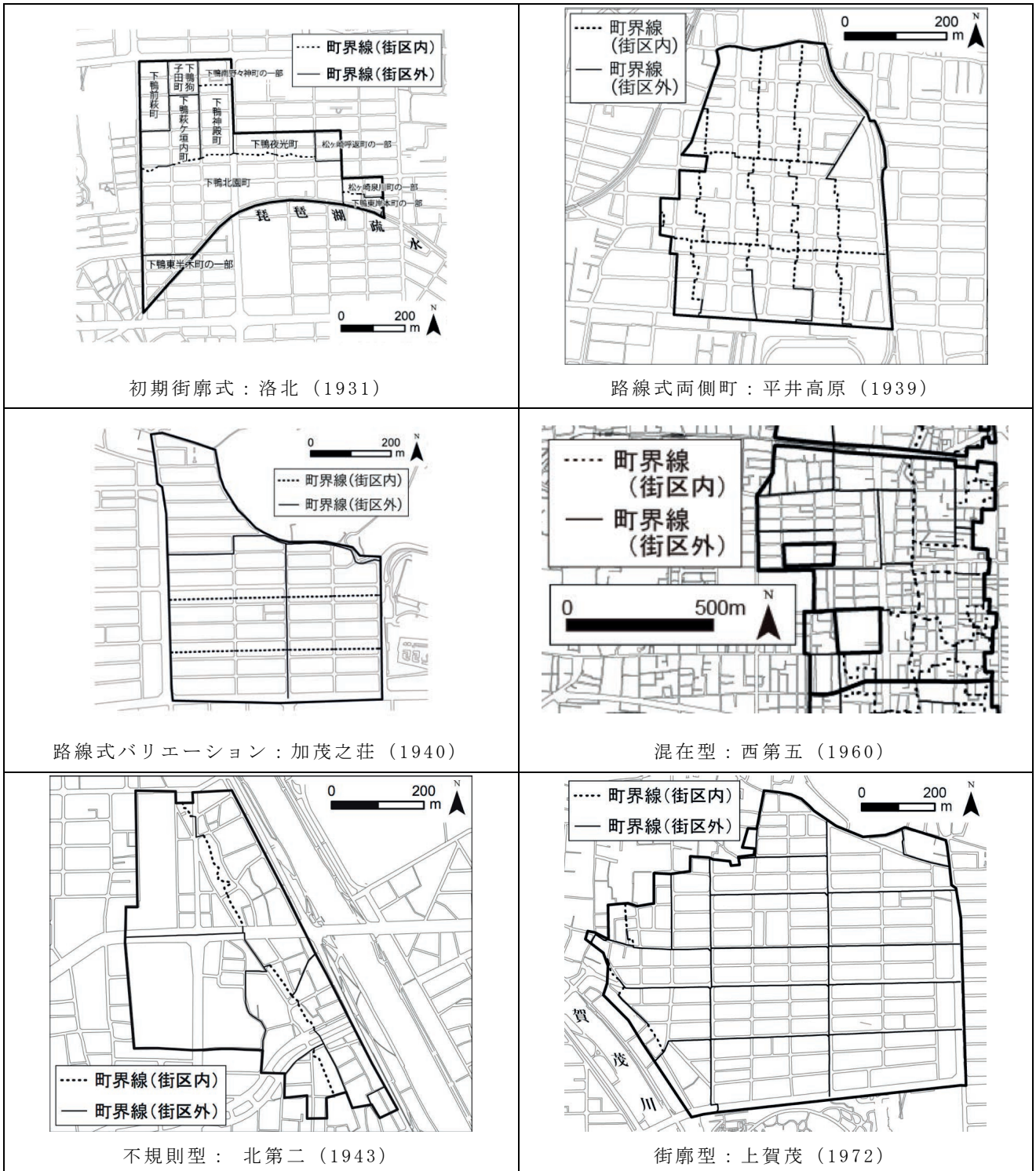


図 2-8 各類型の典型

### 3.4. 町界線の街区内/外分布

街廓式においては、町界線は街区を横切ることはない。一方路線式においては、町界線は街区の内部、画地の間を縫うように通ることになる。一つの地区における町界線の総延長のうち、街区内にある区間の延長比率が、路線式においては高くなることが想定される。

各地区の町界線の街区内外の分布の算出結果を表 2-6 に示す。地区の並びは換地処分年による。町界線の延長の算出にあたっては、地区界は必ずしも町界と一致しないため、地区界に係る部分は計上せず、地区内部のもののみ対象とした。また、街区内の細街路に町界線があるような場合については、これら細街路が従前里道の名残や私道であることなどが考えられたが、一括して「街区外」として取り扱った

この表から以下のことが見出せる。(a)1920年代から30年代前半といった初期の地区(ここでは洛北(1931)のみ)には路線式両側町の構造は特に見られない。(b)明瞭な路線式両側町の町割構造が見出せる地区は1930年代後半に集中している。これらの地区は高い街区内町界線率を示し、70~80%と町界線の大半が街区内にあるものも見られる。(c)1940年代に換地処分が行なわれた加茂之荘、松賀茂といった地区は一見街廓式のように見えるが、典型的な路線式両側町とは異なる形で街区内町界線を持ち、その比率は50%内外にのぼる。(d)1950年代以降に換地処分が行なわれた新しい地区においては、街区内町界線率が極めて低いものが目立ってくる。

路線式両側町の形態を示す地区は、換地処分時期に注目すると、1930年代後半を中心に1941年まで見られることがわかる。地域に注目すると北部地域に特に多い。これらの中には、上堀川(1937)や賀茂第2区(1936)、平井高原(1939)のように、70~80%と町界線の大半が街区内にあるものもある。

全体的には、凹凸はあるものの、近年になるに従い街区内町界線の比率は低下し、1960年以降はいずれの地区も1%に至らない。10%以下の地区は今回取り上げた中に13地区あり、これらはほぼ明瞭な街廓式の形をとる。

表 2-6 : 地区毎の街区内町界線の延長及び比率

地区名	認可年	換地処分年	町界線 総延長(m)	街区内延長(m)	街区外延長(m)	街区内 比率	類型
洛北	1927	1931	2137.72	674.17	1463.54	0.32	初期街廓式
賀茂第一区	1926	1935	2277.29	1676.40	600.89	0.74	路線式
紫野門前町	1926	1935	3600.93	2587.88	1013.04	0.72	路線式
賀茂第二区	1928	1936	1870.81	1430.24	440.56	0.76	路線式
紫竹芝本	1929	1936	2271.18	1571.54	699.64	0.69	路線式
西紫野	1929	1936	3664.12	1640.88	2023.23	0.45	路線式
東紫野	1929	1936	7025.62	3807.11	3218.51	0.54	路線式
上堀川	1932	1937	3028.41	2583.34	445.06	0.85	路線式
下鴨	1930	1938	6045.23	3625.25	2419.97	0.60	路線式
西第一	1932	1939	10687.24	7009.24	3677.99	0.66	路線式
平井高原	1931	1939	2957.25	2120.30	836.95	0.72	路線式
北第一	1933	1939	1459.33	423.71	1035.61	0.29	不規則型
加茂之荘	1934	1940	2036.15	992.51	1043.63	0.49	路線式V
南第一	1932	1940	4452.92	980.91	3472.01	0.22	不規則型
金闍寺	1931	1941	3736.50	1370.22	2366.27	0.37	路線式
松賀茂	1936	1941	1527.86	886.53	641.32	0.58	路線式V
西第二	1934	1941	5094.54	2273.40	2821.13	0.45	路線式
東第一	1935	1943	6648.53	656.10	5992.42	0.10	街廓式
南第四	1937	1943	5416.46	110.64	5305.82	0.02	街廓式
北第二	1938	1943	1741.89	554.77	1187.11	0.32	不規則型
西寺	1931	1944	12553.21	2920.25	9632.96	0.23	混在型
北白川	1929	1948	4477.18	2504.50	1972.67	0.56	路線式V
西ノ京北部	1928	1950	2003.28	871.64	1131.63	0.44	不規則型
南第三	1936	1951	5894.48	112.16	5782.31	0.02	街廓式
西院北部	1928	1954	5088.99	1939.51	3149.47	0.38	混在型
南第二	1935	1956	9702.59	1248.90	8453.68	0.13	不規則型
東第四	1937	1958	3392.39	338.49	3053.89	0.10	街廓式
東第三	1938	1959	6429.03	221.19	6207.84	0.03	街廓式
今宮	1939	1960	7383.74	538.42	6845.32	0.07	街廓式
西第五	1938	1960	6809.20	2238.73	4570.47	0.33	混在型
西七条	1931	1960	15347.55	3698.90	11648.65	0.24	混在型
西第三	1935	1960	4751.22	369.71	4381.51	0.08	街廓式
東第二	1936	1960	4675.65	374.99	4300.65	0.08	街廓式
一乗寺	1957	1967	8871.25	189.32	8681.92	0.02	街廓式
西第四	1935	1967	6648.58	0.00	6648.58	0.00	街廓式
大宮	1960	1968	7009.64	183.53	6826.11	0.03	街廓式
上賀茂	1963	1972	6239.20	311.89	5927.31	0.05	街廓式
西賀茂	1969	1978	6629.52	18.95	6610.57	0.00	街廓式

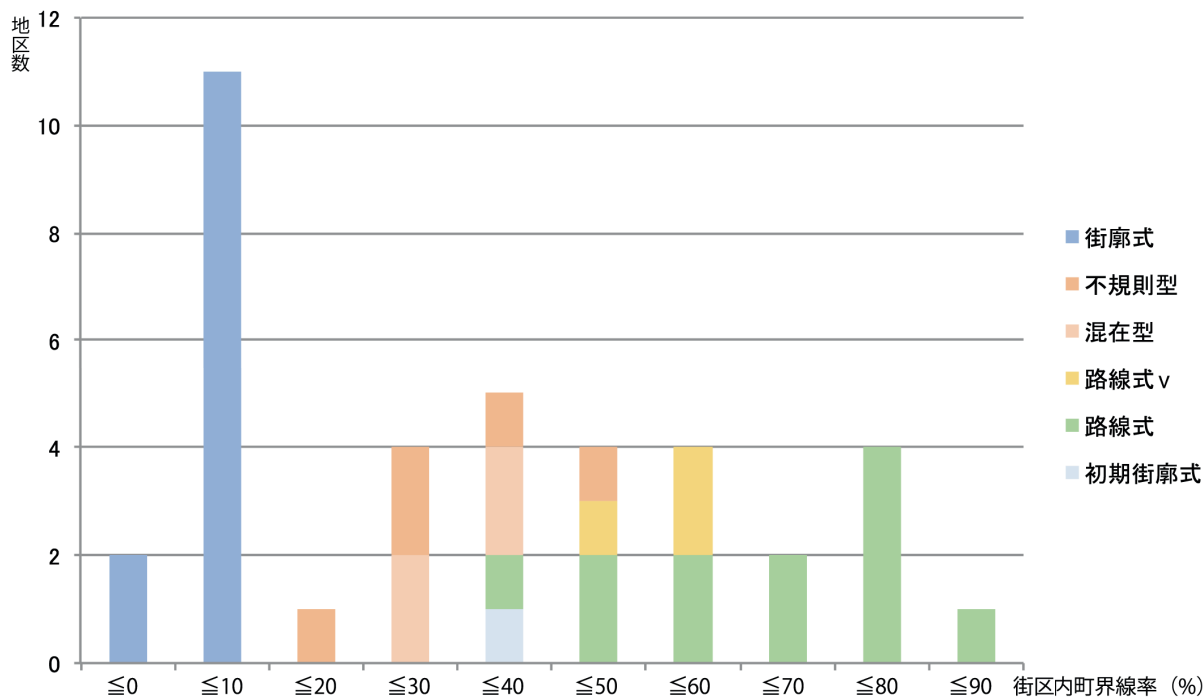


図 2-9 街区内町界線の割合の分布

街区内町界線の比率と町割形態について、図 2-9 に示す。路線式両側町の構造を持つ地区は、先に見たように上堀川（1937）の 85% のように、極めて高い街区内町界線率を示すものがある一方で、50% を切るものまで、幅広い分布を見せる。これは、街区内町界線だけで町を連担させていくのは難しく、現実的には鉄道や河川、幹線道路の側線など、街区街の町界線がなんらかの形で入り込むことが多いことによるものと思われる。

一方、街廓式については、極めて街区内町界線の少ないものがまとまって垂直的に現れており、路線式両側町と対照的な分布を見せている。

時代的に路線式両側町と街廓式の間に見られる混在型や不規則型は、街区内町界線率においても、この 2 類型の間に見られる。

## 4. 町面積の分布

### 4.1. 町面積の計上

町面積については、第2節で示したように「平成22年度国勢調査」の「小地域境界データ」を使用し地区ごとに集計を行った。事業地区の周縁部において地区界と町界とは必ずしも一致するとは限らないので、町面積の集計にあたっては、地区界を越境している場合には、地区外部分も含め町全体の面積を計上した。ただし町のごく一部のみが地区に含まれるような場合は除外して集計する等の操作を行った。平井高原（1939）の例を表2-7に示す。

表 2-7 平井高原（1939）における町面積

町名	面積	箱ひげ図用データ	
北白川西平井町	13,330.7	最大値	23,166.1
北白川蔦町	13,815.7	75%値	19,731.0
田中樋ノ口町	13,859.2	中央値	16,020.2
北白川西蔦町	14,990.1	25%値	15,011.8
北白川東蔦町	15,077.0	最小値	13,330.7
北白川平井町	15,094.5		
田中春菜町	15,223.1		
田中東春菜町	16,817.3		
田中高原町	17,617.9		
田中東樋ノ口町	19,003.1		
北白川東平井町	19,973.6		
田中東高原町	20,552.7		
田中西高原町	20,924.9		
田中北春菜町	23,166.1		
平均	17,103.3		
標準偏差	3,127.6		



## 4.2. 集計結果と考察

これを各地区について行って作成した分布図を図 2-10 に示す。前章で整理した町割類型毎にまとめた。なお、相互に連担して一様な町割の広がりを作り出している賀茂第一区(1935)、紫野門前町(1935)、賀茂第二区(1936)、紫竹芝本(1936)、上堀川(1937)はまとめて「賀茂5地区」と、西紫野(1936)、東紫野(1936)は「紫野2地区」とした。

本図より、第一に戦前に換地処分を受けている路線式の地区については、中央値が2ha台の前半と比較的小さいこと、また中央50%のまとまりが強いことが読み取れる。第2に混在型、不規則型といった、町界線が街区内外に分布するタイプでは、地区間の傾向の相違が大きいことがわかる。

## 4.3. ガイドラインとの比較

町面積については、戦前の「町界町名地番の整理(方針の部)」(1935)(以下「旧方針」という)、や戦後の「京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱」(1974)(以下「新要綱」という)に標準についての規定がある。

表 2-8 町の面積標準

市街地種類	面積 (m <sup>2</sup> )	筆数	備考
旧市街地	6,600~10,000 (2000~3000坪)	-	「綱要」参照
「旧方針(住宅地)」	17,800 (5,400坪)	100	1地番100坪内外と明記
「新要綱(商業地)」	25,000	250	計算上1筆100m <sup>2</sup>
「新要綱(住宅地)」	30,000	200	計算上1筆150m <sup>2</sup>
「新要綱(工業地)」	50,000	100	計算上1筆500m <sup>2</sup>

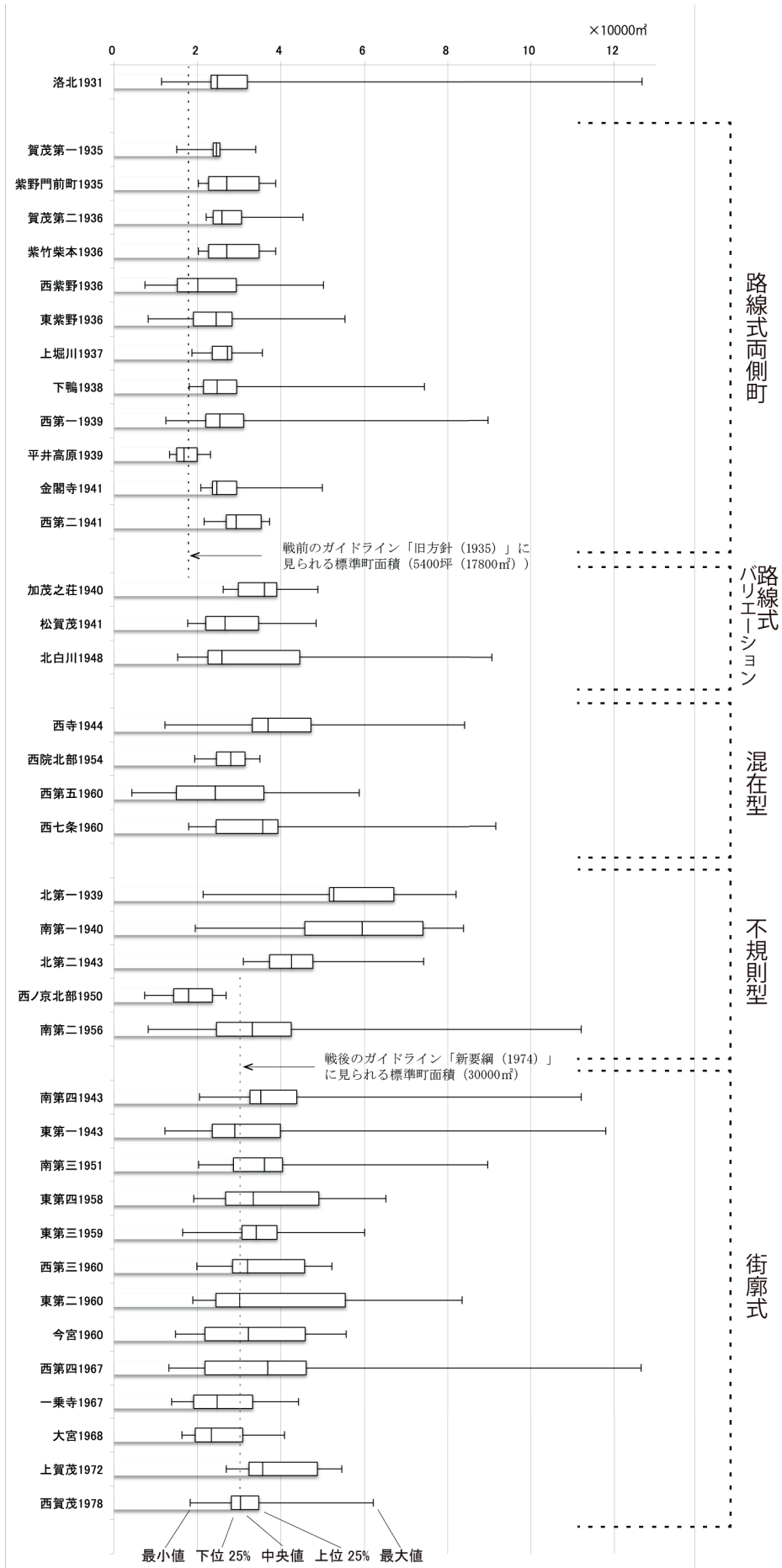


図 2-10 町面積の分布

住宅地における町面積としては、1935年の「旧方針」では「5,400坪（約17,800㎡）」が掲げられているが、今回対象とした地区群においては、この数値自体の規定力はほとんど見出せない。街区内町界線率において最も路線式両側町モデルが明瞭に見られた上堀川（1937）においてさえ、町面積の平均値は25,964㎡、中央値で27,205㎡であり、ガイドライン上の標準面積を大きく逸脱している。下鴨（1938）等の北部地域の各地区、西第一（1939）、金閣寺（1941）、西第二（1941）といった西部地域の各地区においても、「旧方針」の標準17,700㎡を含む15,000～20,000㎡のレンジに入る町は見られない。その中で東部地域唯一の路線式両側町地区である平井高原（1939）は、15,000～20,000㎡を最頻値に持ち、町面積の平均も17,103㎡と「旧方針（1935）」の規定に極めて近いものになっているのが注目される。

1974年施行の「新要綱」では土地利用別に町の標準面積を挙げており、住宅地として30,000㎡が掲げられている。今回の検討対象のうちこの「新要綱（1974）」の対象となるのは西賀茂（1978）だけであり、これのみをもって傾向性を論じることはできないが、その平均町面積は32,653㎡（極端に大きな西賀茂北鎮守菴町62,185㎡を除けば、30,471㎡）であり、「新要綱（1974）」の規定に近いものとなっている。

今回の対象地区全体を見ると、初期の路線式両側町から近年の街廓式に至るまで、一部の例外を除けば、町面積の中央値は概ね20,000～40,000㎡に収まっている。30,000㎡というのは、「新要綱」が施行された1974年以降に限らず、京都市においては概ね町面積を代表する現実的な値といえるだろう。

これらの観察からは、戦前においても戦後においても、ガイドラインの「町面積」標準そのものが強い規定力を持ったとは言えない。しかし、図2-10全体を見てみると、路線式両側町各地区において、町面積分布の「まとめり」の強さは、他の類型に比べて際立っていることが見てとれる。これには、「旧方針（1935）」に示された路線式両側町モデルの、一定の幾何学的構成をもつ同形同大のユニット（図3-1）を連担させる考え方が反映している。路線式両側町の町面積分布には、そのガイドラインの幾何学的な規定力が現れている。

## 5. 小括

以上の検討を踏まえ、以下結論と課題を示す。

### 5.1. 町割構造の変化

京都市の土地区画整理事業における町割構造については、①初期街廓式、②路線式、③路線式バリエーション、④混在型、⑤不規則型、⑥街廓式などといった類型が見出された。1930年代後半に換地処分を迎えた地区で主に見られる路線式では街区内町界線の比率が高く、近年多いタイプの街廓式では低いことが確かめられた。路線式バリエーション、混在型、不規則型は、路線式から街廓式へ移行する過程で現れるものであった。

町面積については、路線式の地区では一つの地区の中での町面積のばらつきが少ないこと、不規則型など町界線が街区内外に入りみだれるタイプの地区群では、地区による



町面積傾向がまちまちであることがわかった。

また、町割についてモデルを提示している「旧方針」において、標準として示されている面積と実態には乖離があり、その標準町面積そのものの規定力は強いものではないことが見出された。しかし、路線式両側町の地区は、他の類型に比べ町面積の分布において強いまとまりを見せており、町面積においてもガイドラインの町の幾何学的レイアウトの規定力が現れている。

## 5.2. ガイドラインの特徴と実態におけるタイムラグ

町割を規定するガイドラインには 1935（昭 10）年の「旧方針」等と 1974（昭 49）年の「新要綱」の大きく 2 つがあり、前者では京都の両側町の都市的伝統とコミュニティ形成を意図した路線式モデルが提示され、後者では町界を道路境界等に置きいくつかの街区をまとめて町とする街廓式が原則とされている。制度的には、路線式から街廓式への移行は、1974 年ということになる。

しかし実際には、路線式モデルは実際には 1940 年代中後期に使われなくなってしまった。その後「新要綱」までは 30 年の隔たりがある。1960 年代以降は「住居表示に関する法律」（街区方式（街廓式）を原則とする）等を準用したようだが、この間の町割がどのように選択されたかについては、ガイドラインの詳細な読解と、事業実態に即した分析が課題となる。

このガイドライン文書群の内容については第 3 章で、事業とさまざまな背景の推移については第 4 章で改めて論じることとする。

## 補注及び引用文献

- 1) 1926年都市計画決定，1928年最終変更
- 2) 1938年都市計画決定，1959年最終変更
- 3) 京都市(2015):京都市の区画整理:  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/59-3-3-0-0-0-0-0-0-0.html> 2016.11.30  
参照
- 4) 多くの場合は道路際の官民境界線
- 5) 京都府・京都市(1935)「京都土地区画整理事業概要」pp.53-56に収録されている「町界町名地番ノ整理」の用語に依った。
- 6) 建築の1階及び2階のセットバック距離を建築線によって定めたり，排水を街区内の裏サービスとするなど，他に見られない意欲的な試みが行なわれた地区でもあった。
- 7) 東紫野では南西部に既成密集住宅地があり，そこでは大規模な工事を行わず将来を見越しての建築線の指定に留めたとの記述がある。「概要」pp.37-39
- 8) 鶴田・佐藤(1994)では北第二，西寺，西ノ京北部など既存宅地を含む地区の街区形状や画地割の分析を行い設計水準の評価を行なっている。
- 9) 「新要綱」が整備される以前、町割計画の事実上のガイドラインとして参照されたことが知られる。  
第3章参照
- 10) 西ノ京北部(1950)と西第五(1960)における突抜町(7354.2 m<sup>2</sup>)，西第五(1950)における西町(4,297.2 m<sup>2</sup>)，大上之町(9,144.9 m<sup>2</sup>)，大宮町(9,748.1 m<sup>2</sup>)など。
- 11) 西第五(1960)における突抜町，堀川町，行衛町，下横町の町界線など。歴史的な旧市街地における町割の典型的な形態を示す。
- 12) 「旧方針(1935)」に町割，町面積及び町区域について，次のように書かれている。『(1)町割ノ方式 路線式ヲ原則トシ已ムヲ得ザルトキハ街廓式又ハ結合式ヲ併用スルモノトス。／(2)町割 一，町ノ形ハ南北ニ長キ短冊型トス(略)。／(3)町面積 三街廓ニ相当スル面積五千四百坪内外ヲ標準トス。／(4)町区域 一，原則トシテハ一箇町内ニ南北ノ道路一條ト東西ノ道路三條ヲ含マシムルモノトシ，先ズ街廓ノ中央ヲ南北ニ縦貫スル線ニヨリ各街廓ヲ半裁シ斯克シテ生ジタル南北ニ通ヅル道路ノ両側ニ二箇ヅノ相對スル半街廓南北両端ニ一箇ヅノ相對スル四分ノ一街廓トノ一団(結局半街廓四箇四分ノ一街廓四箇合計三街廓ヨリナル)ヲ以テ町ノ基本区域トス。(註)結合式或ハ街廓式ニ於テ道路河川ヲ以テ町界トスル場合ニハ其ノ中心線ヲ以テ町ノ境界線トス。』
- 13) 西第四(1967)については、市による一覧表「京都市の区画整理」(註9)によれば、戦前の事業認可であるが、中途から根拠法令が戦後の土地区画整理法に変わっている。
- 14) ここでは、京都府・京都市(1935)「京都土地区画整理事業概要」pp.48-49に収録されている、平井高原土地区画整理組合の項を示す。

本地区ハ市ノ東北ニ位シ東ハ疏水分線ヲ隔テ北白川土地区画整理組合ト接シ西ハ都市計画土地区画整理東第一地区南ハ京都帝国大学農学部農場ニ接続シ北ハ付近唯一ノ東西路線タル通称茶山街道ニ至ル東西四町南北五町ヲ有スル一団ノ土地ニシテ高燥ナル住宅地ナリ。地勢ハ西方ニ向ッテ百分ノ一内外南方ニ向ッテ三百分ノ一内外ノ傾斜ヲナシ大部分ハ耕地ナリキ。従前ノ交通状態ニ至リテハ全ク不便極

マルモノニシテ只地区北端に沿ヘル茶山街道（幅員約九尺）及ビ疏水分線西堤（有効幅員約九尺）ガ地区界ニ沿ヒテ漸ク車馬ヲ通ジ得ルノミニシテ其ノ他ノ道路ハ辛フジテ人ノ通行シ得ル程度ノ野道アルニ過ギズ土地ノ区画亦頗ル不規則ニシテ利用価値甚ダ少カリキ。然ルニ土地高燥ナル上風景又佳ナルヲ以テ近時住宅地トシテ家屋ヲ新築スルモノ相繼デ起リ漸次市街化シツヽアル状態ナリ。



### 第3章 京都市の土地区画整理地区における町割に関するガイドラインの検討

## 1. 本章の目的

大正末期以降、京都市は環状道路の整備に併せ、外縁部の郊外地域で土地区画整理事業を誘導あるいは実施してきた。こうしてできた市街地の中には、その町名の与え方、町割の仕方等に独特の原則が適用されているものがある。特に町割については、旧市街に見られる伝統的な両側町のシステムを応用したとみられるものが、昭和の一時期に集中してみられる。

京都の土地区画整理事業史については、中川<sup>1)</sup>らによりさまざまな観点から研究されてきた。またその設計内容や技術的ガイドラインについても、大正期の敷地割調査会によるものを中心に、鶴田・佐藤<sup>2) 3)</sup>、埜・川上<sup>4)</sup>らによる研究蓄積がある。しかし、そうした物的・土木的環境の上に重ねられる社会的なレイヤーである「町割」について、どのようなガイドラインが策定され適用されてきたかについては、ほとんど論じられたことがなかった。

本章は、京都市建設局市街地整備課より提供を受けた文書を詳細に比較し、路線式町割による両側町構造が採られた昭和初期における京都市の土地区画整理事業を中心に、町割の考え方の変遷を整理しようとするものである。

## 2. 路線式両側町モデルを持つ土地区画整理地区

京都市域においては、1925（大14）年に施行された小山花ノ木地区を皮切りに、100件以上の土地区画整理事業が施行されてきた。その町割システムはさまざまであるが、1935～1941（昭10～16）年に換地処分を迎えた地区に集中して両側町モデル（路線式町割）の適用が見られる。本論文では、路線式町割を用いた両側町モデル（以下、「路線式両側町モデル」という）が取られた時期の技術的ガイドラインの文書を検討する。それが適用された地区群としては、賀茂第一区（1926～1935）、紫野門前町（1926～1935）、賀茂第二区（1928～1936）、紫竹芝本（1929～1936）、西紫野（1929～1936）、東紫野（1929～1936）、上堀川（1932～1937）、下鴨（1930～1938）、西第一（1932～1939）、平井高原（1931～1939）、金閣寺（1931～1941）、西第一（1932～1939）（数字は、事業認可年度～換地処分年度）が挙げられる。それらが適用された地区群の分布を図2-1に、典型例として平井高原地区（1931～1939）の街区配置と町割を図2-2に示した。また、ここまで前置きなしに「路線式両側町モデル」と呼んできたものについては、文書の詳細比較の中で論じたい。

## 3. 5つのガイドラインと3つの経緯書

ここで検討を行なう文書は次のテキスト群である。文書番号を附し、本稿巻末に全文を掲出する。文書1～5が要綱等のガイドライン的なもの、文書6～8がそれらの経緯を示すものである。なお、これら文書の採録に当っては、適宜旧字体を新字体に改めた。

### （1）「整理後の町界町名地番設定（方針の部）」

「整理後の町界町名地番設定」は、1931（昭6）年11月発行の京都市による冊子「大

京都の都市計画に就て」の一節をなすものである。経緯を示す部分と箇条書きされたガイドラインの部分からなり、ここでは後者を「方針の部」（文書1）とし、「大京都」と呼ぶことにする。前者を「経緯の部」（文書6）とし、分けて整理する。

（2）「京都市区画整理地区ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要」

京都市市街地整備課に、独立した文書として所蔵されていたものである。今回入手した文書においては、当時の担当部署や決裁経過、決定年月日等の記載はない。「京都土地区画整理事業概要」に示された経緯（文書7）には、1931（昭6）年に決定されたものとしてその名が出てくる。以下、本稿においては「綱要」という（文書2）。

（3）「町界町名地番の整理（方針の部）」

「町界町名地番の整理」は1935（昭10）年の京都府・市による「京都土地区画整理事業概要」の一章をなすテキストである。整理方針が定まるまでの経緯を示す部分と、ガイドラインそのものの記載とに分かれる。本稿においてはガイドラインの部分を「町界町名地番の整理（方針の部）」とし、あるいは単に「旧方針」と略す（文書3）。

（4）「（旧）京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱」

1974（昭49）年に新要綱が施行されるまで効力を持っていたとされるガイドラインである。施行時期については、新要綱の説明文書（文書8）においては、1931（昭6）年とされているが、これについては、後述するように疑問の点がある。今回入手したものは、次に挙げる現行の新要綱の文書に添付されていたものである。以下、本稿においては「旧要綱」という（文書4）。

（5）「京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱<sup>5)</sup>」

昭和49年（1974）に施行された新要綱である（文書5）。表紙において、「49.10.21市長決定」「都市計画局区画整理課」と明記されている。

（6）「整理後の町界町名地番設定（経緯の部）」

1931（昭6）年「大京都の都市計画に就て」収録の同名の章のうち、経緯をまとめた部分である。本稿においては文書6という。有識者会議のメンバーについての記載がある。

（7）「町界町名地番の整理（経緯の部）」

1935（昭10）年の文書3の冒頭に付された経緯文である。文書3と同様、本稿では収録書籍の章名を取り、「町界町名地番の整理（経緯の部）」とし、文書7という。先に述べたように、この中に「京都市区画整理地区ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要」の文字がある一方、この「経緯の部」に続く「旧方針」の位置づけは明確に示されていない。

（8）「京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱の改正について」

文書4同様、文書5に付随する説明文であり、1974（昭49）年改正の意義が、それまでの経緯を含めて書かれているものである（文書8）。

## 4. ガイドライン文書の構成と形式

以下、内容の検討に先んじて、ガイドライン5文書について、構成、形式及び内容の比較検討を行なう。

### 4.1. 構成の比較

文書の構成については、大項目の配列については、「大京都」「綱要」「旧方針」「旧要綱」はほぼ共通している。特に「大京都」と「綱要」、「旧方針」と「旧要綱」はそれぞれ番号の書式等は異なるがほとんど同じである。「大京都」「綱要」に比較すると「旧方針」「旧要綱」では、詳細項目数の減少が見られる。「新要綱」ではこれまでとはまったく順序が変わるとともに、街路名と町界町名の標示に関する項目が消えている。また町の境界や境界線についての項目が設けられているのも特徴的である（表3-1）。

また「新要綱」では、「町界町名」という大きなくくりが解体され、全体に階層の浅いフラットな印象のものになっている。

表 3-1 ガイドライン文書の構成の比較

大京都	綱要	方針	旧要綱	新要綱
-	-	-	-	趣旨 (1項目)
町界町名 ・町割の方式 (1項目) ・町割 (3項目及理由) ・町面積 (1項目及理由) ・町区域 (3項目及理由) ・町名 (4項目及理由) ・街路名 (1項目及理由)	町界町名 ・町割ノ方式 (1項目) ・町割 (2項目) ・町面積 (1項目) ・町区域 (1項目) ・町名 (1項目) ・街路名 (1項目)	町界町名 ・町割ノ方式 (1項目) ・町割 (2項目) ・町面積 (1項目) ・町区域 (1項目) ・町名 (1項目) ・街路名 (1項目)	町界町名 ・町割ノ方式 (1項目) ・町割 (2項目) ・町面積 (1項目) ・町区域 (2項目) ・町名 (1項目) ・街路名 (1項目)	整理区域 (1項目) 町の形状 (1項目) 町の大きさ (1項目) 町割りの方式 (2項目) 町の境界 (1項目) 町の境界線 (1項目) 町の名称(4項目)
地番 (5項目及理由)	地番 (5項目)	地番 (5項目)	地番 (5項目)	地番 (4項目)
町界町名の標示 (1項目及理由)	町界町名の標示 (1項目)	町界町名の標示 (1項目)	町界町名の標示 (1項目)	-
学区界・組合等についての記述	-	-	-	附則(2項目)



## 4.2. 形式の比較

各ガイドラインの内容の検討に入る前に、それぞれの形式を見ておくことにする。「大京都」「綱要」「旧方針」は、文語体で書かれ、送り仮名は歴史的仮名遣いである。特に「綱要」「旧方針」は片仮名書きで句読点の打ち方なども現代の文とはだいぶ違っており、決して読みやすいものとはいえない。一方「旧要綱」は「旧方針」とほぼ同内容ながら、ほぼ口語体、漢字平仮名まじり文で書かれ平易な印象を与えるものとなっている。

「大京都」及び「綱要」には随所に「註」が加えられている他、各大項目に詳細な「理由」が附されている。初期のガイドラインがどのような考えのもとに生まれたのか考える上で、参考になるものである。「旧方針」においては「理由」欄はなく、ところどころに「註」が設けられているのみである。「旧要綱」は「旧方針」とほとんど同内容ながら、「註」は設けられていない。

## 5. ガイドライン文書の内容の比較検討

ガイドライン文書の主な項目について相互比較を試みる。まず、よく似た構成を持つ「大京都」「綱要」「旧方針」「旧要綱」の共通点と差異について検討を行い、次いでそれらと「新要綱」との比較を行なうこととする。

### 5.1. 戦前のガイドライン群の検討

#### 5.1.1. 「大京都」と「綱要」について

この2文書はほとんど同一の内容を持つ。「綱要」において「街廓」とされているところが「ブロック」と書かれていること、街路名称に付す字として「北」「南」等の他に「上」「下」等が挙げられていること、その他句読点の位置や表記の差など、細かな差異が見られる。

「大京都」は1931（昭6）年11月に発行された冊子に収録されたものであり、「綱要」も1931（昭6）年3月に決定されたとの記事が文書7に見られ、時期的にごく近いものと考えられる。上で見たように、構成もほぼ同じである。

#### 5.1.2. 「旧方針」と「旧要綱」について

この2文書も、内容的にはほとんど同一である。「旧方針」は1935（昭10）年の冊子に記載されているもので、その時点では最新のものであったと考えられる。一方「旧要綱」は文書8によれば1931（昭6）年3月のものとされるが、同年のものと思われる「大京都」「綱要」とは異なった内容を持つ。口語、新仮名遣いといった点からは、むしろより新しい時代に書かれたもののように見える。

### 5.1.3. 「綱要」「旧方針」の比較検討

これら4つのガイドライン文書は、上で見たように構成及び内容の類似性から大きく2つのグループに分けられる。ここでは「綱要」及び「旧方針」にそれぞれを代表させ、比較を試みたい。

#### ①町割の方式について

町割の方式については、2文書とも「路線式を原則とする」との内容の、ほぼ同一の文言である。特に「綱要」においては、「路線式」「街廓式（新旧要綱においては「街かく式」）」「結合式」の3方式についての「註」が付記されている。それによれば、「路線式」とは「街路に沿う建築敷地をもって町を構成するもの」、「街廓式」とは「1または2以上の街廓をもって町を構成するもの」、「結合式」とは「路線式を加味した街廓式で主要道路の両側に並列する街廓集団をもって町を構成するもの」とされる。これら2文書において原則とされている「路線式」では、町が道路で仕切られるのではなく、町の中に道路がある構造であることがわかる。

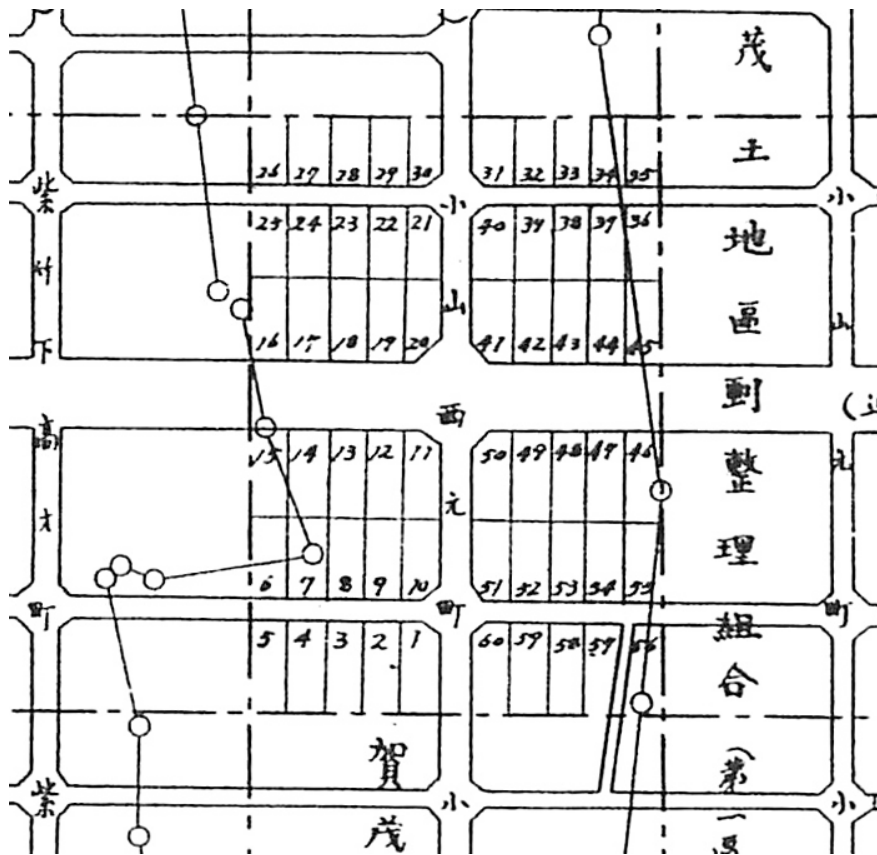


図 3-1 町名地番方式図（「旧方針」所収）

「綱要」においては、次の「町割」の項にて「路線式」を採用する理由が5項目列挙されている。その中で「路線式ハ通信訪問ヲ便利ニシ修交関係共同自治関係等ニ於テモ他ノ方式ヨリハ比較的効果多シ」「旧市ノ町割ハ路線式ヲ以テ成ヘク京都旧来ノ傳統ヲ尊ヒ旧市トノ町割ノ連絡ヲ取ルタメ」の2項目は特に注目される。前者は道路を介した各戸へのアクセス性とコミュニティ形成について言及しているからであり、後者は京都の都市的伝統としての路線式（両側町モデル）に言及しているからである。京都の旧市街地の町割が両側町となっていることはよく知られているが、その伝統を新市街地に援用しようという考えがうかがえる。

## ②町の形状

「町割」については、「旧方針」においては、「南北に長い短冊形」とし、例外として「四條七條（京都市においては東西方向の幹線）」の如き大通りにおいては商店街を形成する関係上東西に長い短冊形でもよいとしている。それに対し「綱要」では、同様の例外を挙げるとともに、市の「南部及び北部」においては「南北に長い短冊形」、「東部及び西部」においては「東西に長い短冊形」としているところが異なる。

## ③町面積

2文書の記述は住宅地については「5,400坪（17,700㎡）」程度ということで共通している。「綱要」においては工業地について「7,000～10,000坪（23,140～33,060㎡）」が挙げられている。「綱要」の「理由」においては、2,000～3,000坪（6,610～10,000㎡）という旧市街の町がコミュニティの細胞的単位としては過小であるという認識が示され、住宅地においては一筆あたり50～100坪、工業地においては一筆あたり70～150坪の敷地が100筆程度集合するモデルを提示している。

## ④町区域

町区域についてもこれまでの項目と同じように、「綱要」においては「南部及び北部」と「東部及び西部」でやや異なったモデルが示され、「旧方針」ではそれらが取捨選択され、単純化されている。「南部及び北部」のモデルのみが、「旧方針」に残っている。

「綱要」における「東部及び西部」のモデルは、先の「東部及び西部ニ於テハ～東西ニ長キ短冊形トス」とあるのに呼応するもので、「南部及び北部」のモデルを90度回転させたものとみることができる。「町割」の項と併せ読むと、「綱要」においては相互に連担する土地区画整理事業群によって整備される環状の幹線道路に対し、長辺が直行する形で短冊形の町割が構想されていたようである。「西第一地区」（1932～1939）は実際に西部地区で路線式両側町モデルが適用された事業であるが、ここでも南北に長い短冊形町割が使われており、「綱要」にみるような西部東部における東西に長い町は実際には造成されなかった。

この「町区域」の項においては、これまで「町割の方式」「町割」「町面積」等ではばらばらに挙げられてきた要素が初めて構造化される。約100筆の敷地群が、道路を軸に南北に長い短冊形に構造化されるのである。「旧方針」において「綱要」より簡明なものとなった当該部分を引く。「原則トシテハ一箇町内ニ南北ノ道路一條ト東西ノ道路三

條ヲ含マシムルモノトシ、先ズ街廓ノ中央ヲ南北ニ縦貫スル線ニヨリ各街廓ヲ半裁シ斯克シテ生ジタル南北ニ通ヅル道路ノ両側ニ二箇ヅト相対スル半街廓南北両端ニ一箇ヅト相対スル四分ノ一街廓トノ一団(結局半街廓四箇四分ノ一街廓四箇合計三街廓ヨリナル)ヲ以テ町ノ基本区域トス」。これを図解すると図 2-3 のようになる。これは昭和 10 年代に換地処分を迎えた事業の多くに見られる実際の町割構造ときわめてよく似ている。これが、本稿でもこれまで言及してきた路線式両側町モデルである。

#### ⑤町名について

これまでのところは、「綱要」と「旧方針」の内容は若干の相違を含みつつも、基本的な考え方は共通するところが多かった。しかしこの「町名」においては、抜本的に異なる記述となっている。

「綱要」における町名原則は、町の内部で交叉する 2 本の街路名を重ねて町名とするというシステムティックなものである。交叉する道路の名を重ねて交差点を名付けるというのは、京都の旧市街地の住所表示の方法に近い<sup>6)</sup>。「理由」において、旧市街地では「〇〇通△△通上ル」のような通り名と町名とを重ねが冗長なものとなっていることを批判し、町名と街路名(中心交差点名)を一致させることで、より簡明な住所表示をなすことを目指したことが書かれている。この街路名と町名を一致させる考えは、「綱要」を貫くものの一つでもあり、先に見た「町割」の項の「理由」や、「街路名」の項の内容にもそれは表れている。

「旧方針」での考え方は、それぞれの場所の旧大字名と旧小字名を組み合わせて、新町名とするというものである。実際に施行された地区においては、この方法で町名が付けられている。

#### ⑥街路名について

町名との関わりによって、街路名の取扱にも大きな違いが見られる。「綱要」では街路名は数多くの町の名に関わってくるため、多くの道街路に「公称名」を付ける必要が生じる。「綱要」における「其他ノ通りハ何(北)通何(南)通、又ハ何西通何東通(例ヘバ紫野北通又ハ紫野南通)ト呼バシムルモコノ通名ハ通称ニ止メ公称トシテ用ヒザルモノトス」という記述は興味深い。主要街路名に東西南北を付してサブ街路名とするのは、通称名としては良いが公称名とすべきでないといっている。ここには、町名≒街路名は、やはりなんらかの固有的な名称を持つべきであるという考えをうかがうことができよう。

「旧方針」においては、異なる町名方式が提示されているため、町名と街路名を関連づけた「綱要」に比べると、ごくあっさりとした記述になっている。旧市街地から連絡する既に名のある街路を除いては、主要街路だけ名付け、あとは東西南北を付して済ますということである。

#### ⑦総合的比較

以上「町界町名」の部分について、初期ガイドライン文書の項目毎の比較を行なったが、ここでその全体を振り返ることとする。

新都市のミクロな細胞となる町割や、町と街路の関係については、「綱要」「旧方針」に代表される2つの文献群の基本的考え方は共通している。それは本稿において路線式両側町モデルと呼んできたものである。これを共有しながらも、「綱要」で提示されていた東部及び西部での、「東西に長い短冊形」や、その構造についての記述は、「旧方針」では見られなくなる。

「綱要」においては東部及び西部では横長の町が構想されていたことから、都市のマクロな構造として環状幹線道路に直行する形で放射状に町が配されるイメージがあったと思われるが、「旧方針」では、このような都市全体を貫く構造への言及は見られない。

一方、町名と街路名についての考え方については、「綱要」で提示された街路名を町名と一致させるシステムティックな方法は「旧方針」では破棄され、現地の旧字名等を活かす方法が採られる。

以上、さまざまな相違点を持つ初期ガイドライン文書群であるが、町割においても町名においても、一定の歴史主義的な性格を持っていることには注目したい。

こうした性格については、1931（昭6）年の文書6において「各地区の沿革を稽へその固有の伝統を保持しつゝ」「昨年（著者註：昭和五年）十一月斯界の権威たる京大教授西田直二郎、石橋五郎両博士、郷土史家猪熊淺麿、出雲路通次郎氏等を該委員に嘱託し調査審議を重ねる事…」、1935（昭10）年の文書7において「昭和五年十一月二十六日京都帝大教授其ノ他故事ニ通暁セル識者ニ嘱託シ…」とあることとも整合的である。西田は国史学者、石橋は地理学者である。ガイドライン策定に当たっての、京都固有の伝統への配慮は企図されていたものであったことがわかる。なお、上記両文書に見える昭和5（1930）年11月の有識者会議は同一のものとみられ、翌6年（1931）の「綱要」に繋がっていくものである。

## 5.2. 戦後のガイドラインの検討

### 5.2.1. 「旧方針」と「新要綱」の比較検討

これまで論じてきた4文書は、1931（昭6）年から1935（昭10）年の間に成立したものと考えられ、その時期は比較的近接している。しかし「新要綱」の施行は1974（昭49）年となっており、その間にはほぼ40年の開きがある。時間が開いているだけでなく、その間には第二次世界大戦と高度成長という大きな社会的な動きがあった。「旧方針」「旧要綱」ができた頃とは「時代が違う」のであり、その内容も大きく変わっている。

まず最大の変更点は、それまでの原則であった「路線式」が撤回され「街かく式（街廓式）」が原則となった点である。面積規模については、住宅地（他に商業地、工業地の設定あり）であれば $150 \text{ m}^2/\text{筆} \times 200 \text{ 筆} = 30,000 \text{ m}^2$ を標準とする旨の記載がある。旧要綱に比して、筆数と町面積の拡大が見られる。筆数は2倍、町面積は1.7倍となっている（図2-2）。この200筆を「旧方針」に見える三街廓相当の町区域の路線式両側町

表 3-2 一箇町の面積，筆数（住宅市街地の場合）

市街地種類	面積（㎡）	筆数	備考
旧市街地	6,610～ 10,000	-	「綱要」参照
「旧方針」 「旧要綱」	17,700	100	
「新要綱」	30,000	200	

表 3-3 新要綱における町界の取り扱い

「新要綱」の項目名	「新要綱」における町界に関する主な記載内容	「旧方針」等の記載とその実際
町の形状	…境界が複雑とならず、かつ飛び地が生じないように簡明な境界線をもって…おおむね四角形の一団を形成…	街区内の換地筆界線が町界となるため、微細なクランクが多数生じ、町は概ね短冊状ながら複雑な形状(図 2-3 参照)
町の境界	…道路、河川、水路、鉄道等恒久的な施設をもって定める…現地の状況によりこれにより難しい場合においては、筆界線等をもって定めることができる…	街区内の換地筆界線（民境界）が主な町界線となる。これらは公共的には保全され難い。道路や河川等の公共施設を境界とするの例外的
町の境界線	町の境界線は、公共施設等の側線をもって定める…	道路河川を境界とする時は中心線をもってとの記載あり

モデルに組み込むのは、幾何学的に困難であると思われる<sup>7)</sup>。そしてかつて「南北に長い短冊形」とされた町の形状は、ここでは「おおむね四角形の一団」とされた。

興味深いのは、町の境界についての記述が多く見られることである。条文としても「町の境界」「町の境界線」という項目が独立して設けられているほか、「町の形状」においても、町の境界に関する記述が見られる。このことは、「旧方針」「旧要綱」ではあまり強く意識されていない町界線について、あえて定めなければならない現実的な問題が生じていたことがうかがわれる。これら、「新要綱」に見られる町界についての記述

と、「旧方針」による地区の実際を整理すると、表 3-3 のようになる。

昭和初期につくられた「旧方針」に準拠した地区では、街区内を縫うように走る町界線は微細な屈曲を多数持つ形状となり、また公衆の目につかず公的には保全しにくい街区の奥の民間敷地同士の境界を走ることとなる。「新要綱」の「町の境界線」の項では、公共施設によって境界を定める際に、道路・河川中心線ではなく、官民境界が確実に現地に表示される側線が選ばれている。ここでも町界を、誰からも確認できる状態にすることと、恒久的に公共において管理できる場所に設けることが、強く意識されているといえる。

## 6. ガイドラインの制定経緯について

### 6.1. 「大京都」「綱要」「旧方針」「旧要綱」について

昭和初期の「大京都」「綱要」「旧方針」「旧要綱」は、どのような順番で作られ、お互いにどのような関係をもつのだろうか。

表-4 は、1931（昭 6）年「大京都の都市計画に就て」及び 1935（昭 10）年「京都市地区画整理事業概要」の経緯の部の記載事項を比較したものである。1931（昭 6）年 3 月時点で「京都市区画整理地区内ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要」の名と、「東は賀茂街道、西は大徳寺通、北は旧市郡境、南は疏水を境とする五十余万坪の区域」「賀茂第一、第二、上堀川、紫竹芝本、紫野門前、東紫野」といった具体的な対象地区名が出てくる。先に見たように「綱要」は北部地区のみならず、東部西部地区も含めたマクロな都市構造への言及があるものであった。その後上記地区の組合関係者を入れた連合委員会、連合協議会が開催される中で、町界町名の具体案の検討と同時に修正されていき、「旧方針」にみるようなものになっていったものと思われる。

この過程で起きたことはまず第一に、京都市全体のマクロな構造への言及の欠落と「綱要」で北部南部地域に限るとされた「南北に長い短冊形」のクローズアップ、第二に街路名町名の考え方の変更である。この第一の変化は、経緯を鑑みると「旧方針」が上記地域を対象とした「具体案」であって、市全体における原則を示したガイドラインではなかった可能性を示している。「旧方針」が「京都市地区画整理事業概要」の時点で要綱としての位置付けを持っていないこともその可能性を支持するものであろう。

「綱要」については、文書 7 において 1931（昭 6）年 3 月に決定されたとの記載が見える。また「旧要綱（旧京都市地区画整理地区内における町名地番整理要綱）」については、文書 8 にやはり 1931（昭 6）年 3 月に決定されたと書かれている。しかしながら、先に検討したように「綱要」と「旧要綱」（「旧方針」とほぼ同内容）とは、路線式両側町モデルを共有しながらも、町名設定の考え方等随所に大きな違いが見られ、同じ 1931（昭 6）年 3 月に決定されたということは疑わしい。しかし「新要綱」の起案時においては、「綱要」と「旧要綱」が同一視されているかのように見受けられるのである。

「旧方針」（旧要綱とほぼ同内容）はガイドラインとしての表題を持たないが、文書

7の経緯を受けての成果として書かれていることから、1931(昭6)年12月22日の「協議会」、あるいは昭和7年(1932)10月の「連合委員会」にて決されたものと考えられ、収録されている「京都土地区画整理事業概要」が発行された1935(昭10)年では最新のものであったと考えられる。「旧方針」と「旧要綱」はほとんど同内容ながら、前者は文語・旧仮名遣い・漢字片仮名まじり文、後者は口語・新仮名遣い・漢字平仮名まじり文という相違がある。ここから、現在「旧要綱」とされているテキスト自体は、戦後の国語改革以降にリライトされたものであろうということ、またその際に「旧方針」が参照されたであろうということを推測することには、一定の合理性があると考えられる。その際に「綱要」との同一視が起きた可能性もあるが、ここではその可能性を指摘するに留める。

ただ「旧方針」が、ある時点で要綱のように扱われ、北部地域以外に援用されるようになったことは間違いない。「綱要」に立ち戻れば、西部地域での事業において「東西に長い短冊形」の町割を軸とした具体案が作られてもよかったはずであるが、西第一(1939)や、平井高原(1939)で明瞭な「南北に長い短冊形」が見出されることは、「旧方針」の全市的ガイドライン化、事実上の要綱としての運用が行われたことを示すものである。

## 6.2. 新要綱の周辺

文書8は、「新要綱」の制定理由として、「時代の推移に伴い、実情に沿わない面がでてきており、現在ほとんど適用されず『住居表示に関する法律』等を参考にしている」ことを挙げている。

この箇所からは、「新要綱」が施行されるまで「旧要綱」が墨守されていたわけではなく、それよりも早い時期に既に使われなくなっていたことが文面からうかがわれるが、ここで触れられている「住居表示に関する法律」が施行される1962(昭37)年のさらに20ほど前、既に第2章で見たように、1941(昭16)年を最後に路線式両側町モデルは採用されなくなっている。

路線式両側町モデルが見られるようになる1935(昭10)年は、いうまでもなく1930(昭5)年以來の議論を受け、市会にて「賀茂第一、第二上堀川、紫竹芝本、紫野門前、東紫野、西紫野」各組合の町界町名が決定され、「旧方針」が掲載されている「京都土地区画整理事業概要」が発行された年である。路線式両側町モデルは、この後10年間も保たなかったのである。

路線式両側町モデルが使われなくなっていた背景については、権利関係の複雑化、意思決定における民主化、既存建物群が多数ある場合の困難さ<sup>8)</sup>、宅地のあり方の多様化<sup>9)</sup>などが考えられる。これらについては第4章で検討したい。

また、1974(昭49)年の文書8には、「『住居表示に関する法律』等を参考にしているのが現状である」との記述があるが、「旧方針」等に見られる「路線式両側町モデル」が使われなくなってから、1962(昭37)年の同法施行前後とで、町割の考え方に



どのような変化が見られるのか、また同法が「新要綱」にどのような影響を与えたかについても第4章で取り上げる。

表 3-4 「大京都の都市計画に就て」及び「京都土地区画整理事業概要」にみる経緯

大京都の都市計画に就て (昭和6年)の記載		京都土地区画整理事業概要 (昭和10年)の記載	
時期	出来事	時期	出来事
S5.11.26 (1930)	町界町名地番設定調査委員会(第1回)	S5.11.26 (1930)	町界町名地番ニ関スル協議会(第1回)
S6.3 (1931)	「調査審議を重ねる事十数回、其第一次調査としては東は賀茂街道、西は大徳寺通、北は旧市郡境、南は疏水を境とする五十余万坪の区域に対し此程成案を見るに至った」	S6.3 (1931)	町界町名地番ニ関スル協議会(第8回) 「京都市区画整理地区内ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要」 「賀茂第一、第二上堀川、紫竹芝本、紫野門前、東紫野組合地区ニ於ケル設定案」
11	「大京都の都市計画に就て」発行。「綱要」とほぼ同内容のテキストが収録される	12.22	町界町名地番ニ関スル協議会(第9回) 上記を修正
	近い将来のこととして記述：「関係諸組合中よりも委員を選任し、聯合協議会を開いて具体案決定の後、不日市へ稟議する事となっている」	S7.10 (1932)	「北部区画整理区域町界町名地番設定調査連合委員会」 前協議会の終正案をさらに修正
	近い将来のこととして記述：「今後工事完成の地区毎に逐次新町名が市民諸君に相見えるであらう」	S10.1.15 (1935)	市会「賀茂第一、第二上堀川、紫竹芝本、紫野門前、東紫野、西紫野」各組合の町界町名を決定

## 7. 小括

以上、京都市における土地区画整理事業に援用されてきた、町割についてのガイドライン文書群について比較検討を行い、その変遷について論じた。

1935～1941（昭 10～16）年に換地処分を迎えた地区群に特徴的に見られる「路線式両側町モデル」の町割は、「大京都の都市計画に就て（大京都）」「京都市区画整理地区ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要（綱要）」「京都市土地区画整理事業概要」に掲載された「町界町名地番の整理」の「旧方針」、1974（昭 49）年に廃された「旧京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱（旧要綱）」に明確に記載されていた。そして1931（昭 6）年に決定されたという「綱要」においては、路線式両側町モデルの各戸へのアクセス性の確保、コミュニティ形成への寄与の可能性や、京都の都市構造の伝統との関わりが明瞭に意識されていた。

これら戦前のガイドライン文書は、いずれも「路線式両側町モデル」を持つが、「綱要」において東部と西部に構想された東西に長い短冊形の町や、街路名と一致させた町名システム等は、1931～1932（昭 6～7）年に成立したと考えられる「旧方針」「旧要綱」においては採用されていないなど、内容には変遷が認められる。

経緯から見ると、「旧方針」が当初においては北部地域を対象に「綱要」からブレイクダウンされた具体案であった可能性がある。これがそのまま要綱として西部地区にも使われるようになり、当初「綱要」にあった「東西に長い短冊形」の路線式両側町モデルの地区は実現しなかったものと考えられる。

「綱要」に見られる、街路の交差点名と一致させた町名システムは、ある意味現行の市街地の住所の表示法に近いものであるが、新町名は中心市街地から延長される路線以外は新規の道路群の名前に関連づけられることになっていた。「旧方針」においては、当地の大字小字名を組み合わせたものを新町名とするよう変更された。これは元の土地の来歴を伝えるものとなっており、今日も住民に親しまれているところである。

1974（昭 49）年に決定された「京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱（新要綱）」では、それまでの路線式が退けられ街廓式が採られ、町界を道路境界線等永続的な公共施設に置くこととされた。

「旧要綱」は「新要綱」が決定される相当以前に実効性を失っていたことが、「新要綱」の起案文書から読み取れるが、実際の事業地区群の町割を観察することで、それらが昭和 20 年代には使われなくなっていたことが確認された。

文書 1 「整理後の町界町名地番設定（方針の部）」

昭和 6 年（1931）「大京都の都市計画に就て」所収

一、町界町名

(1) 町割の方式

路線式を原則とし必要あるときは街廓式又は結合式を併用するものとする

(註) 路線式とは街路に沿ふ建築敷地を以て町を構成するもの

街廓式とは一又は二以上の街廓を以て町を構成するもの

結合式とは路線式を加味したる街廓式にして主要街路を挟みて並列する街廓の集団を以て構成するもの

(2) 町割

一、南部及び北部に於ては町の形は南北に長き短冊形とする

一、東部及び西部に於ては町の形は東西に長き短冊形とする

但し四條七條の如き大通りは商店街を形成する関係上短冊形を細くしそれ以外のものは巾廣きものとする

一、曲折又は形状その他特殊の事情ある個所は可成不変的地物を境として之れを定めるものとする。

(理由)

一、路線式は通信訪問を便利にし修交関係公同自治関係等に於ても他の方式よりは比較的効果多し

一、新市街は概して大通り又は旧市内に連絡ある通りを中心として発展する傾向あるを以て町割も大通り又は此等の通りを中心として作る必要あり

一、路線式によれば街路名と町名とを一致せしめ依て町名のみにて其所在位置をも判然せしむることを得

一、新市街に於ける街路名を旧市のそれ等と連絡統一するため

一、旧市の町割は路線式を以て成る可く京都旧来の伝統を尊ひ旧市との町割の連絡を取るため

(3) 町面積

一、住宅地商業地に於ては三ブロックに相当する面積約五千四百坪（一万七千七百平方米）とする

工業地に於ては七千坪（二万三千百四十平方米）乃至一万坪（三万三千六十平方米）とする

(理由)

旧市内に於ける一町面積は二千坪（六千六百十平方米）乃至三千坪（一万平方米）

にして此の町面積の余りに小なりし為町名数多く複雑を極め町名は通信、訪問等に際し殆んど存在の意義を認めざりき。惟ふに町面積は都市の自治生活最小単位の外形的規範を形成する所の重大要素なるを以て新市街に於ては旧市街に於けるが如き不便を除くため更に町としての権威を失墜せしめざらんがために町面積を拡大し百戸（一戸約五十坪乃至百坪当り、但し工業地に於ては七十坪乃至百五十坪）前後を以て一町となすを適當と認む

#### (4) 町区域

- 一、東及西の町界は南北に南及北の町界は東西にブロックの中央を縦貫する線に近き換地筆界線又は適当地番設定線を以て町の境界線とす
- 一、南部及北部に於ては原則として一箇町内に南北の道路一條と東西の道路三條とを含ましむるものとし先ずブロックの中央を南北に縦貫する線により各ブロックを半截し斯くして生じたる南北に通ずる道路の両側に二箇ず相對する半ブロックと南北両端に一箇ず相對する四分の一ブロックとの一団（結局半ブロック四箇四分の一ブロック四箇合計三ブロックよりなる）を以て町の基本区域とす
- 一、東部及西部に於ては先ず一箇町内に東西の道路二條と南北の道路二條乃至三條を含ましめ東西道路の両外側のブロックの中央を東西に縦貫する線と南北道路の両外側のブロックの中央を縦貫する南北線とによりて成れる区域を以て町の基本区域とす

(註) 結合式或は街廓式に於て道路河川を以て町界とする場合には其の中心線を以て町の境界線とす

#### (理由)

旧市内の町界は東西か南北か的一方だけが中間線により、他の一方は街路又は一ロットをとりて町界となす。然るに新市街に於ては旧市方式の如く一ロットを取ることとは偶々出来得るとするも概して空地多きため之れが利用不確定なる關係上町区域を複雑化せしむるを以てブロックの中間線を取るを適當と認む

#### (5) 町名

- 一、南部及北部方面に於ては南北の道路名を先に呼び東西の道路中、中央にあるもの名を後に附したるものを以て町名となす  
而して北部に於ける第一号線以北の町名には北と云ふ字を冠し南部に於ける第三号線以南の町名には南と云ふ字を冠す
- 一、東部及西部方面に於ては東西の道路名を先きに呼び南北の道路中中央にあるもの名を其の後に附したるものを以て町名となす  
而して東部に於ける第一号線以東の町名には東と云ふ字を冠し西部に於ける第一号線及三号線以西の町名には西と云ふ字を冠す
- 一、都市計画第一、三、四号事業路線の如き主要街路に該当する個所の町名は主要道

路名を先に呼び其の交叉する中央道路名を後に付したるものを以て町名とす。但し主要街路が交叉する個所の町名は前項に依る

- 一、第十調査区即ち鹿ヶ谷、浄土寺方面及曲折変形其の他の事情に依り必ずしも前二項の方針に寄り難き個所は該方針の精神に其地方の旧名或は史蹟等を考究加味し適當なる町名を附するものとす

(理由)

旧市の町名の如く町名の上に何々通、何通上る下るを冠するは冗長に失するのみならず外来者通信其他公称する場合等に於て不便不利少なからず、然るにこの町名方式は通名と町名とを完全に一致せしむる為、東西、南北の幹線道路と他の道路との交叉点を利用して町名を取入れたるを以て幹線道路名は全部そのまま町名の一部となり直ちにその区域を知り得るのみならず、道路名をそのまま保存することによりて商店街としても京都市旧来の傳統と特徴を維持し、一面町名の複雑化を防ぐことを得るなり

## (6) 街路名

東西南北の主要道路及各町の中央を貫通する道路には公称名を附しこれ等は町名の内容ともなる、其他の通りは何上（北）通何下（南）通、又は何西通、何東通（例へば紫野上通、紫野北通、紫野下通、又は紫野南通）と呼ばしむるも、この通名は通称に止め公称として用ひざるものとす

(理由)

新市街に於ても旧市と同じく街路名即ち通り名を用ふる習慣あり、又道路管理上に於ても重要なものには通り名を附するの便利なるを認む

## 二、地番

- (1) 一箇の地番の面積は五十坪乃至百坪を標準とし、一ヶ町内の地番の数は百番以内とす
- (2) 地番設定線は成可く換地筆界を利用し若しこれを利用し得ざる場合は適當に地番設定線を設けて分割す
- (3) 地番の起点は旧京都市を中心として町の進路の方向に走る主要街路（東部、西部に於て東西街路二筋以上ある場合は其の最南方の分）に沿ふ左側の最初の隅角の筆地を以てす  
而して左側を若番とし右側を老番とし地番進行方式は「通し戸別番地式」とす  
（「綱要」に見える「但し書き」は見えず）
- (4) 地番は一箇町毎に更新せしむ
- (5) 町割の関係上同一町内に異なりたる整理地区ある場合は他の地区の予定地番割をなし暫定的に欠番となし整理するものとす  
（「綱要」に見える「註」は見えず）

(理由)

地番方式と町割との相互作用を活用することによつてあらゆる機能を調和せしむることは町名地番整理の重大要楔なり

旧市街の地番方式は元の組毎に地番を更新せしめ起点を東西隅に置き、区域中最も西部にある南北の通りを北より南に向つて街路の両側に沿ふ筆地を千鳥式に縫ひて進み、第一の通りを終れば次の南北街路を南より北に復り順次第三第四の街路を往復して最東端の街路に終るものにして、地番は六百番以上千番近くに上り徒らに機械的に数字を羅列したるのみにて毫も能率的なる所なく、単に税務及び戸籍官庁に於ける事務上の必要を充し居るに過ぎず

故に新市街に於ては町割と地番方式との密接なる関係を考慮し一層実用的価値を發揮せしむるため新しき地番方式を定めんとするなり

### 三、町界町名の標示

町界及辻角に町界町名の標示をなす

(理由)

旧市街に於ても既に各町の要所々に仁丹製薬会社の町名標示板を用ひつゝあるも、本案の如く新市街がブロックの中心線により町界を定むる場合に於ては斯くの如き標示方法は特に必要なりとす

四、学区界及共同組合関係は地方的に区々なる事情ありて、複雑なる関係を生ずるを以て特に基本の方針を樹立せず施行に当り具体的諸事情を斟酌し適当に解決すること

(傍線は、文書2「綱要」との差異が見られる箇所)

## 文書2「京都市区画整理地区ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要」

昭和6年(1931)

### 一、町界町名

#### (1) 町割ノ方式

路線式ヲ原則トシ已ムヲ得ザルトキハ街廓式又ハ結合式ヲ併用スルモノトス

(註) 路線式トハ街路ニ沿フ建築敷地ヲ以テ町ヲ構成スルモノ

街廓式トハ一又ハ二以上ノ街廓ヲ以テ町ヲ構成スルモノ

結合式トハ路線式ヲ加味シタル街廓式ニシテ主要街路ヲ挟ミテ並列スル街廓ノ集団ヲ以テ構成スルモノ

## (2) 町割

- 一、南部及ビ北部ニ於テハ町ノ形ハ南北ニ長キ短冊形トス
- 一、東部及ビ西部ニ於テハ町ノ形ハ東西ニ長キ短冊形トス  
但シ四條七條ノ如キ大通リハ商店街ヲ形成スル關係上短冊形ヲ細クシソレ以外ノモノハ巾廣キモノトス
- 一、曲折又は形状ソノ他特殊ノ事情アル個所ハ可成不變的地物を境トシテ之レヲ定ムルモノトス。

### (理由)

- 一、路線式ハ通信訪問ヲ便利ニシ修交關係共同自治關係等ニ於テモ他ノ方式ヨリハ比較的効果多シ
- 一、新市街ハ概シテ大通リ又ハ旧市内ニ連絡アル通リヲ中心トシテ發展スル傾向アルヲ以テ町割モ大通リ又ハ此等ノ通リヲ中心トシテ作ル必要アリ
- 一、路線式ニヨレバ街路名ト町名トヲ一致セシメ依テ町名ノミニテ其ノ所在位置ヲモ判然セシムルコトヲ得
- 一、新市街ニ於ケル街路名ヲ旧市ノソレ等ト連絡統一スルタメ
- 一、旧市ノ町割ハ路線式ヲ以テ成ヘク京都旧來ノ伝統ヲ尊ヒ旧市トノ町割ノ連絡ヲ取ルタメ

## (3) 町面積

- 一、住宅地商業地ニ於テハ三街廓ニ相当スル面積約五千四百坪（一万七千七百平方米）トス  
工業地ニ於テハ七千坪（二万三千百四十平方米）乃至一万坪（三万三千六十平方米）トス

### (理由)

旧市内ニ於ケル一町面積ハ二千坪（六千六百十平方米）乃至三千坪（一万平方米）ニシテ此ノ町面積ノ余リニ小ナリシ為町名数多ク複雑ヲ極メ町名ハ通信訪問等ニ際シ殆ド存在の意義ヲ認メザリキ。惟フニ町面積ハ都市ノ自治生活最小單位ノ外形的規範ヲ形成スル所ノ重大要素ナルヲ以テ新市街ニ於テハ旧市街ニ於ケルガ如キ不便ヲ除クタメ更ニ町トシテノ權威ヲ失墜セシメザランガタメニ町面積ヲ拡大シ百筆（一筆約五十坪乃至百坪当リ但シ工業地ニ於テハ七十坪乃至百五十坪）前後ヲ以テ一町トナスヲ適当ト認ム

## (4) 町区域

- 一、東及ビ西ノ町界ハ南北ニ南及ビ北ノ町界ハ東西ニ街廓ノ中央ヲ縦貫スル線ニ近キ換地筆界線又ハ適当地番設定線ヲ以テ町ノ境界線トス
- 一、南部及ビ北部ニ於テハ原則トシテ一箇町内ニ南北ノ道路一條ト東西ノ道路三條ト

ヲ含マシムルモノトシ先ヅ街廓ノ中央ヲ南北ニ縦貫スル線ニヨリ各街廓ヲ半截シ  
斯克シテ生ジタル南北ニ通ズル道路ノ両側ニ二箇ヅノ相對スル半街廓ト南北兩端  
ニ一箇ヅノ相對する四分ノ一街廓トノ一團（結局半街廓四箇四分ノ一街廓四箇合  
計三街廓ヨリナル）ヲ以テ町ノ基本区域トス

- 一、東部及ビ西部ニ於テハ先ヅ一箇町内ニ東西ノ道路二條ト南北ノ道路二條乃至三條  
ヲ含マシメ東西道路ノ兩外側ノ街廓ノ中央ヲ東西ニ縦貫スル線ト南北道路ノ兩外  
側ノ街廓ノ中央ヲ縦貫スル南北線トニヨリテ成レル区域ヲ以テ町ノ基本区域トス  
（註）結合式或ハ街廓式ニ於テ道路河川ヲ以テ町界トスル場合ニハ其ノ中心線ヲ以テ町  
ノ境界線トス

（理由）

旧市内ノ町界ハ東西カ南北カノ一方ダケガ中間線ニヨリ他ノ一方ハ街路又ハ一ロッ  
トヲトリテ町界トナス然ルニ新市街ニ於テハ旧市方式ノ如ク一ロットヲ取ルコトハ  
偶々出来得ルトスルモ概シテ空地多キタメ之レガ利用不確定ナル關係上町区域ヲ複  
雑化セシムルヲ以テ街廓ノ中間線ヲ取ルヲ適当ト認ム

（5）町名

- 一、南部及北部方面ニ於テハ南北ノ道路名ヲ先ニ呼ビ東西ノ道路中、中央ニアルモノノ  
名ヲ後ニ附シタルモノヲ以テ町名トナス  
而シテ北部ニ於ケルオ一號線以北ノ町名ニハ「北」ノ字ヲ冠シ南部ニ於ケルオ一  
號線及三號線以南ノ町名ニハ「南」ノ字ヲ冠ス
- 一、東部及西部方面ニ於テハ東西ノ道路名ヲ先キニ呼ビ南北ノ道路中中央ニアルモノノ  
名ヲ其ノ後ニ附シタルモノヲ以テ町名トナス  
而シテ東部ニ於ケルオ一號線以東ノ町名ニハ「東」ノ字ヲ冠シ西部ニ於ケルオ三  
號線以西ノ町名ニハ「西」ノ字ヲ冠ス
- 一、都市計画オ一、三、四號事業路線ノ如キ主要街路ニ該当スル個所ノ町名ハ主要道  
路名ヲ先ニ呼ビ其ノ交叉スル中央道路名ヲ後ニ付シタルモノヲ以テ町名トス但し  
主要街路ガ交叉スル個所ノ町名ハ前項ニ依ル
- 一、オ十調査区即チ鹿ヶ谷、浄土寺方面及ビ曲折變形其ノ他ノ事情ニ依リ必ズシモ前  
二項ノ方針ニ寄り難キ個所ハ該方針ノ精神ニ其地方ノ旧名或ハ史蹟等ヲ考究加味  
シ適當ナル町名ヲ附スルモノトス

（理由）

旧市ノ町名ノ如ク町名ノ上ニ何々通何通上ル下ルヲ冠スルハ冗長ニ失スルノミナラ  
ズ外来者通信其他公称スル場合等ニ於テ不便不利少ナカラズ然ルニコノ町名方式ハ  
通名ト町名トヲ完全ニ一致セシムル為東西南北ノ幹線道路ト他ノ道路トノ交叉点ヲ  
利用シテ町名ヲ取入レタルヲ以テ幹線道路名ハ全部ソノマヽ町名ノ一部トナリ直チ  
ニソノ区域ヲ知り得ルノミナラズ道路名ヲソノマヽ保存スルコトニヨリテ商店街ト  
シテモ京都市旧來ノ傳統ト特徴ヲ維持シ、一面町名ノ（判読不能一字）語化ヲ防グ



コトヲ得ルナリ

(6) 街路名

東西南北ノ主要道路及ビ各町ノ中央ヲ貫通スル道路ニハ公称名ヲ附シコレ等ハ町名ノ内容トモナル、其他ノ通りハ何（北）通何（南）通、又ハ何西通何東通（例ヘバ紫野北通又ハ紫野南通）ト呼バシムルモノノ通名ハ通称ニ止メ公称トシテ用ヒザルモノトス

(理由)

新市街ニ於テモ旧市ト同ジク街路名即チ通り名ヲ用フル習慣アリ、又道路管理上ニ於テモ重要ナルモノニハ通り名ヲ附スルノ便利ナルヲ認ム

二、地番

- (1) 一箇ノ地番ノ面積ハ五十坪乃至百坪ヲ標準トシ一箇町内ノ地番ノ数ハ百番以内トス
- (2) 地番設定線ハ成ベク換地筆界ヲ利用シ若シコレヲ利用シ得ザル場合ハ適当ニ地番設定線ヲ設ケテ分割ス
- (3) 地番ノ起点ハ旧京都市ヲ中心トシテ町ノ進路ノ方向ニ走ル主要街路（東部、西部ニ於テ東西街路二條以上アル場合ハ其ノ最南方ノ分）ニ沿フ左側ノ最初ノ隅角ノ筆地ヲ以テス  
而シテ左側ヲ若番トシ右側ヲ老番トシ地番進行方式ハ「通シ戸別番地式」トス  
但シ小面積ノモノハ隣地ノ枝番ヲ附シ整理ス
- (4) 地番ハ一箇町毎ニ更新セシム
- (5) 町割ノ関係上同一町内ニ異ナリタル整理地区アル場合ハ他ノ地区ノ予定地番割ヲナシ暫定的ニ欠番トナシ整理スルモノトス

(註)

耕地整理地区取扱手続才四條ニハ稍抵觸スル如キ嫌アルモノ永久ニ訣番トナルニ非ザレバ周囲ノ整理完成ノ暁ハ却テ便宜ト認ム

(理由)

地番方式ト町割トノ相互作用ヲ活用スルコトニ依ツテアラユル機能ヲ調和セシムルコトハ町名地番整理ノ重大要楔ナリ

旧市街ノ地番方式ハ元ノ組毎ニ地番ヲ更新セシメ起点ヲ東西隅ニ置キ区域中最モ西部ニアル南北ノ通りヲ北ヨリ南ニ向ツテ街路ノ両側ニ沿フ筆地ヲ千鳥式ニ縫ヒテ進ミオーノ通りヲ終レバ次ノ南北街路ヲ、南ヨリ北ニ復リ順次才三才四ノ街路ヲ往復シテ最東端ノ街路ニ終ルモノニシテ地番ハ六百番以上千番近クニ上リ徒ラニ機械的ニ数字ヲ羅列シタルノミニテ毫モ能率的ナル所ナシ

故ニ新市街ニ於テハ町割ト地番方式トノ密接ナル関係ヲ考慮シ一層実用的価値ヲ發揮セシムルタメ新シキ地番方式ヲ定メントスルナリ

### 三、町界町名の標示

町界及辻角ニ町界町名ノ標示ヲナス

(理由)

旧市街ニ於テモ既ニ各町ノ要所々々ニ仁丹製薬会社ノ町名標示板ヲ用ヒツヽアルモ本案ノ如ク新市街ガブロックノ中心線ニヨリ町界ヲ定ムル場合ニ於テハ斯克ノ如キ標示方法ハ特ニ必要ナリトス

四、学区界及共同組合関係ハ地方的ニ区々ナル事情アリテ複雑ナル関係ヲ生ズルヲ以テ特ニ基本の方針ヲ樹立セズ施行ニ当リ具体的諸事情ヲ斟酌シ適當ニ解決スルコト

## 文書3「町界町名地番の整理（方針の部）」

昭和10年(1935)「京都土地区画整理事業概要」所収

### 一、町界町名

#### (1) 町割ノ方式

路線式ヲ原則トシ已ムヲ得ザルトキハ街廓式又ハ結合式ヲ併用スルモノトス。

#### (2) 町割

一、町ノ形ハ南北ニ長キ短冊型トス但シ四條、七條ノ如キ大通ハ商店街ヲ形成スル関係上東西ニ長キ短冊型トス。

一、曲折又ハ形状其ノ他特殊ノ事情アル個所ハ可成固定的地物ヲ境トシテ之レヲ定ムルモノトス。

#### (3) 町面積

三街廓ニ相当スル面積五千四百坪内外ヲ標準トス。

#### (4) 町区域

一、原則トシテハ一箇町内ニ南北ノ道路一條ト東西ノ道路三條ヲ含マシムルモノトシ、先ズ街廓ノ中央ヲ南北ニ縦貫スル線ニヨリ各街廓ヲ半裁シ斯克シテ生ジタル南北ニ通ヅル道路ノ両側ニ二箇ヅヽ相對スル半街廓南北兩端ニ一箇ヅヽ相對スル四分ノ一街廓トノ一団（結局半街廓四箇四分ノ一街廓四箇合計三街廓ヨリナル）ヲ以テ町ノ基本区域トス。

(註) 結合式或ハ街廓式ニ於テ道路河川ヲ以テ町界トスル場合ニハ其ノ中心線ヲ以テ町ノ境界線トス。

(5) 町名

一、先ズ従来ノ大字名ヲ冠シ旧来ノ小字名ヲ尊重ス更ニ是等ノ小字名ノ上ニ東、西、南、北、上、下、等ノ字ヲ冠シテ用フルコトアリ。但シ読ミ難キモノ書キ難キモノ、語呂ノ悪キモノ又ハ感ジ悪キモノハ捨ツルコトトス。新町名ヲ付スル場合ニハ当地方ニ関係アル歴史又ハ地理ニ関スル町名ヲ附シ尚之ニ依リ難キ場合ニハ佳名ヲ附スルコトアルベシ。

(6) 街路名

一、東西、南北ノ主要街路ニハ、道路名ヲ付シ、之レ等ニ平行スル、左、右、上、下ノモノニハ、東、西、南、北、ノ字ヲ冠スルコトアリ。但シ旧市ヨリノ延長ノモノニハ、在来ノ道路名ヲ用フ。

二、地番

- (1) 一箇ノ地番ノ大キサハ百坪内外ヲ標準トシ一箇町内ノ地番ノ数ハ百番以内トス。
- (2) 地番設定線ハナルベク換地筆界ヲ利用シ若シコレヲ利用シ得ザル場合ニハ適當ニ地番設定線ヲ設ケテ分割ス。
- (3) 地番ノ起点ハ町ノ中央ヲ南北ニ走ル主要街路ニ沿フ左側ノ最初ノ隅角ノ筆地ヲ以テス。面シテ左側ヲ若番トシ右側ヲ老番トシ地番進行方式ハ「通シ戸別番地式」トス。
- (4) 地番ハ一箇町毎ニ更新セシム。
- (5) 町割ノ関係上同一町内ニ異ナリタル整理地区アル場合ハ他ノ地区ノ予定地番割ヲナシ暫定的ニ欠番トナシ整理スルモノトス。

三、町界町名ノ標示

町界及び辻角ニ町界町名ノ標示ヲナス。

文書 4 「(旧)京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱」

昭和 6 年(1931) (疑問あり)

1 町界 町名

1 町割の方式

路線式を原則としてやむをえない時は、街かく式又は結合式を併用するものとする。

2 町割

- 1 町の形は南北に長き短冊型とする。ただし、四条七条の如き大通りは商店街を

形成する関係上、東西に長き短冊型とする。

- 2 曲折又は形状、その他特殊の事情ある個所は、なるべく固定的地物を境として、これを定めるものとする。

### 3 町面積

三街路（原文ママ「廓」の誤記と思われる）に相当する面積5,400坪内外を標準とする。

### 4 町区域

- 1 原則としては1個町内に南北の道路1条と東西の道路3条を含ましむるものとして、先ず街かくの中央を南北に縦貫する線により各街かくを半載（原文ママ「裁」の誤記と思われる）し、かくして生じたる南北に通じたる道路の両側に2個ずつ相対する半街かくと南北両端に1個ずつ相対する4分の1街かくとの一団（結局半街かく4個、4分の1街かく4個、合計3街かくよりなる）を以って町の基本区域とする。

（注、結合式あるいは街かく式において道路河川をもって町界とする場合には、その中心線をもって町の境界線とする。）

### 5 町名

- 1 先ず従来の大字名を冠し、旧来の小字名を尊重する。更にこれらの小字名の上に東、西、南、北、上、下、等の字を冠して用いることがある。ただし、読み難いもの、書き難いもの、語呂の悪いもの又は感じ悪いものは捨てるものとする。新町名を付する場合には、当地方に関係ある歴史又は地理に関する町名を附して、なおこれにより難い場合には佳名を附することがある。

### 6 街路名

東西南北の主要街路には佳名を附し、これ等に平行する左右上下のものには東西南北の字を冠することがある。ただし、旧市より延長のものには在来の道路名を用いる。

## 2 地番

- 1 1個の地番の大きさは100坪内外を標準として1個町内の地番の数は100番内外とする。
- 2 地番設定線はなるべく換地筆界を利用する。若しこれを利用できない場合には適当に地番設定線を設けて分割する。
- 3 地番の起点は町の中央を南北に走る主要街路に沿う左側の最初の隅角の筆地をもってする。面して左側を若番として地番進行方式は「通し戸別番地式」とする。

- 4 地番は1個町毎に更新せしめる。
  - 5 町割の関係上同一町内に異なった整理地区がある場合には他の地区の予定地番割をなし暫定的に欠番となし整理する。
- 3 町界町名の標示  
町界及び辻角に町界町名の標示をする。

文書5「京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱」 昭和49年(1974)
--

(趣旨)

第1 この要綱は、本市区域内において施行する土地区画整理事業の施行地区（以下「施行地区」という。）内における町名町界および地番の整理（以下「整理」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(整理区域)

第2 整理の対象となる区域は、施行地区内とするものとする。ただし、現地の状況により一部施行地区外におよぶことがある。

(町の形状)

第3 町の形状は、境界が複雑とならず、かつ飛び地が生じないよう簡明な境界線をもって区画されたおおむね四角形の一团をもって形成するものとする。

(町の大きさ)

第4 町の大きさは、用途地域および町の性格、並びに通学区域、将来の発展性等を考慮して定めるものとする。この場合において標準となる町の大きさは、別表に掲げるところによるものとする。

(町割りの方式)

第5 町割りの方式は、街区方式によるものとする。

ただし、現地の状況により、これにより難しい場合においては、他の方式によることができるものとする。

2 前項中「街区方式」とは、いくつかの街区をもって組織する町割方式であり、町界は道路河川等恒久施設によるものをいう。

(町の境界)

第6 町の境界は、道路、河川、水路、鉄道等（以下「公共施設等」という。）恒久的な施設をもって定めるものとする。ただし、現地の状況によりこれにより難しい場合においては、筆界線等をもって定めることができるものとする。

(町の境界線)

第7 町の境界線は、公共施設等の側線をもって定めるものとする。

この場合において、町界が東西線の場合は、南側、南北線の場合は東側の各々側線とするものとし、地区界線が公共施設等の北側および西側に設けられているなど現地の状況により、これにより難しい場合においては、他の方法により定めることができるものとする。

(町の名称)

第8 町の名称は、従来の名称を尊重することを基本とし、次の各号に定めるところによるものとする。

- 1 歴史上由緒ある名称、親しみ深い名称およびわかりやすい名称を用いる。
- 2 市内で同じ名称およびこれに類似したまぎらわしい名称または読みにくい名称は、原則として用いない。
- 3 従来の町を分割する場合には、従来の名称に東西南北等の字を冠して用いる。
- 4 整理区画内の住民およびその他の関係者から意見要望等を十分聴聞する。

(地番)

第9 地番の設定については、不動産登記法第79条により管轄登記所が定められることとされているが、地番の整理は、原則として次の各号に定めるところによるものとする。

- 1 地番区域は1個町を単位とする。
- 2 地番区域毎に起番し、土地1筆毎に地番を付するものとし、原則として支番は用いない。
- 3 地番の起点は、町の西北隅とし、各街区の西北隅より右まわりで設定し、地番が連続するように考慮する。
- 4 公道、河川、公有水路等については、宅地の地番とまぎらわしくないよう3桁の地番に支番を付して用いる。例えば、地番区域の最終地番が120番となっている場合には121番以降を欠番とし、公道を200番、公有水路を300と定め、各々の地番に支番を付して用いるものとする。

(別表)

(面積の単位 平方メートル)

地 域 別	面 積	筆 数
商業を主とする地域	25,000	250筆
住居を主とする地域	30,000	200筆
工業を主とする地域	50,000	100筆

付則

(施行期日)

1 この要綱は昭和 年 月 日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱は廃止する。

**文書6「整理後の町界町名地番設定（経緯の部）」**

**昭和6年（1931）「大京都の都市計画に就て」所収**

次に区画整理後の町界町名地番の新設は、所謂換地処分と共に本事業の画龍点睛とも云ふべき重要な一項目であるが、本市の広茫たる土地区画整理区域に対して統一的な町界町名地番設定の必要上、且つ又各地区の沿革を稽へその固有の伝統を保持しつつ、新京都に相応しき名称を選定せんとす趣旨に基き、本市は町界町名地番設定調査委員会を設けた。即ち昨年十一月斯界の権威たる京大教授西田直二郎、石橋五郎両博士、郷土史家猪熊淺磨、出雲路通次郎氏等を該委員に囑託し調査審議を重ねる事十数回、其第一次調査としては東は賀茂街道、西は大徳寺通、北は旧市郡境、南は疏水を境とする五十余万坪の区域に対し此程成案を見るに至つたので、関係諸組合中よりも委員を選任し、聯合協議会を開いて具体案決定の後、不日市へ稟議する事となつている。今後工事完成の地区毎に逐次新町名が市民諸君に相見えるであらう。

## 文書 7 「町界町名地番の整理（経緯の部）」

昭和 10 年(1935)「京都土地区画整理事業概要」所収

区画整理ニ伴ヒ町界町名地番ノ整理ノ必要ヲ生ジタルヲ以テ先ズソノ方針ヲ確定センガタメ昭和五年十一月二十六日京都帝大教授其ノ他故事ニ通曉セル識者ニ囑託シ、町界町名地番ニ関スル協議会ヲ開キ昭和六年三月マデニ協議会ヲ開クコト八回ニ及ビ『京都市区画整理地区内ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要』ヲ決定シ右方針ニ基キ『賀茂第一、第二、上堀川、紫竹芝本、紫野門前、東紫野組合地区ニ於ケル設定案』ヲ決定シ同六年十二月二十二日第九回ノ協議会ニ於テ修正ス。昭和七年十月ニ及ビテ『北部区画整理区域町界町名地番設定調査連合委員会』ヲ設置シ関係組合ノ委員ニヨリテ三回ニ亙リ協議シタル結果前協議会ノ終正案ヲ更ニ修正シタル上昭和十年一月十五日市会ニ於テ、「賀茂第一、第二上堀川、紫竹芝本、紫野門前、東紫野、西紫野」各組合ノ町界町名決定セラレタリ。右町界町名地番整理方針ハ次ノ如シ。

## 文書 8 「京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱の改正について」

昭和 49 年(1974)

(説明)

土地区画整理事業においては、土地の区画形質の変更および公共施設の新設、又は変更が行なわれる為、必然的に町名町界地番の整理が生じてくる。新しい街かくによって構成された市街地は、これを適正に区域づけることにより、初めて健全な宅地としての利用ができるということがいえる。

換言すれば、区画整理事業の目的がここにおいて完成されるといっても過言ではないと考える。この意味において、町名町界地番整理について慎重かつ適正な整理が必要とされるのである。

このため、京都市においては、昭和 6 年 3 月決定の「京都市土地区画整理地区内における町名地番整理要綱」があるが、時代の推移に伴い、実情に沿わない面がでてきており、現在ほとんど適用されず「住居表示に関する法律」等を参考にしているのが現状である。

これがため、今回現況に適するよう内容全般にわたり再検討を加え、整理の適正化を計るべく全面改正を行なおうとするものである。



## 補注及び引用文献

- 1) 中川理(2008):都市計画事業として実施された土地区画整理:近代京都研究,52-85,思文閣出版 など
- 2) 鶴田佳子・佐藤圭二(1994):近代都市計画初期における京都市の市街地開発に関する研究:日本建築学会計画系論文集(458),99-108
- 3) 鶴田佳子・佐藤圭二(1992):宅地開発型耕地整理事業の設計水準の発展過程に関する研究—名古屋市の場合:日本都市計画学会学術研究論文集(27),43-48
- 4) 埴正浩・川上光彦:土地区画整理事業の計画設計標準の変遷とその適用—金沢市における事例研究—:日本都市計画学会学術研究論文集(34),127-132
- 5) インターネットで公開されている PDF 版新要綱においては,附則(旧要綱の廃止)において「京都市土地区画整理地域内における町名町番整理要綱は廃止する(2013年11月18日閲覧)」とされており,担当課より提供されたものとは文書名に相違が見られるが,本稿においては,これはネット上に置く際に生じた誤記であると判断した。
- 6) 京都の歴史的な市街地では,他に見られない特異な方法で住所を表示する。これは2つの直交する道路を並べて交差点を示し,そこから「上る」「下る」「東入る」「西入る」等を付けて交差点からの方向を示した上で,町名と番地を付すというものである。道路名の順は,当該住所が面する道路を先にする。通り名と町名を並べるのは,市内に同じ名を持つ町が多数存在するためといわれる。京都市は政令指定都市で唯一住居表示を導入しておらず,この住所は不動産登記法上の地番として使われる。この原則によれば京都市役所の住所は「京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番」となる。ちなみに南第三土地区画整理事業地内にある京都市上下水道局の住所は「京都市南区東九条東山王町12番地」であり,通り名を欠き「東九条(大字名に相当)」「東山王(小字名に相当)」の組み合わせとなっている。
- 7) 町区域を「1/2街廓」4つと「1/4街廓」4つ(合計3街廓相当)からなる図3-1のモデルとし,そこに200筆を組み込もうとすると,「1/2街廓」部分に32筆程度,「1/4街廓」部分に16筆を収める(合計192筆)こととなり,十分な間口を確保するならば街区が極端に東西に長くなってしまふ。これを避けるには,街区の南北長を増し内部に路地や端竿型の宅地を設けることが考えられるが,これは「綱要」で示されたような路線式の美点を損なうものである。(第5章参照)
- 8) 路線式両側町モデルは,既存建築物のあまりない田園地帯に新しく街を建設する際には特に問題なく援用できたようである。「京都土地区画整理事業概要」に収められた事業誌を見ていくと,早期に施行された洛北地域での事業は,農村地帯でありながらスプロールが予想される地域で先手を打って施行されたものが多い。しかし既存建物の密集した地区(南第二など)では,そうしたモデルを適用していくことには困難があったものと思われる。例えば平井高原においては「…土地ノ区画亦頗ル不規則ニシテ利用価値甚ダ少カリキ。然ルニ土地高燥ナル上風景又佳ナルヲ以テ近時住宅地トシテ家屋ヲ新築スルモノ相継デ起リ漸次市街化シツヽアル状態ナリ。計画ノ大要ハ理想的住宅地タラシムルヲ以テソノ目標トシ…」とある一方,南第二地区では,密集した既存建物群についての「遺憾」との記述が見られる。
- 9) 高度成長期には市南部を中心に工業団地の造成を目的とした土地区画整理事業が施行される。これらは大規模な画地を有するもので路線式両側町モデルは当然ながら援用されていない。



## 第 4 章 実空間とガイドライン

## 1. 諸類型の時系列的分布：ガイドラインとの関わりからの再検討

第2章では、各地区の町割形態について詳細に分析し、いくつかのタイプを抽出した。第3章では、ガイドライン文書間の比較を行い、その時代的な変化を見た。この第4章では第2章と第3章を踏まえた検討を行う。

まず第1節において全体的な整理を行い、次いで第2節では事業の具体的なプロセスに即して、各時期のガイドラインがどのように適用されたか、あるいはされなかったかを観察する。第3節では各時期の判断の背景にどのような状況があったのか、先行研究を踏まえて総合的な考察を行う。

### 1.1. 町割諸類型とガイドライン

第2章では、町界線の走行状況、町面積の分布等を観察し、町割に対し、①初期街廓式、②両側町路線式モデル、③路線式バリエーション、④混在型、⑤不規則型、⑥街廓式等の類型に分類した（表2-5）。

第3章では、戦前の「京都市区画整理地区ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要（1931（昭6）」（以下「綱要」という）及び「町界町名地番の整理（方針の部）（1935（昭10）」（以下「旧方針」という）、並びに戦後の「京都市土地区画整理地区内における町名町界地番整理要綱（1974（昭49）」（以下「新要綱」という）といった、ガイドライン群の比較検討を行った。戦前のガイドラインについては、路線式両側町モデルについての記載が共通するが、都市のより大きな構造等を巡っては記述に差異があること、「新要綱」制定の相当以前から、「旧要綱（「旧方針」とほぼ同内容）」が現状にそぐわないという認識が持たれていたこと、などが明らかになった。

ここでは第2章、第3章の検討を受け、それぞれの時期において町割方式がどのように選択されたかを、事例に即して検討する。

図4-1は、本研究で取り上げた地区の事業期間と街区内町界線比率及び町割類型を、横棒グラフの形で表したものである。換地処分の時期で整列したものである。時代区分は下記のとおりとした。第1期は1934年までである。これは、北部地域への方針が「旧方針」として確定される以前の時期である。第2期は1935～41年とした。これは1935（昭10）年の「旧方針」の確定から、日米開戦までの時期である。第3期は、1942～45年の戦中期である。第4期は、1946～54年とした。これは終戦から「土地区画整理法」の施行までである。この時期は石田頼房（1986）：<sup>8）</sup>において、郊外住宅市街地整備型土地区画整理事業の「戦後空白期」とされている時期である。第5期は1955～62年である。これは一つの画期となった「住居表示に関する法律」の施行までである。第6期は、1963以降である。1974年の「新要綱」の施行を期間内に含む。

全体を通じて見て取れる傾向として、以下のことがある。

まず第一に、第3期までに換地処分を迎えている地区は比較的短期間に事業を終えている（多くは7～8年程度）のに対し、事業期間が第3期を跨いだものについては、事業の長期化が見られることである。



また今回取り上げた地区においては、第5期以降に事業が始まったものは比較的短期間に事業を終えている。<sup>1)</sup>

第二に、第2期までに換地処分を終えた地区の多くは路線式町側町モデルを採用しており、その街区内町界線率は高いのに対し、第3期以降は同モデルを適用した地区は見られなくなり、街区内町界線率は低くなっていく。第5期その低下は、第2期の終わり（1941年：日米開戦）や、「新要綱」の施行（1974年）にいきなりやってくるのではなく、全体としては漸減という形をとる。これは、路線式両側町モデルの時期以降、街区内町界線が見られるが異なったモデルが適用されているように見える路線式バリエーション、街区内町界線が優占するゾーンと街区外町界線が優占するゾーンを持つ混在型、街区内町界線と街区外町界線がモザイク状に存在する不規則型など、街区内町界線を持つタイプの地区が現れるためである。「住居表示に関する法律」施行前後の第5期の終わり以降は、ほぼ街区外町界線しかもたない街廓型のみとなる。

## 2. 各時期における町割方式

### 2.1. 第1期（～1935）：初期街廓式にみる旧小字界尊重

洛北（1931）（図4-2）は、もっとも早く換地処分を迎えた地区の一つである（実際にはこの前に小山花ノ木（1925）、高德寺（1930）などがあるが、小規模なものであり、今回の検討からは除外した）。洛北（1931）の街区構成及び町割を目視すると、一見現代の街廓式に似た街路に沿った町界線による町割がなされているが、町の面積にきわめて大きなばらつきが見られる点が、後代の事業と異なっている（図4-2）。また、広大な下鴨北園町とその北の下鴨萩ヶ垣内町、下鴨神殿町、下鴨夜光町といった町との間に街区を不規則に横断するような町界線が存在するのも大きな特徴である。

地区北西部には、下鴨前萩町、下鴨狗子田町、下鴨萩ヶ垣内町、下鴨神殿町といった、数街区からなる小さな町が見られる。これらの街区に集約された土地が、従前どこに属していたのかを、当時の位置指定図（図4-3）<sup>2)</sup>によって確認することができた。これらの町は、従前の小字である前萩、狗子田、萩ヶ垣内のほぼ原位置に設定されていること、また前萩町の街区には従前の小字前萩に属していた土地が換地先として指定されているなど、従前の小字の面積や配置が換地後の町の配置に強く影響していることがわかる。

次項で触れる、西第一（1939）の前身といえる西院南部地区も、この初期街廓式といえるものである。最初期では町は従前の小字をそのまま引き継ぐものであった。

### 2.2. 第2期（1935～41）（その1）：路線式両側町モデルの時代

賀茂第一（1935）、同第二（1936）、紫竹芝本（1936）、上堀川（1937）、下鴨（1941）、平井高原（1939）、西第一（1939）、西第二（1941）、金閣寺（1941）といった地区には、特に顕著な路線式の町割が見られる。幾何学的なパターンも明瞭だが、上堀川の85.3%を筆頭に、高い街区内町界線率を示す。また東紫野においては、賀茂や上堀川に連なる北東部においては明瞭な路線式を示す。これらの地区はいずれも1926年当初決定が

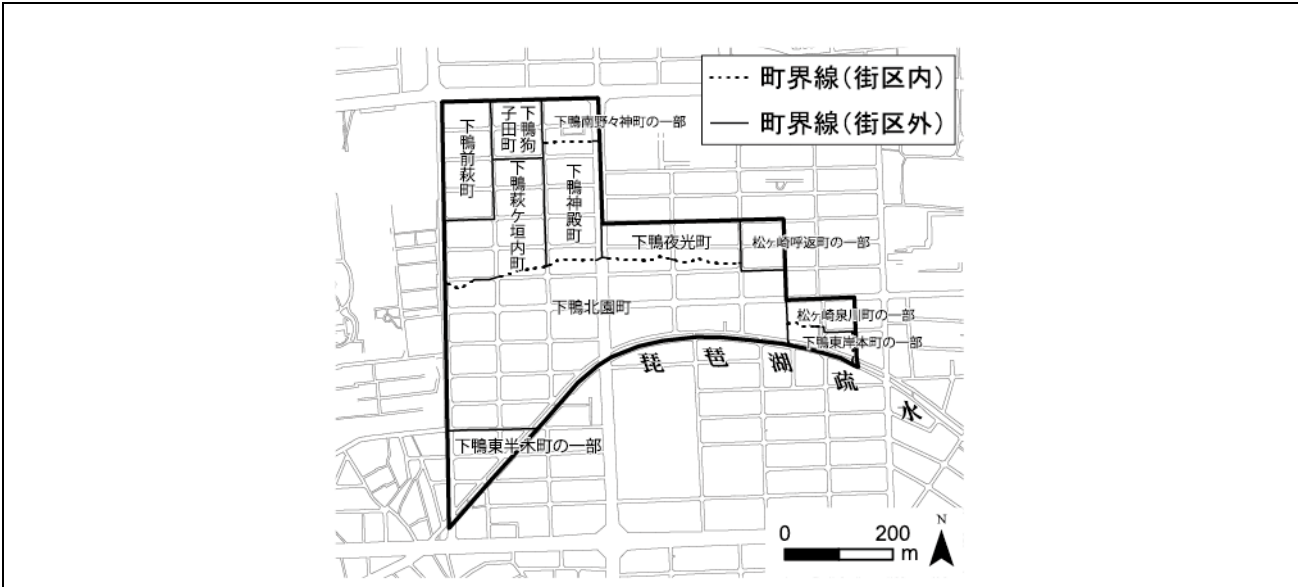


図4-2-1 洛北（1931）の町割



図4-2-2 洛北（1931）の町割（部分）



図4-3 洛北（1931）の旧小字界（赤線にて示す）

なされている京都都市計画土地区画整理をなすものである。

前掲の洛北は、これらと同様の都市計画にて施行されたが、換地処分時期が早かったため、この町割方針が適用されたなかったものと考えられる。

これらの地区にみられる町割は 1931 年の「京都市区画整理区域内ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要」（以下、「綱要」という）や京都府・市（1935）「京都土地区画整理事業概要」（以下、「概要」という）収録の古いガイドラインに示されているモデルそのものである。

昭和初期の「京都都市計画土地区画整理」は、北部地域においては、地元も組合設立に比較的積極的で、事業は比較的順調に進捗した<sup>3)</sup>。その多くは市街化が進みつつあるものの、田園的な土地利用がなされる地域であった。図 4-4 に 1922(大 11)年と 1929(昭 4)年時点の、紫竹芝本(1936)、上堀川(1937)、賀茂第一(1935)周辺の現況地形図を示す<sup>4)</sup>。条里制も見られるが微地形に合わせた畦畔道があるばかりのところに、まったく新しい都市的な街路が挿入されてくるようすが見て取れる。こうしたところでは、街区の配置についても町の配置についても自由度が高く、「方針」のモデルを適用しやすかったものと考えられる。1931(昭 6)年 3 月の第 8 回協議会で議題となったとみられる(第 3 章表 3-4 参照)「賀茂第一、第二、上堀川、紫竹柴本、紫野門前、東紫野組合地区ニ於ケル町界、町名、地番設定案」<sup>5)</sup>の添付資料においては、これら地域における従前の字界と新たに構想された新町界とが示されている(図 4-5-1 及び図 4-5-2)。従前の微地形や小字界と、従後の規則正しい町割とが無関係であることがわかる。

西第一(1939)も、はっきりとした路線式両側町モデルの適用が見られる地区だが、事業の経緯に特徴が見られる(図 4-6)。この地区は市の代執行によって施行された地区であるが、そこでは先行して組合施行による「西院南部土地区画整理(1928 認可、1931 解散)」が試みられていた。これは地権者間の合意形成上の問題から組合の解散という破局を迎え、改めて西第一(1939)として市の代執行によって施行されることとなるが、道路街区等の設計については鶴田・佐藤(1994)が指摘しているように<sup>6)</sup>ほとんど変わるところがない。しかしながら、両事業の町割計画については大きな違いが見られる。

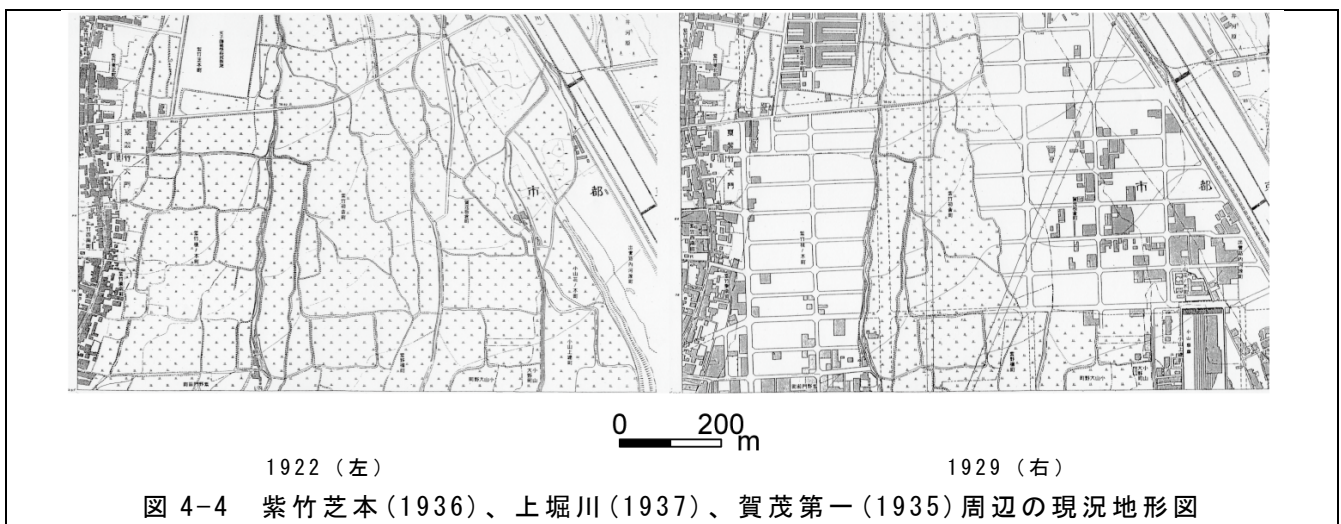


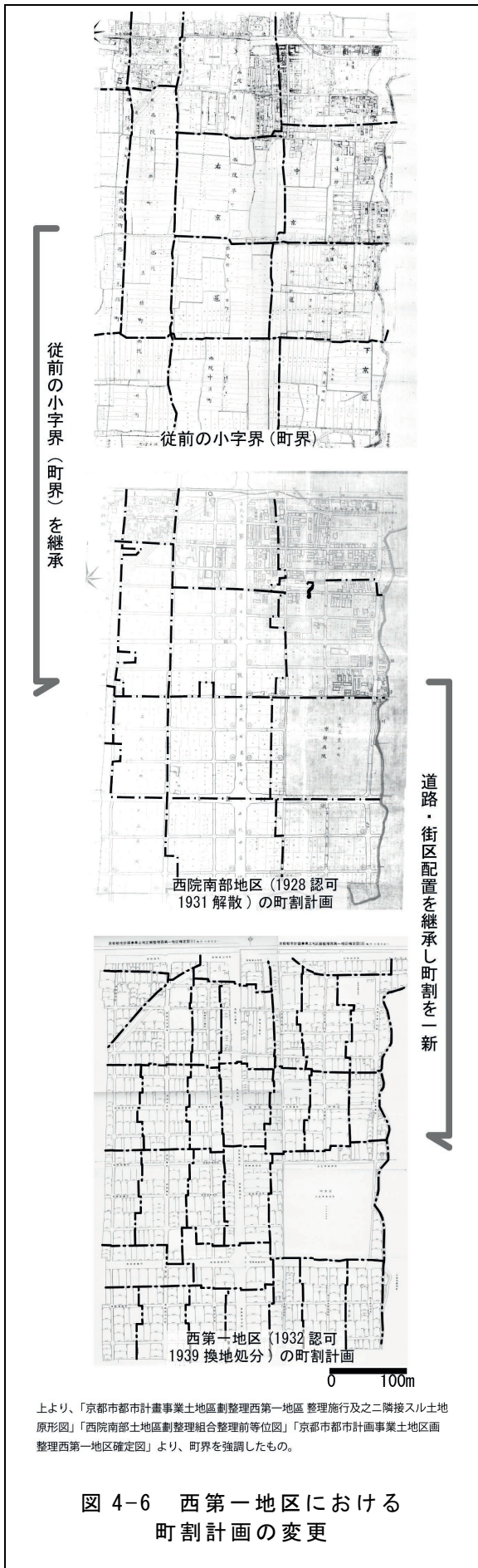




図 4-5-1 賀茂地域における従前の字界<sup>5)</sup>



図 4-5-2 賀茂地域において土地区画整理後に構想された町割<sup>5)</sup>



実現しなかった西院南部の計画においては、従後の町界が従前の旧字界をほとんど踏襲していた<sup>7)</sup>のに対し、実際に施行された西第一(1939)においては北部地域にまともなものと見られるものと同様な、路線式両側町モデルがはっきりと見て取れる。組合の施行から行政の代執行に移行したことにより、当時最新の方針であった「旧方針(1935)」のモデルが適用されたものとみられる。

この西第一(1939)においては市の代執行に移行することによって路線式両側町モデルが導入されたが、このモデルは市施行の地区に特有のものではないことには注意しておきたい。もっとも顕著に路線式両側町モデルが見られる北部地域においては、そうした地区の全てが組合施行である。東部地域において最もはっきりとモデルが適用されている平井高原(1939)も組合施行である。西部地域においてはこの西第一(1939)以外にも金閣寺(1941)、西第二(1941)等市施行による路線式両側町モデルの地区が見られるが、全体としてはむしろ少ない。路線式両側町モデルは、市施行、組合施行ともに見られるものであり、事業主体とは関わりなく適用されている。

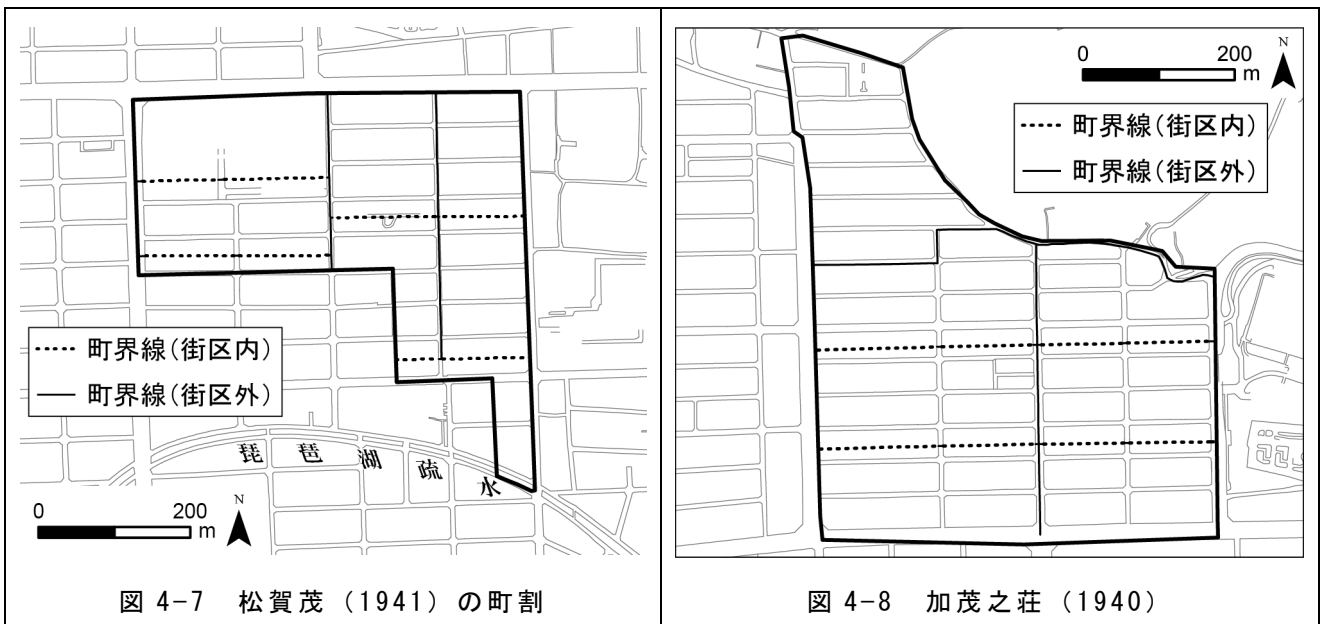
第2章で触れたように、路線式両側町モデルの考え方には、京都の歴史的な中心市街地の両側町構造の伝統が取り入れられている。一方、土地区画整理がなされる以前の条里制による土地の形態や微地形、それらに応じた小字の配置なども、その現地において歴史性を有するものである。路線式両側町モデルが一様に適用されたこれら地区の事例からは、このモデルが現地の歴史性を無視し捨象してしまうものでもあったことがわかる。同時に、このモデルが適用された地区の中には、庭付き一戸建ての住宅が並ぶ、落ち着いた佇まい

をもった良好な住宅市街地という、近代的な都市空間としての質を獲得しているものが多いことにも注意しておきたい。

### 2.3. 第2期（1935～41）（その2）もう一つの路線式地区

第2期には上記路線式両側町モデルが特徴的に見出されるが、1940年前後に換地処分を迎えた加茂之荘（1940）、松賀茂（1941）においては、路線式両側町モデルとは異なった幾何学的パターンが見られる。これらは街廓式に通じる道路沿の町界線を持ちつつ、一部街区の背割線を町界線として町のまとまりを作り出している。詳細にみると加茂之荘（1940）は各町に中心軸に当たる道路があり、路線式両側町に近い構造を持っている（第5章にて再論する）が、松賀茂（1941）はこれを欠き、空間構造としては街廓式に近い。第4期に換地処分を迎えた北白川（1948）も多くの街区内町界線によって町が区切られており、また中心軸となる道路が各町に配されており、加茂之荘（1940）に近い構造といえる。

これらの地区は、路線式両側町モデルの時期の後期から現れるが、何を参考にどのようなコンセプトのもとに設定されたのかは不明の点が多い。



### 2.4. 第3期～第4期（1942～54）：町割の無原則化の時代

戦中にあたる第3期と終戦直後の第4期に換地処分を迎える地区は多くない。戦前に事業が開始され戦争に突入した地区の多くは、事業期間が1954年以降の第5期にまで延長されている。多くの地区は、第2期までに事業完了するか、この第3期、第4期を跨ぐかのどちらかの形をとっている。

第3期（1942～44年）に換地処分となった地区としては、東第一（1943）、南第四（1943）、北第二（1943）といった市の施行による地区と組合施行による西寺（1944）の4地区が

ある。東第一（1943）、南第四（1943）は比較的明瞭な街廓式の最初の例である。北第二（1943）は屈曲した従前の細街路が残り、町界線も明瞭な構造を持たない不規則型である。西寺（1944）は町の形態はほぼ揃った四角形であるが、北半分において街区外町界線が、南半分において街区内町界線が優占する（街区内町界線比率は23%）という特徴的な混在型の形を示す。市施行のものは事業期間が、東第一（1943）が8年、南第四（1943）が6年、北第二（1943）が5年と、いずれも比較的短いことは特徴的である。

第3期に換地処分した地区が駆け込み的に短期に事業を終えているのに対し、第4期（1946～54年）に換地処分を迎えた地区は、いずれも1930年代から比較的長期間にわたって事業を継続してきている。第3節で検討するが、これらは必ずしも工事が難航していたわけではなく、区画道路等については戦前に完成していた地区も多い。第4期に換地処分した地区は、北白川（1948：路線式バリエーション）、西ノ京北部（1950：不規則型）、南第三（1951：街廓式）、西院北部（1954：混在型）である<sup>8)</sup>。街廓式をとる南第三（1951）を除き、いずれも一定の街区内町界線を持つものの、形態的にはばらばらである。もはや路線式両側町のようなモデルは存在せず、地域毎の事情によって町割を定めているように見える。

なお、今回取り上げた地区群においては、この第3期（1942～44年）、第4期（1946～54年）から事業を開始している地区はない。戦中の第3期はおくとして、終戦直後の第4期には京都市全域を見ても、修学院一人（1950換地処分：1947年認可）、一乗寺一人（1950換地処分：1947年認可）といった一人施行の地区に限られており（京都市土地区画整理事業施行一覧表（2015）による）、石田の指摘どおり土地区画整理事業自体の停滞が見られる。

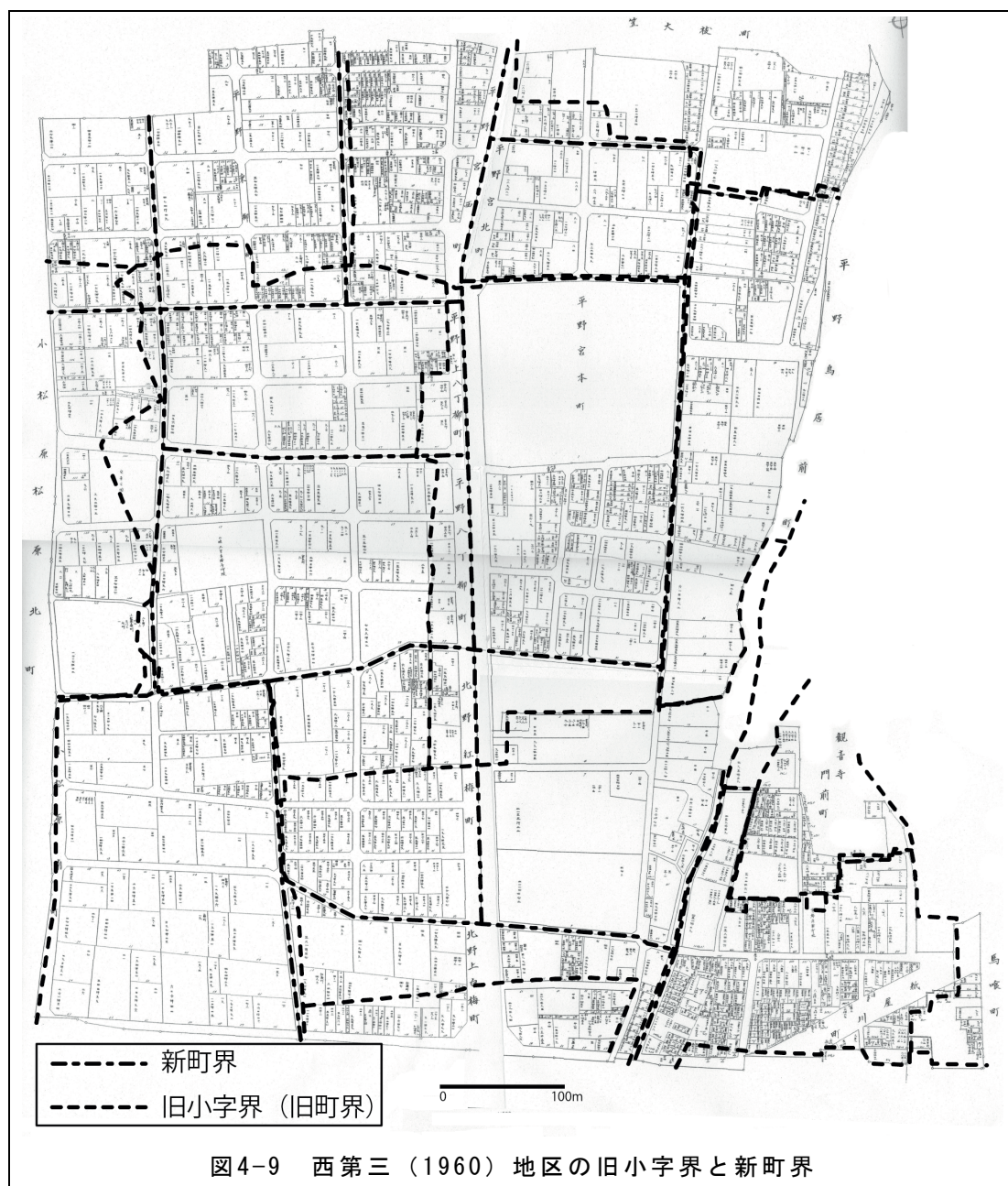
## 2.5. 第5期（1955～62）：住居表示制度前夜

第5期（1955～62年）には、戦前に認可された地区のほとんどが換地処分を迎えることとなる。いずれの地区もその事業期間は20～30年に及んでいる。この時期に換地処分があった地区としては、南第二（1956：不規則型）、東第四（1958：街廓式）、東第三（1959：街廓式）、西七条（1960：混在型）、西第三（1960：街廓式）、東第二（1960：街廓式）、西第五（1960：混在型）、今宮（1960：街廓式）があり、街廓式を採る地区が多くなってきている。しかしこの時期はまだ混在型の地区も見られ、街区内町界線が完全に排除されているわけではない。

第3期から第5期にかけて、道路に沿った街区外町界線が多くなる一方で、街区内にも町界線を持ったり持たなかったりする形が繰り返し現れる。その現れ方は一様ではなく、一定のまとまりをもって現れる場合（混在型）もあれば、飛び飛びに現れる場合（不規則型）もある。この間「旧方針」はまだ制度的には位置付けを保っていたはずだが、実際に援用されることはなく、それぞれの地区の実態に合わせて町界線は設定されているように見える。

この時期の事業において、新しい町界線がどのように設定されていたかを示す資料がある。京都市の土地区画整理事業の多くは、その簿冊が破棄されてしまい事業プロセスの詳細が追えなくなっているが、確定図とともに整理前等位図が保存されていることがあり、これから従前小字界と新しい町界の関係を直接に見て取ることができる。

第5期の換地処分となる西第三（1960：街廓式）、西七条（1960：混在型）の「整理前等位図」を見ると、従前小字界（町界）に比較的近い線が新町界として選ばれているようすが観察される（土地区画整理西第三地区整理前等位図及び西七条土地区画整理組合整理前等位図と各地区の確定図との比較による）。ここでは図4-9に、西第三（1960）の例を示す。



いずれも、従前小字界に近いところに新しい町界線を置き、その上で新しい町界線を間に追加することで、町の配置及び面積を調整しているように見える。第2期の路線式両側町モデルが、従前小字界の位置を無視するものであったのとは大きな違いがある。

第1期の洛北（1931）において、従前小字界を尊重した町割がなされている様子を見たが、基本的にはそれと同じ方法が取られているといえる。

この時期のもう一つの大きな特徴は、土地区画整理法が施行されたことにより多くの新規事業が開始することである。今回対象とした一乗寺（1967）、大宮（1968）、上賀茂（1972）、西賀茂（1978）もこの時期に事業が開始している。

## 2.6. 第6期（1963～）住居表示制度から明瞭な街廓式の時代へ

第6期（1963～）は、大きく2つのトピックによって特徴づけられる。一つは新しい土地区画整理法によって施行された地区が換地処分を迎えているということである。もう一つは1962年に施行された「住居表示に関する法律」が、事実上のガイドラインとして参照されるようになることである。

この時期に換地処分を迎えている、一乗寺（1967）、西第四（1967）、大宮（1968）、上賀茂（1972）、西賀茂（1978）は、いずれも明瞭な街廓式を示す。事業期間が32年間の長期にわたった西第四（1967）以外は、いずれも第5期に事業認可されたものであり、事業期間は比較的短い。

「住居表示に関する法律」には街区方式による住居表示が方法として挙げられており、街廓式の町割がこれにはよく合致する。これが事実上のガイドラインとして参照されたであろうことは、第3章で挙げたとおり「新要綱」施行の序文からも明らかである。

1974年には、街廓式（文書上は「街区方式」）が採られた「新要綱」が施行され、それ以降はこのガイドラインに基づいて街廓式の町割に一本化されていくことになり、今に至る。

## 3. 社会状況と町割

### 3.1. 市街化の進展と土地区画整理事業

#### 3.1.1. 昭和初期の土地利用

第1章において、時代区分を設定し、各地区の事業期間をその軸上において、町割形態の変遷を見てきた。ただここで挙げた事業期間は、区画道路と街区の整備といった基盤施設の工事期間と、最終的に換地処分にいたる権利調整の期間とを含むものである。

ここで、戦前の2時点における施工進捗と市街化状況を見てみることにする。第1の時点は1929（昭4）年、第2の時点は1940（昭15）年である。この時期を選んだのは、京都市により都市計画白図として実測図が測量・製作されており、その時点での様子が明瞭にわかるからである。これらの地図に今回検討対象とした地区界を重ねたものを、（図4-10～17）に示す。

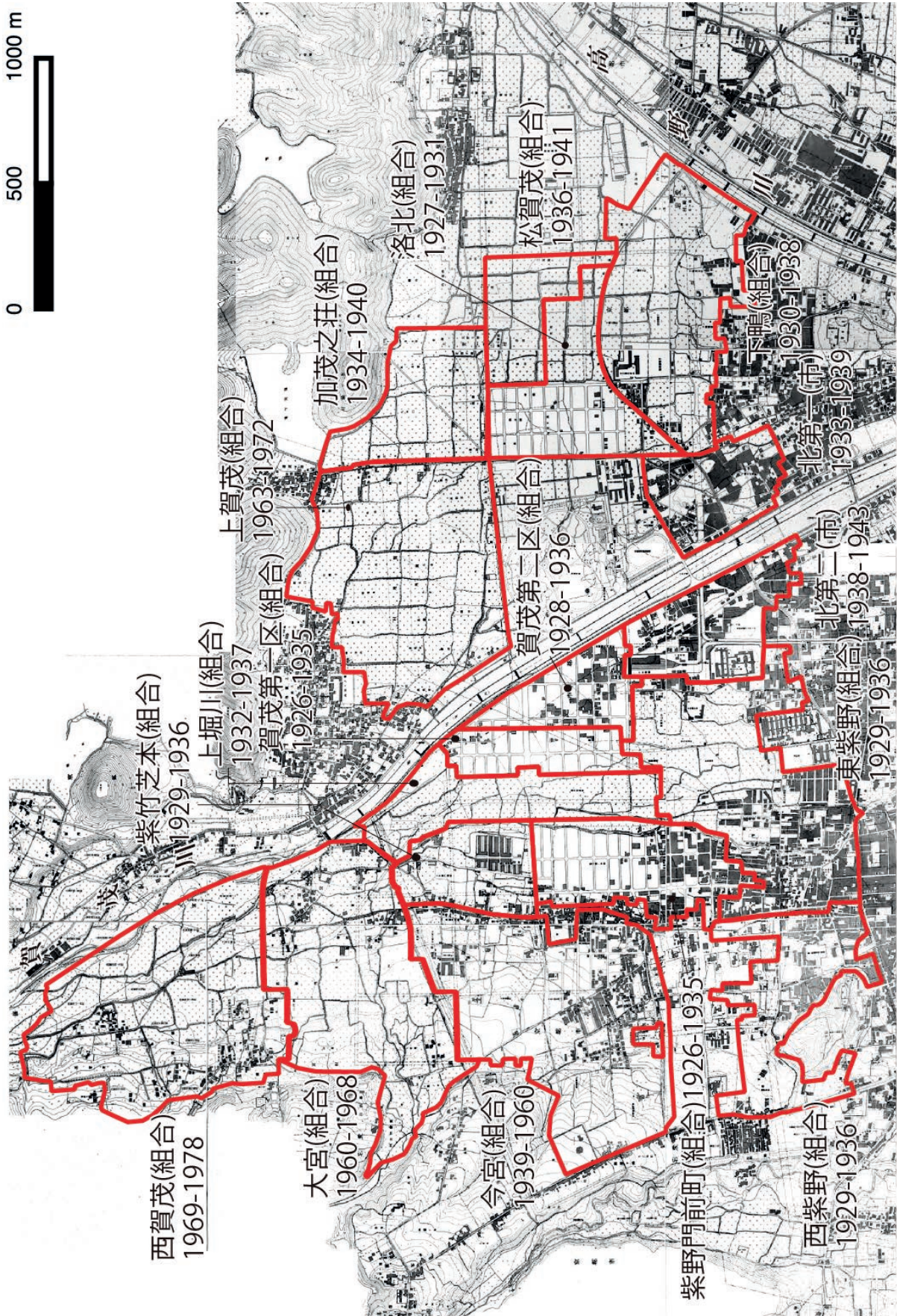


図 4-10 北部地域における 1929 (昭 4) 年の市街化状況



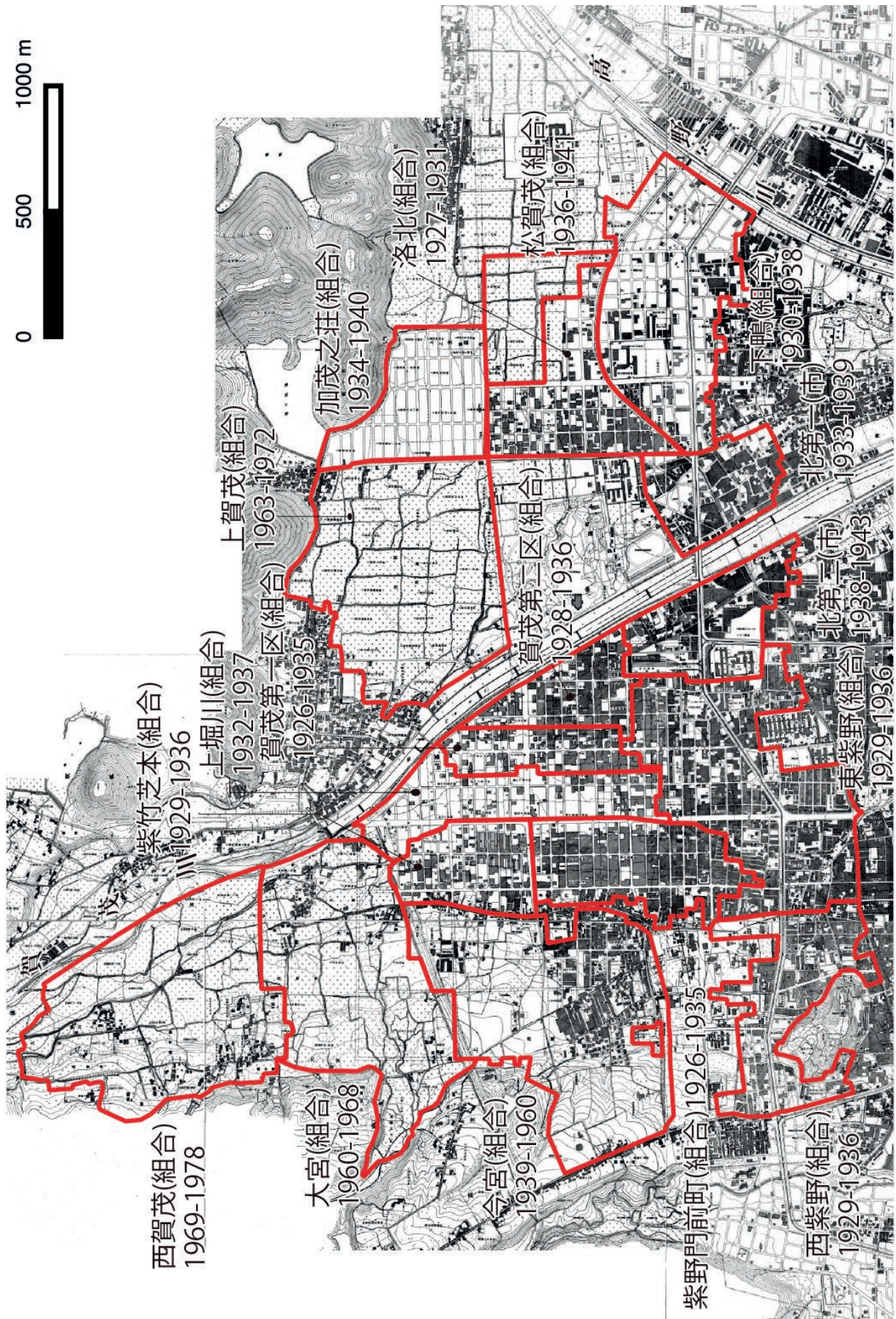


図 4-11 北部地域における 1935（昭 10）年の市街化状況

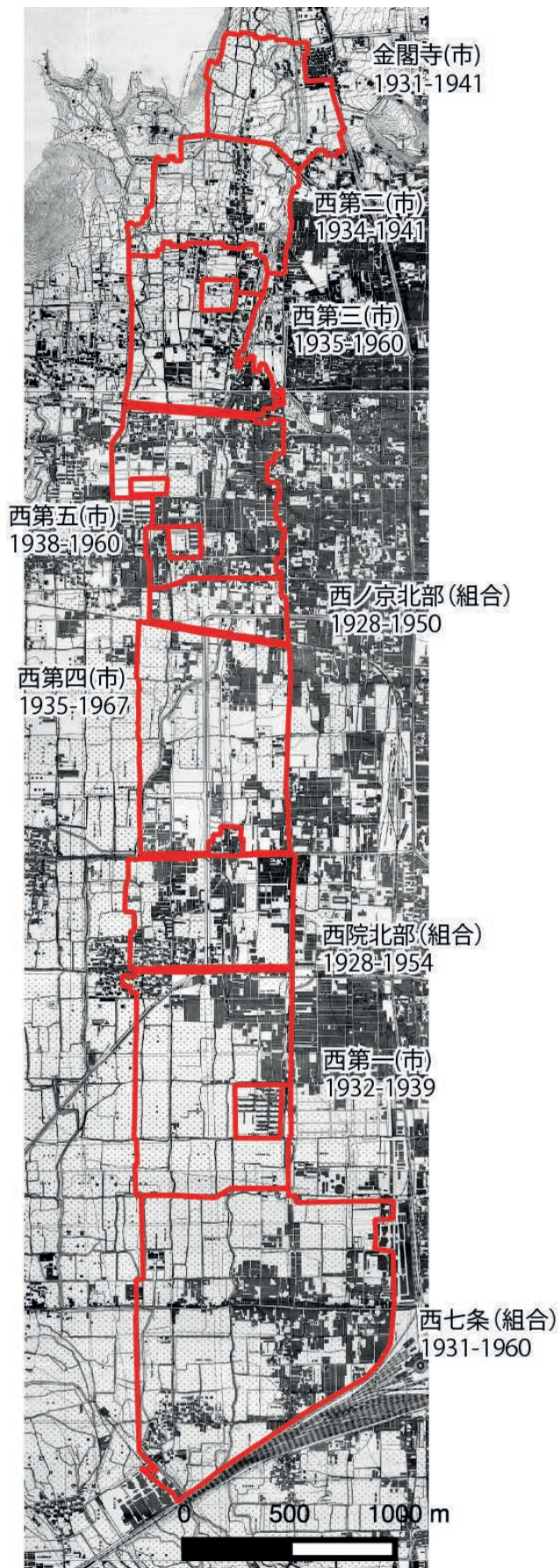


図 4-12 西部地域における 1929 (昭 4) 年の市街化状況

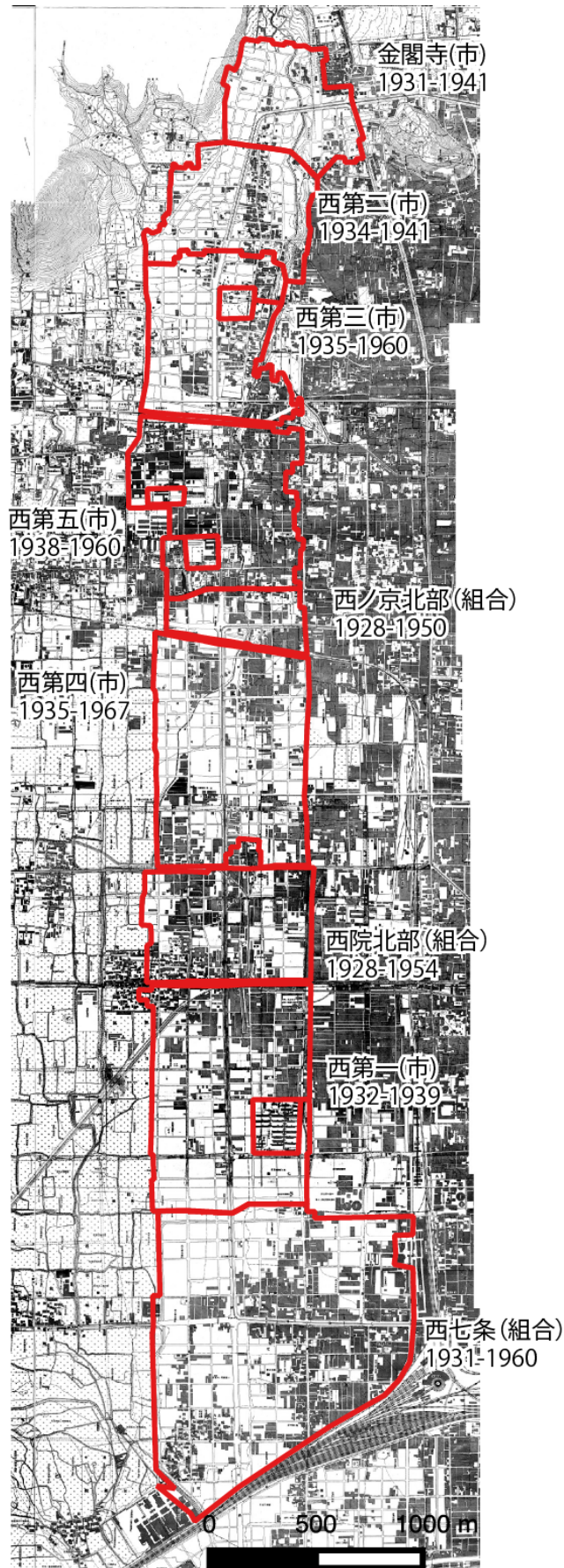


図 4-13 西部地域における 1935(昭 10)年の市街化状況

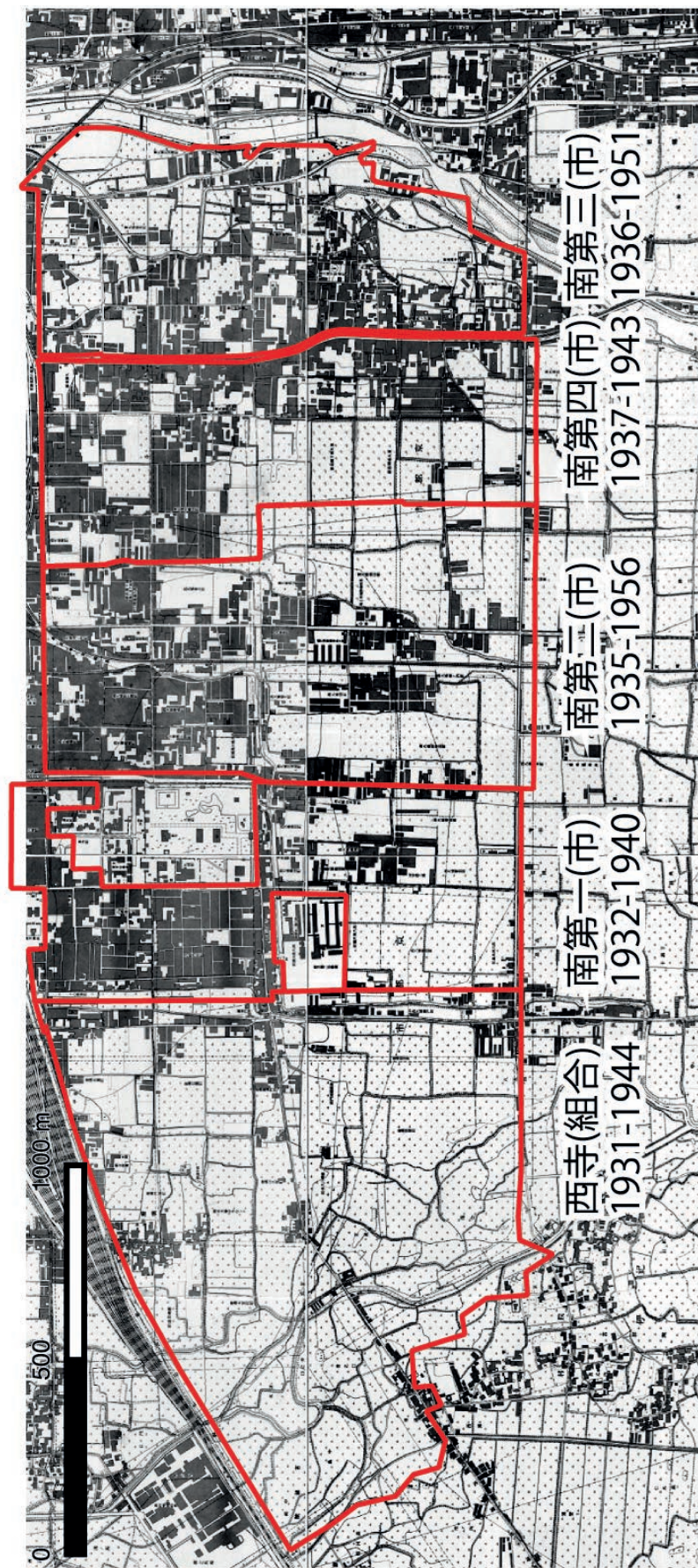


図 4-14 南部地域における 1929（昭 4）年の市街化状況

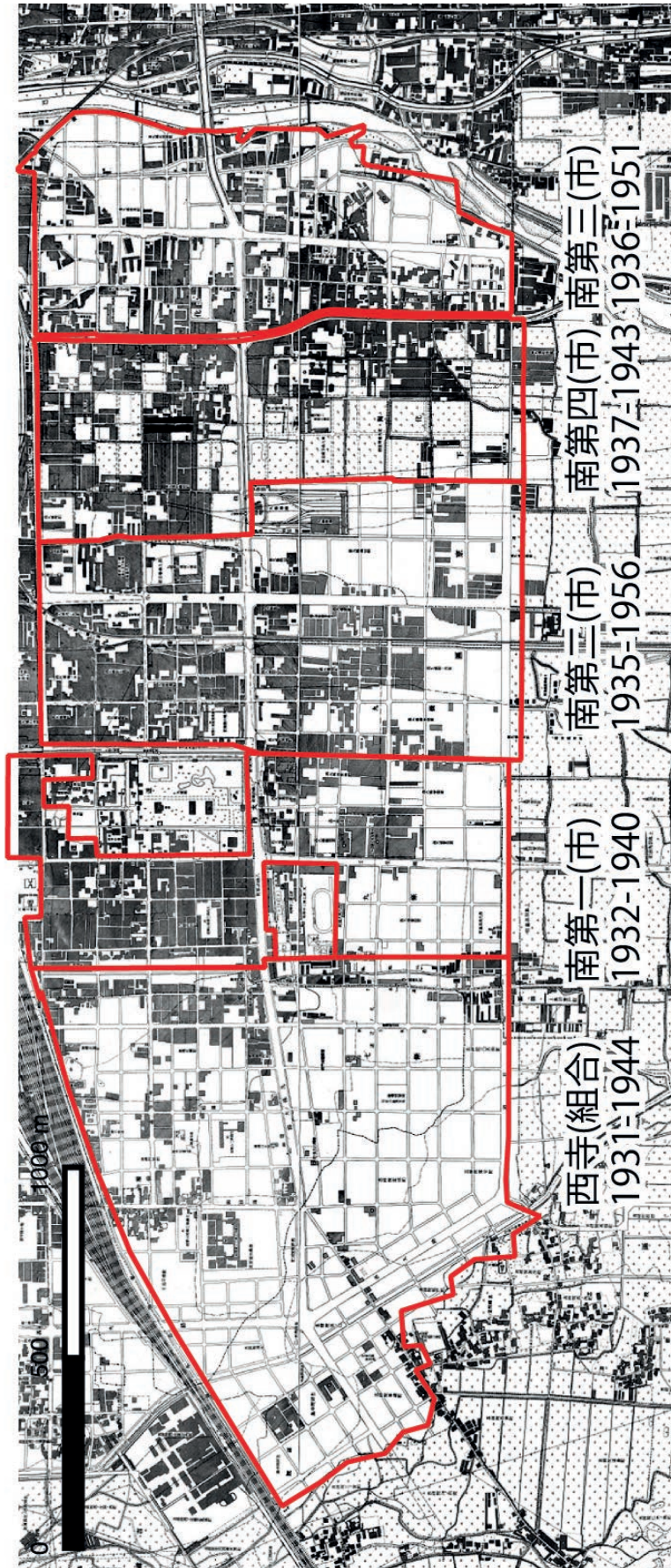


図 4-15 南部地域における 1935 (昭 10) 年の市街化状況

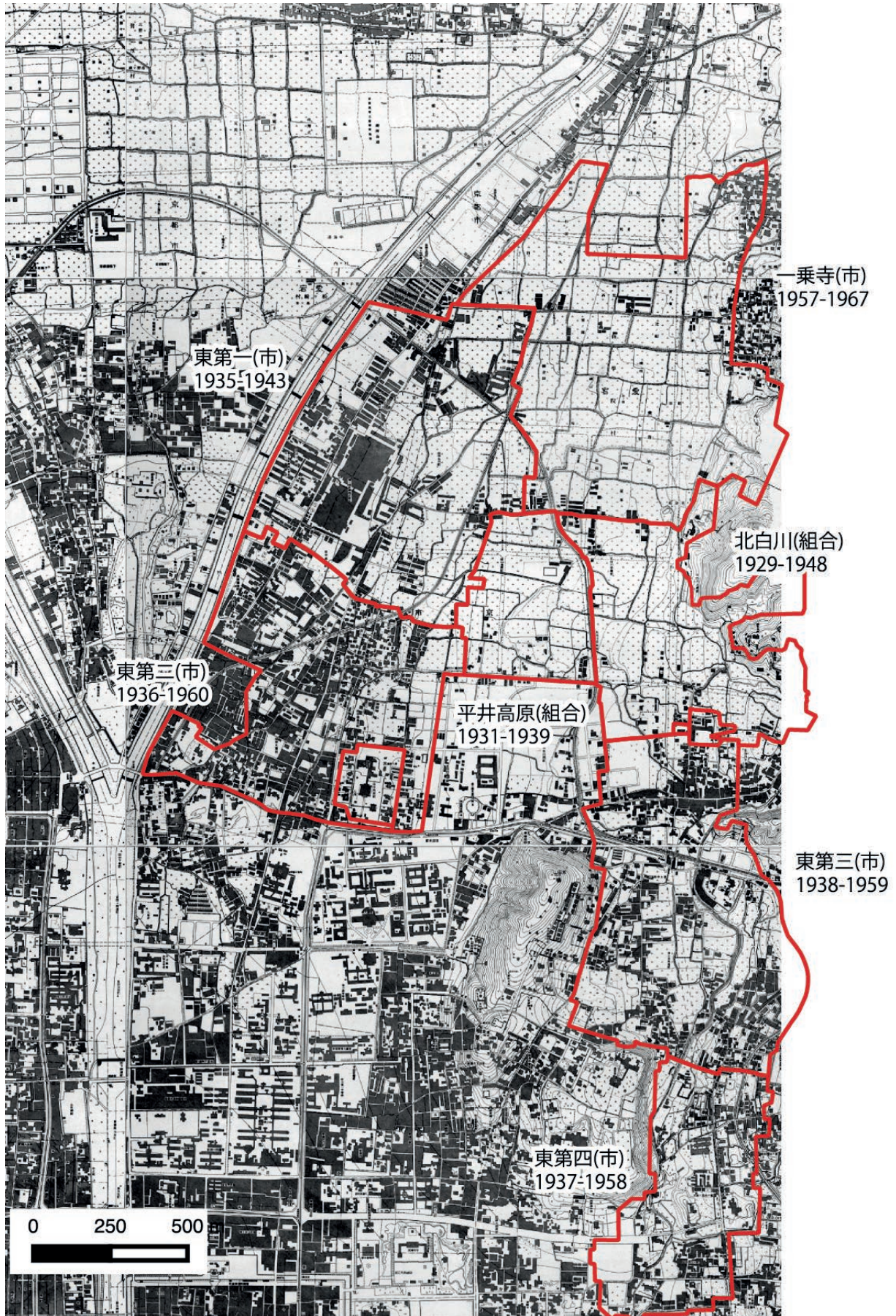


図 4-16 東部地域における 1929（昭 4）年の市街化状況

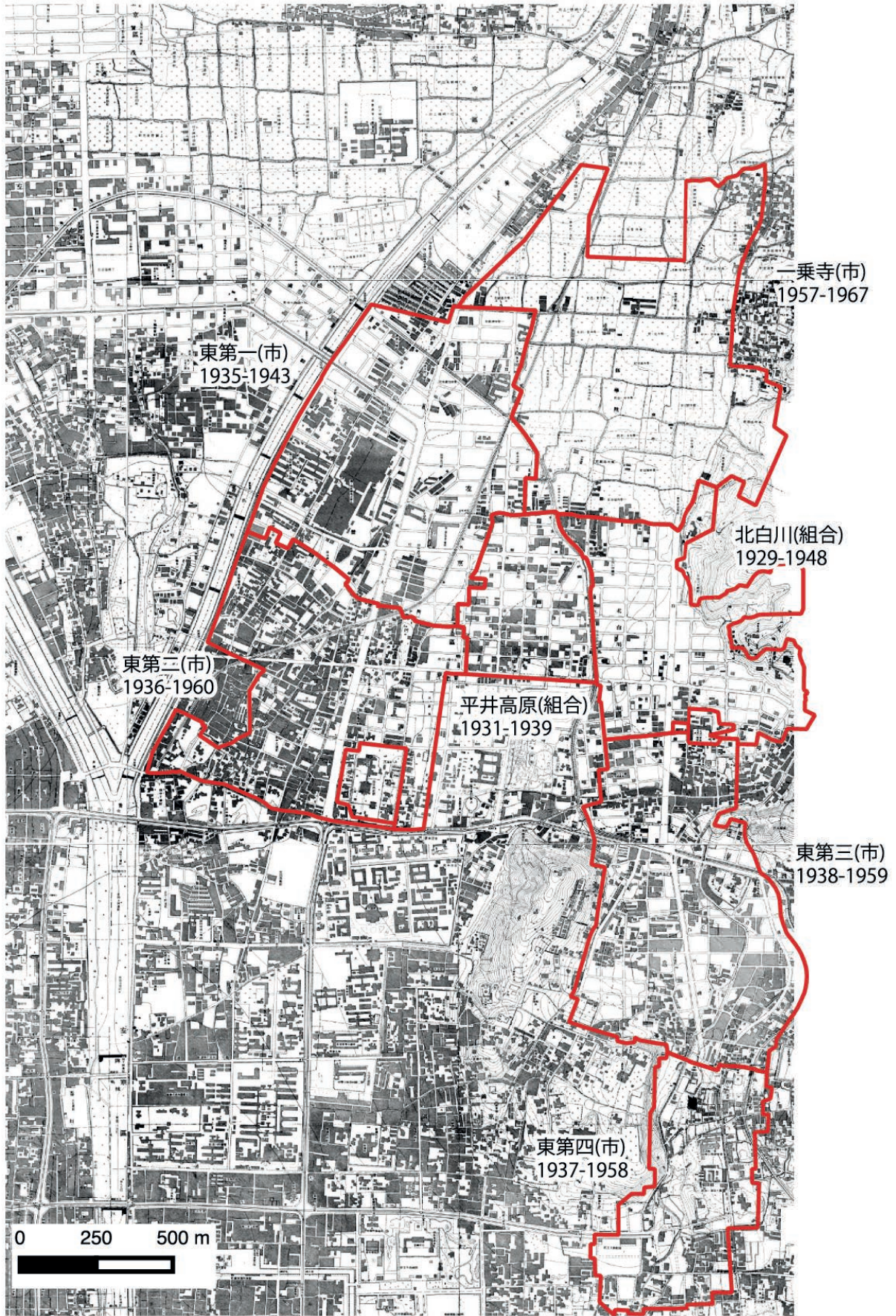


図 4-17 東部地域における 1935（昭 10）年の市街化状況

1929（昭4）年時点の地図を見ると、北部地域ではおおむね田園的な土地利用が広がっている。西部地域は田園と市街地の境界にあたり、紙屋川以東の既存市街地を一部に含み、また西第五（1960）や西第一（1939）、西院北部（1954）では東西道路沿いに既存市街地が見られる。南部地域では九条通以北については市街化がかなり進んでいることがわかる。東部地域は出町柳に近い東第一（1943）、東第二（1960）に市街化が見られるが、それ以外はほぼ田園地帯である。全体的には、中心市街地を縁取る田園において環状に行われたと見ることができ、郊外地開発型の土地区画整理といえるが、地区ごとに見れば従前の様子はさまざまである。

第3章でもしばしば引いた「京都土地区画整理事業概要」（1935（昭10））には、いくつかの地区の事業のその時点での概況が描かれている。路線式両側町モデルがはっきり見て取れる上堀川（1937）では、「当然市街化スベキ位置ニ在リ現在ノ儘ニテハ交通其ノ他ノ点ヨリシテ到底完全ナル市街地タル能ハズ」といった記述が見られる一方で、西院北部（1954）には「耕地ヲ宅地ニ変更シ家屋工場ヲ新設スル等急速ニ進展シ何等統一ナキ乱雑ナル市街を形成シツヽアリ」、南第二（1956）では「人家密集シ逐年無統制ナル発展ヲナシ不良市街地トシテ遺憾ノ点少カラズ」といった記述が見られ、各地区の従前の市街化状況がどのように捉えられていたかがわかる。

路線式両側町モデルが採用された地区は、従前土地利用が田園であったところが多く、設計の自由度が比較的高かったと考えられる。

### 3.1.2. 戦前期6年間の事業進捗

この2時点の事業進捗を比較すると、1929（昭4）年の段階で区画道路が概成しているのは、洛北（1931）、賀茂第一区（1935）、紫野門前町（1935）、賀茂第二区（1936）、の4地区に過ぎない。しかし、わずか6年後の1935（昭和10）年では、第2期に換地処分があった地区としては、12地区（紫竹芝本（1936）、西紫野（1936）、東紫野（1936）、上堀川（1937）、下鴨（1938）、西第一（1939）、平井高原（1939）、北第一（1939）、南第一（1940）、加茂之荘（1940）、金閣寺（1941）、西第二（1941））、戦中の第3期では3地区（東第一（1943）、北第二（1943）、西寺（1944））、戦後空白期の第4期では4地区（北白川（1948）、西ノ京北部（1950）、南第三（1951）、西院北部（1954））、土地区画整理法後の第5期では、6地区（南第二（1956）、東第三（1959）、西七条（1960）、西第三（1960）、東第二（1960）、西第四（1967））、計25地区がさらに概成している（表4-1）。これだけの数の地区が、6年の短期のうちに着手され工事が概成しているのである。

注意すべきなのは、1935年時点で概成している地区に、第4期、第5期といった戦後の完了地区が数多く含まれているということである。これらは前節で見たように、戦争をまたいで事業期間が長期にわたったものである。しかし、工事自体は昭和10年という戦前の早い時期にほぼ完了していることが、この比較から見て取れる。もっとも、「京都土地区画整理事業概要」によれば、組合結成から事業認可を経ての着工までに時間が



掛かっているもの、組合から市の代執行に移行して着工にこぎつけたものなどもあり、工事までのプロセスが容易であったというわけではないが、工事後に多くの時間が費やされているということは、工事の難航だけでなく、換地処分に向けての権利調整にするものもあることをうかがわせるものである。

表 4-1 1929 年及び 1935 年における事業進捗

	地区名	主体	事業認可	換地処分	従前の主要な土地利用	工事進捗		町割類型	備考
						1929(S4)	1935(S10)		
1	洛北	組合	1927	1931	田園 (図 4-3 より)	一部概成	竣工	初期街廓型	
第 2 期	賀茂第一区	組合	1926	1935	田園 (図 4-4 より)	概成	市街化進行	路線式両側町	認可直後完成
	紫野門前町	組合	1926	1935	田園 (図 4-4 より)	概成	市街化進行	路線式両側町	認可直後完成
	賀茂第二区	組合	1928	1936	田園 (図 4-4 より)	概成	市街化進行	路線式両側町	認可直後完成
	紫竹芝本	組合	1929	1936	田園	未着手	概成	路線式両側町	
	西紫野	組合	1929	1936	既存市街地	不明	概成	路線式両側町	
	東紫野	組合	1929	1936	既存市街地・田園	未着手	概成	路線式両側町	
	上堀川	組合	1932	1937	田園	未着手	概成	路線式両側町	
	下鴨	組合	1930	1938	田園	未着手	概成	路線式両側町	
	西第一	市	1932	1939	既存市街地・田園	未着手	概成	路線式両側町	
	平井高原	組合	1931	1939	田園	未着手	概成	路線式両側町	
	北第一	市	1933	1939	既存市街地	未着手	概成	不規則型	
	南第一	市	1932	1940	既存市街地・田園	未着手	概成	不規則型	
	加茂之荘	組合	1934	1940	田園	未着手	概成	パリエーション	認可直後完成
	金閣寺	組合	1931	1941	田園	未着手	概成	路線式両側町	
松賀茂	組合	1936	1941	田園	未着手	未着手	パリエーション		
西第二	市	1934	1941	田園・一部市街地	未着手	概成	路線式両側町	認可直後完成	
第 3 期	東第一	市	1935	1943	田園・既存市街地	未着手	概成	街廓式	認可直後完成
	南第四	市	1937	1943	田園・既存市街地	未着手	未着手	街廓式	
	北第二	市	1938	1943	既存市街地	概成	概成	不規則型	
	西寺	組合	1931	1944	田園	未着手	概成	混在型	
第 4 期	北白川	組合	1929	1948	田園	未着手	概成	パリエーション	
	西ノ京北部	組合	1928	1950	既存市街地	未着手	概成	不規則型	
	南第三	市	1936	1951	既存市街地	未着手	概成	街廓型	認可直後完成
	西院北部	組合	1928	1954	既存市街地・田園	未着手	概成	混在型	
第 5 期	南第二	市	1935	1956	既存市街地・田園	未着手	概成	不規則型	認可直後完成
	東第四	市	1937	1958	田園等	未着手	未着手	街廓式	
	東第三	市	1938	1959	既存市街地・田園	未着手	概成	街廓式	
	西七条	組合	1931	1960	田園等	未着手	概成	混在型	
	西第三	市	1935	1960	既存市街地・田園	未着手	概成	街廓式	認可直後完成
	東第二	市	1936	1960	既存市街地	未着手	概成	街廓式	認可直後完成
	西第五	市	1938	1960	既存市街地	未着手	未着手	街廓式	
	今宮	組合	1939	1960	田園	未着手	未着手	街廓式	
第 6 期	一乗寺	市	1957	1967	田園	未着手	未着手	街廓式	
	西第四	市	1935	1967	田園	未着手	概成	街廓式	認可直後完成
	大宮	組合	1960	1968	田園	未着手	未着手	街廓式	
	上賀茂	組合	1963	1972	田園	未着手	未着手	街廓式	
	西賀茂	組合	1969	1978	田園	未着手	未着手	街廓式	

早期に概成しながら事業完了が長引いた地区を  で示す。

### 3.2. 戦後空白期と町割

石田頼房（1986）<sup>9)</sup>は「日本における土地区画整理制度史概説 1870～1980」の中で、日本の土地区画整理事業を、（1）郊外地開発型土地区画整理、（2）既成市街地整備型土地区画整理、（3）公共施設整備型土地区画整理、を主要な3つの形として挙げている。そしてその形それぞれの歴史的展開について論じている。

今回検討している一連の事業地区は、それぞれ程度の差はあっても、昭和初期における都市化のフロントラインにあったことは間違いない。無秩序な市街化を先んじて封じることの成功した地区もあれば、後手に回って苦勞した地区もあるが、全体として郊外における住宅市街地開発として位置付けることができる。この土地区画整理によって造られた下鴨、北白川等の落ち着いた高級住宅地は、郊外の住宅地開発の例として論じられることがある。本研究の研究対象としている地区群については、石田のいう郊外地開発型土地区画整理事業にあたるものとしてよいだろう。

石田（1986）<sup>9)</sup>によれば、全国の郊外地開発型土地区画整理事業については、戦後空白期と呼ばれる事業が停止した期間があるとされる。これは終戦から土地区画整理法が施行される1954年の間にあたり、本稿ではここを第4期とした。

この戦後空白期の原因として、石田はGHQによる農地解放を挙げている。農地解放では、それまで地主が所有していた土地が政府に買い取られ、それまでの小作人に安く分配された。この自作農創設により、土地の所有関係は大きく変わった。田園的な土地利用を地区に含む郊外地開発型土地区画整理事業の多くが、この土地所有関係の錯綜に巻き込まれたという。この影響はまず新規事業の激減という形で現れ、そのことは京都市でも確認できるが、石田はそれだけでなく、事業継続中だった地区にもその影響があったという。1946（昭21）年の自作農創設特別措置法では、市街化が見込まれる土地区画整理事業地区内の農地については買い取りの対象としないという規定（同法第5条第4号）があったが、1947年の農林次官・内務次官・戦災復興院次長通牒において細かい場合分けがなされ、それによれば、宅地化率が40パーセントに達していない場合には、買い取りの対象となり、小作人に土地が配分された。こうした場合には事業の継続に支障が生じたという。

今回、京都市の戦後に換地処分があった土地区画整理事業地での、土地所有関係の変遷まで追うことはできておらず、農地解放による混乱を実証的に跡付けることはできていない。先に見たように、戦前の1935年段階で区画道路が概成しているような場合に、宅地化率についてどのような評価がなされたのか、土地の買い取りや再配分があったのかについても未確認である。しかし先に見たように、多くの地区に工事概成後の事業の停滞、期間の遅延がみられ、「戦後空白期」と呼んで差し支えない時期が存在するのは事実である。

詳しくは第5章で改めて検討するが、路線式両側町モデルは高い計画性を持った、トップダウン的な性格の強いものであった。それは京都という都市の歴史を顕彰すべきものとして参照するが、一律な秩序によって構成されるそれは、ローカルな地域性・歴史

性を必ずしも尊重するものではなかった。戦後空白期の時代は、権利関係の複雑化、民主化の時代である。これより住居表示制度に範が取られるようになるまで、「混在型」、「不規則型」などの形で街区町界線が残存し続けるが、これらが初期の洛北（1931）同様、従前の町界（小字界）を踏襲するなどしていたのは、すでに見たとおりである。これも、路線式両側町モデルが席卷していた時期には覆い隠されてしまっていたローカルなものが、時代的な状況によって前景化してきたものともいえる。

### 3.3. 減歩率と町割

事業を進める上での合意形成に大きく関わるものとして、各地権者の土地を公共用地または事業用の保留地を生み出すための「減歩」がある。地区の従前の公共用地率が低ければ、公共用地を生み出すために公共減歩率を高く設定しなくてはならないが、そうすれば各地権者の換地後の持分は大きく減ることとなる。道路幅員やその密度、公園面積等を適切に確保しつつ、それが過大にならないように調整することが必要となる。

京都市が発表している「京都市の区画整理」（2015）<sup>10)</sup>には、各地区の従前公共用地率、従後公共用地率、公共減歩率等の数値が記載されている（松賀茂（1941）のみ欠）。これらを用いて、地区間比較を試みた。

まず、従後公共用地率と公共減歩率との関係を図 4-18 に示す。この間には相関係数 0.579 の正の相関が見られる。これは、高い公共減歩率を設定したところでは、完成後の公共用地率は高くなることが多いということであり、当然予想されることである。

次に、従前公共用地率と公共減歩率との関係を図 4-19 に示す。この2量の間には、相関係数-0.591 の負の相関が見られる。これは、従前公共用地率が高いところでは、公共減歩率をあまり高く設定しなくてもよかった、ということを示している。注目したいのは、散布図の左上、従前公共用地率が高く公共減歩率が低い地区群のなかに、路線式両側町モデルを採用した地域が多く見られることである。路線式両側町モデルを採用した地区は、西部地域の西第一（1939）、金閣寺（1941）、西第二（1941）が市施行であるのを除けば、他はいずれも組合施行である。これは地元地権者グループが事業主体を成しているわけであり、地権者間の合意形成はより重要となってくる。

「従前公共用地率が高く公共減歩率を抑制できた」地区は、事業のしやすさという点では恵まれていると考えられる。ローカルな固有性・歴史性を覆い隠してしまう路線式両側町モデルは、こうした事業のしやすい地域で実施された例が多いことがわかる。

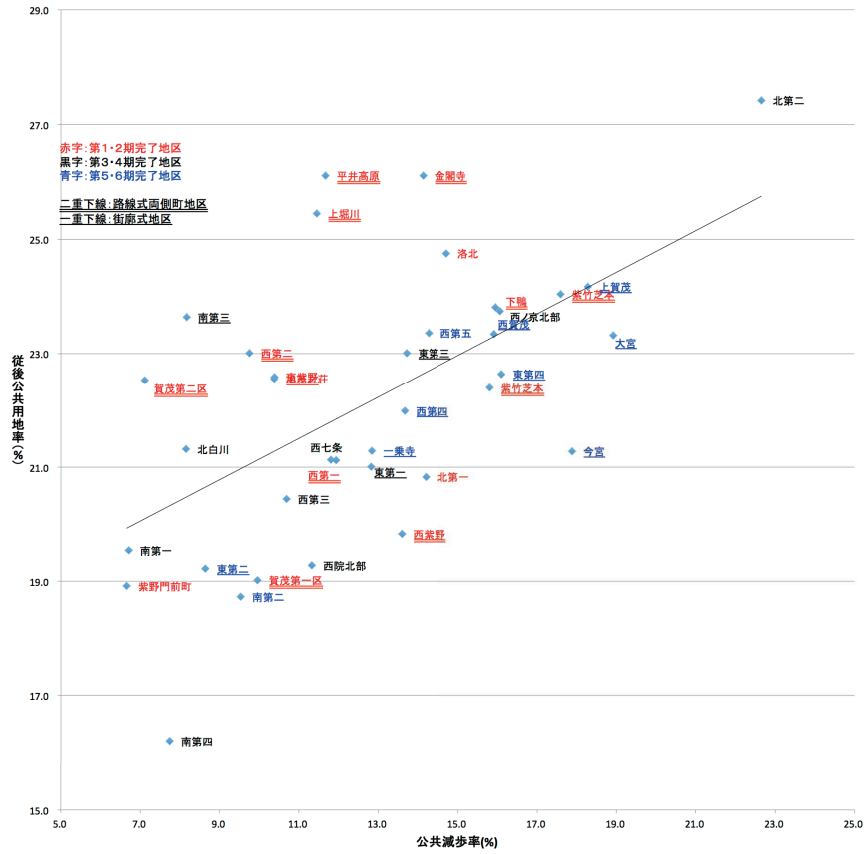


図 4-18 従後公共用地率と公共減歩率

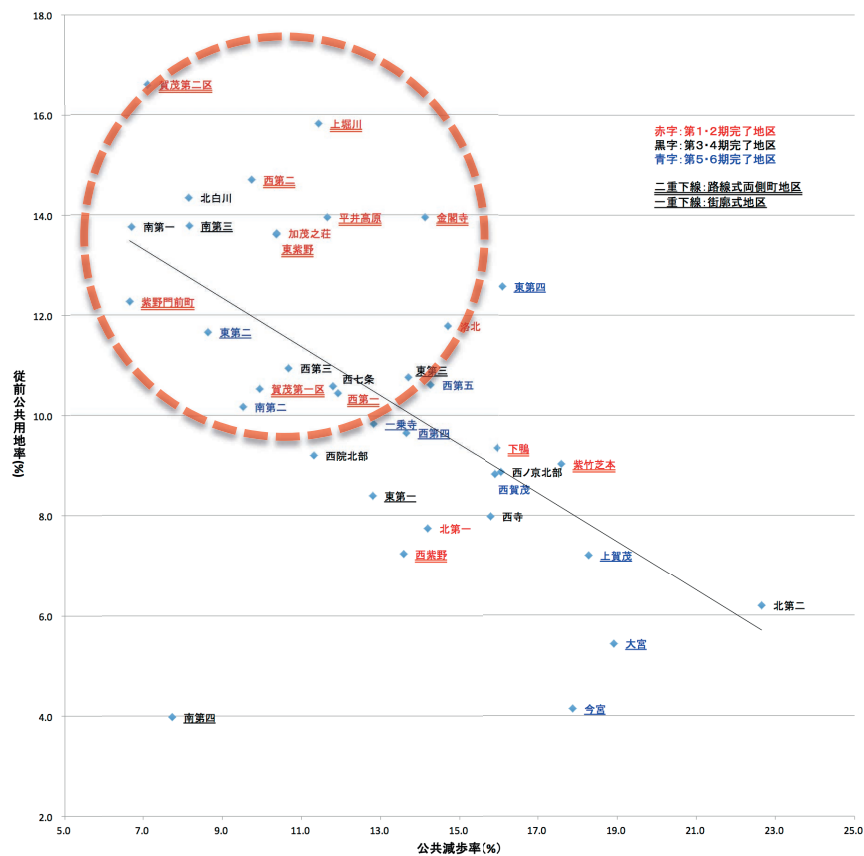


図 4-19 従前公共用地率と公共減歩率

### 3.4. 住居表示制度をめぐって

路線式両側町モデルは戦後採用されなくなるが、それでも街区内町割線は各地区の状況に応じて、「混在型」、「不規則型」などの形をとって残り続けていた。こうした状況に決定的な影響を与えたのが、1962年に施行された「住居表示に関する法律」である。

この法律ができた背景には、従来より「町名地番の混乱のため、郵便、電報の遅配を招いたり、たずねる人の住所を探し出すために多くのむだな時間を費やしている不便は、われわれ日常生活の体験として顕著な事実であり、このような混乱は、国民生活ばかりでなく、行政事務の遂行にも多大の支障をきたしていた<sup>11)</sup>」というような問題があった。この状況を改善すべく、当初は町名地番の原則論が検討されたようだが、不動産登記の符号である町名地番の見直しを全面的に行うのは、公図の整備からはじめ多大な時日と経費を要するというので、町名地番とは別の新しい符号システムが作られた。これが住居表示制度である。

住居表示制度は、町名地番とは別システムである。そして、土地区画整理事業における換地処分とは土地の登記上の符号を操作するものであり、町名地番制度との関わりが強い。どのように町界や筆界を配置していくかについては、特に基準がなければ従前の町界やそれに近い箇所を通る新設区画道路が参照されることになる。第1期、第3～5期はそのような時期であった（第2期においては路線式両側モデルが町界線自体を動かす強い基準となっていた）。しかし、土地の所在の表示にもう一つのシステムができたのであれば、新しく町名地番を設定する際、相互の整合を図るべきなのは当然である。1962年の「住居表示に関する法律」においては、第5条において「町の区域の合理化」が打ち出され、これが土地区画整理における町界の設定にも影響を及ぼすこととなる。

京都市は、歴史的市街地における独特な土地表示システムもあり、行政的には住居表示制度を導入していないが、土地区画整理事業地においてこの住居表示制度の考え方を準用していたのは、第3章において「新要綱」序文に見たとおりである。

#### 3.4.1. 住居表示制度と両側町

この住居表示制度が全国に展開されていった時期に両側町がどのような状況にあったか、籠瀬（1968）b<sup>12)</sup>に興味深い記述が見られるので引くことにする。

現在進行中の住居表示事業の大勢は、路線式をやめる方向に動いている。結合式とは路線式と街画式の結合したものである。

路線式は旧城下町にもっとも多く見られる町割形態である。尼崎難波通には幾列もの長い帯状の路線式町割が見られる(1:6,000同市資料)。福岡那珂川右岸地区・会津若松市北部などには、矩形に近い路線式町割形態が顕著である。その他長岡市・高岡市・岡山市・広島市・鳥取市にも多い。

その他、路線式町割形態について注目をひくおもな点は、1.高知市(旧水留町など)

のものは、相並ぶ二つの町の町界がごく細長い溝である。2. 路線式は計画的な町割形態に相違ないが、谷間に立地する長崎市の場合などは道路が多少屈曲し、不規則な路線式といえる。豊岡市では一般の道路割と斜交する、別系統の恐らくより古い道路があり、いずれにも路線式の形が残っていた。3. 尼崎市のものなど、多くは並列路線式といい得るものであるのに対して、縦横路線式と称し得るものがある(この語は自治省による)。後者の好例は京都市中京区(「地理」昭和42年9月号拙稿)、名古屋市中区のほか、福岡市前記の区域、熊本市熊本城東側、青森市柳町(新町・寺町)をあげることができる。4. 路線式町割は、自治省もその解消を希望し、大勢は街画式に移行しつつある。しかるに京都市中京区・上京区などに広く残っているだけでなく、その変更への動きが、郵便局側などを除いて顕著でない。5. 路線式町割形態が、以前からの残存ではなく、新しく住居表示の変更事業を行なった市域にも、ごく稀ではあるが残存する。現富山市木町・荒町・堤町通りなどはその顕著な例である。勝田市・日田市にも類似のものがある。

結合式の例は枚挙にいとまがないが、北海道の計画都市札幌・旭川市などは、一種の結合式町割形態と称し得るであろう。

市当局が町割りを改変するという現実の立場からの、路線式と街画式の長所と短所の比較に対する意見には聞くべきものがある。ここには青森市建設部区画整理課の見解の一端を紹介する。路線式の長所-向う三軒両隣の友交によい。路線名と街路が一つだから煩瑣でないなど、商業上の利便が多い。短所-町の範囲が道路をはさむ両側だけだから家数が少なく、しかも細長くて町の運営に不便が多い。従って結合式がもっとも現実性が高いと結んでいる。

籠瀬良明(1968)<sup>b12)</sup>:町界と住居表示地図:地図6(2):p21-22より

ここには、いくつも興味深い記述が見られる。

まず実務担当者の路線式についての理解が紹介されている点である。青森県区画整理課の見解として、コミュニティ形成上の利点が明確に認識されていながらも、他の短所により解消はやむを得ないということが述べられている。

第2点は、自治省を始めとする行政サイドが路線式の解消を希望していたということである。京都においてはそれが進まなかったことも書かれている。

第3点としては、路線式の形態とそれによる難点についての具体的記述が見られることである。引用箇所のところどころに「並列路線式」「縦横路線式」「家数が少なく、しかも細長くて町の運営に不便」といった記述が見られる。本章では町界線の走行状況を中心に論じるが、この形態と規模の問題については、第5章で改めて考察することとしたい。

またこの短報では、別の箇所です住居表示制度を「根本的な改変調整事業」とし、「その改変の度合い、全国的統一性からいって、ある意味では大化改新頃の、条里制の実施にも匹敵する大事業といっても過言ではない」と言っている。住居表示制度のインパクトが

極めて大きなものと捉えられていたことがわかる。それは確かに、行政手続きとして導入しなかった京都市においても、大きな影響を及ぼすものであった。

### 3.4.2. 住居表示制度における町界線

第3章において、戦前のガイドラインと戦後の「新要綱」の間に、町界線についての大きな考え方の違いがあることを論じた。戦前の「旧方針」「旧要綱」に準拠した路線式両側町モデルの地区では、街区内を縫うように走る町界線は微細な屈曲を多数持つ形状となり、また公衆の目につかず公的には保全しにくい街区の奥の民間敷地同士の境界を走ることとなるのに対し、「新要綱」の「町の境界線」の項では、官民境界が確実に現地に表示される道路や河川の側線が選ばれていた。「新要綱」では、町界を誰からも確認できる状態にすることと、恒久的に公共において管理できる場所に設けることが、強く意識されていた。

「新要綱」に先んじて参照されるようになっていた住居表示制度においては、町界は次のような取り扱いになっている。

「街区方式による住居表示の実施基準」<sup>13)</sup>より

#### 第1 住居表示の実施基準

##### 1 町の区域の合理化

街区方式によって住居を表示しようとする場合において、その区域内の町（字を含む。以下同じ。）の区域に次の各号に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように、その町区域の合理化に努めること。

##### (1) 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

##### (2) 町の形状及び規模

イ 町の形状は、その境界が複雑にいきくんだり、飛び地が発生したりしないように、簡明な境界線をもつて区画された一団を形成されているものであること。

ロ 町の規模は、当該市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなつたり、少なくなつたりしないように定められていること。

##### 2 町の名称の決め方（略）

##### 3 街区割り

(1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとする。

(2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。参考までに住居地域における標準を示せば、面積 3,000 平方メートル～5,000 平方メートル、戸数 30 戸程度が適当であること。

この「住居表示」における町界の考え方は、ほぼそのまま後年の「新要綱」に取り入れられており、要綱の制定に大きな影響を及ぼしたことがわかる。

なお、上記実施基準に「街区方式」とあるが、これは街区を単位とし街区に番号（街区符号）を振り、次いで街区毎にその中に住所番号を振っていくというもので、一般的になじみ深い住所表示の方法である。これは町割でいえば街廓方式とよく整合する。

住居表示に関する法律には、もう一つ「道路方式」も定義されており、これは軸になる道路に名称を与え、その両側の各建物に住所番号を振り「道路名＋住所番号」で住所を表示するものである。これは両側町の秩序と馴染むものであり、第3章で検討した戦前の「綱要」の考え方はこれに近かった。現行法による「道路方式」の住居表示は山形県東根市、北海道浦河町のそれぞれ一部で例外的に導入されているに過ぎず、一般的に使用されているのは街区方式である。京都市においても、この「街区方式」が参考にされているのである。

### 3.4.3. 両側町と「街区方式」

#### 3.4.3.1. ソフトな町界とハードな町界

「町名地番の混乱」問題解決のために、町名地番制度審議会の検討に先んじて、総理府「町名地番の整理に関する世論調査（都市問題 II）」（内閣総理大臣官房審議室、1960年8月）<sup>14)</sup>を実施している。これは全国の人口20万人以上の都市で無作為に抽出された実質世帯主三千人に対し、ヒアリングの形で行われたもので、

#### I 町名地番の混乱についての認識

1. 混乱による不便の経験 A
2. 混乱による不便の経験 B
3. 現在の町名地番に対する一般的な印象
4. 町名地番の改正に対する積極的な意欲

#### II 町名地番の整理についての意見

1. 町の規模についての意見
2. 通し番号か枝番号かについての意見
3. 地番制度か戸番制度かについての意見
4. 町名についての意見
5. 町の境界についての意見

#### III 町名地番の整理の経験及び整理に対する批判



といったことが質問事項となっている。このうち II-5 の「町の境界についての意見」では、「道路、河川などを基準としてきめた方がよい」と回答した人が 61%、「商店会、自治会、町内会等を基準としてきめた方がよい」と回答した人が 16%、「わからない」と回答した人が 23%であった。これは、ハードな恒久的境界によって町界を設けるか、ソフトなコミュニティの原理によって町界を設けるかという問いである。京都の歴史的市街地の両側町は、以前からのコミュニティの空間であり、ここでは「商店会、自治会、町内会」の選択肢がそれにあたる。

この調査では道路境界等を町界とすべきという、ハードな町界設定に圧倒的な支持が集まったことになっている。これが、「住居表示に関する法律」やその「実施基準」に反映されていくことになる。この恒久的な町界については、京都市の「綱要」や「旧方針」ではほとんど意識されていないが、この住居表示制度では強く意識されている。

住居表示制度の導入後に相次いだ町界地番変更への不服申立てに対し、自治省は 1965 年、自治体により柔軟な対応を求める通知「街区方式による住居表示の実施基準の運用等について」を出しているが、ここでは公共溝渠、コンクリート塀等であっても「恒久的な施設」と認められるならば境界としてよいとしている。両側町における街区内町界線のような「ソフトな町界」の考え方は、すでに排除されているとあってよい。

金沢市、仙台市などの歴史都市でもそれまでの両側町の町割を廃止しての住居表示制度の導入が行われた。これはコミュニティ単位としての「町」をある意味では否定することであり、その後各地で旧町名復活運動が起こることとなる。

京都市は政令指定都市としては唯一住居表示制度を導入しなかった。そのことにより歴史的市街地においては、今日に至るまで両側町システムが生きている。一方で、本論文で検討してきたように、昭和に入ってから近世両側町に範をとった路線式両側町モデルによるまちづくりが郊外部で行われてきたが、ここにきて住居表示制度を参照することによって、モデルの理念性は明確に否定されることとなる。

#### 3.4.3.2. 「簡明な」町界線とその担保性

両側町の町割といっても、その配置はさまざまである。平安京起源の 120m 角の正方形街区が並ぶ京都の歴史的市街地では、町界線は X 字型に走行することは、第 1 章の図 1-1 で見た通りである。実際にはこの X 字は、各宅地の筆界にそって、細かく屈曲した「ガタガタ」のラインを描くことになる。

路線式両側町モデルの典型例である平井高原（1939）においても、街区内を走行する町界線は民境界にそって「ガタガタ」のラインを取るようになる（第 2 章 図 2-3 参照）。

この街区内の「ガタガタ」の町界線は 2 つの問題を持つと思われる。一つは公共空間からの不可視性であり、その線形のわかりにくさである。これは住居表示制度で掲げられている公共施設の側線で縁取られる「簡明な」町界とは、正反対の性格を持つもので

ある。もう一つは民境界であるがゆえに、その両側の土地の権原の変化によっては担保され得なくなる可能性があるという問題である<sup>15)</sup>。

町界を越境する計画が問題になったことがある。2000（平 12）年、両側町が並ぶ京都の歴史的市街地で、街区内町界線を突き破る形で用地が取得され、街区を横断する形で高層マンションの建設計画が明らかになった。マンションの設計が高名な建築家であったことと、その地域が京町家を保全活用した景観まちづくりの先進地であったことから、大きな話題となった。以下、2001（平 13）年に地元団体から提出された要望書（本文部分、一部個人名を省略）と、それに添付された提案を引用する<sup>16)</sup>。

柳馬場通りから堺町通りまで突き抜ける 54m もあるマンションの建設は、未だかつて京都市内にありません。単に建築基準法を遵守しているだけの経済的論理で巨大マンション建設が許されるのでしょうか。北側の隣接住民にとって、建設により健康で文化的な生活権が侵されることは、憲法で保障されるべき基本的人権の侵害です。

東側は御所南小学校区、西側は高倉小学校区と 1 棟のマンションで学区が割れ、又、東側は柳池自治連合会、西側は初音自治連合会と自治活動（選挙、消防、防災、社会福祉など）が割れる。このような集合住宅は界隈の伝統ある町内秩序を混乱させるものであります。

このような観点から、以下の点について要望致します。

- 1 北側住民に日照・採光・通風で最大限の心遣い頂き、東側と西側とを別棟にして 5.6m の空間（中庭）を創っていただきたい。
- 2 界隈の町並みに配慮して、柳馬場通・堺町通に面する部分の階層を 4 階とする。

北側隣接住民及び、周辺住民に対して事業主責任者・株式会社〇〇組取締役〇〇〇氏及び、設計責任者・〇〇〇氏は社会的責務があります。上記要望に対する回答を 1 月 29 日説明会開催の席上で、文書にて提示してください。

平成 13 年 1 月 15 日

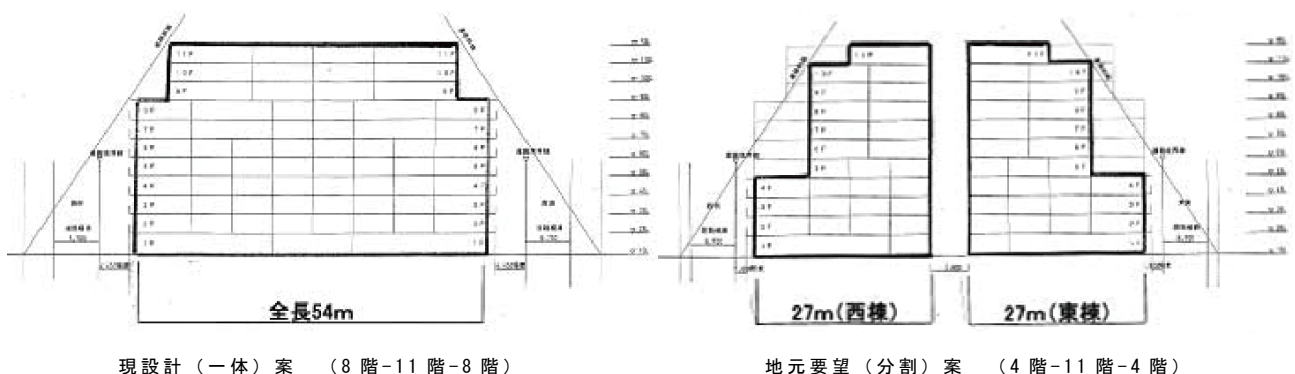


図 4-20 住民団体による、現設計と地元提案の比較図

この要望で興味深く思われるのは、街区の中央を通っていた町界線、これは学区境界でもあり自治連合会の境界でもあったわけだが、それをぶち抜く建設計画に強く異を唱えているところである。そして空間的な対処として中央部に中庭を作り別棟とするように要望しているところである。

この事例は、単に伝統的な町家が並ぶ地域に新奇な意匠の巨大マンションが建つ、という構図だけでは捉えられない。両側町ゆえの街区内町界線が、地元コミュニティにとって重要なものであると認識されているのに対し、開発側にはそうした地元の伝統的な空間利用の秩序への配慮がなかった。そこで軋轢が起きている。ここでは郊外部と異なり、両側町システムが地元にもとからある歴史性であり空間性なのであって、それと近代的な土地利用とが衝突しているのである。このマンションに住む多数の新住民は、どちらの町、どちらの学区の所属となるのかといった、これまでなかったコミュニティ上の問題がここから発生する。地元提案は、実空間において建物を町界に沿って分割することで、そうした問題を回避しようとしている。

ここではこの計画の当否については論じないが、街区内に埋め込まれた町界線が一般的、今日的な開発との間での軋轢の原因となりうることを指摘しておく。新市街地の開発において、そのような仕掛けを街区内に残さないのは、中長期的な土地利用の融通性を確保する上では妥当な考え方であるように思われる。

街区方式に基づく住居表示の方法は、新地番の設定においても参考となる合理的な土地の符号手法を提供することとなる。1974年には住居表示制度の実施基準をほぼ援用した「新要綱」が施行され、新しい土地区画整理の町界町名地番設定のルーチンが整備された。合理的な街区方式の導入は、高度成長期の開発によく合致したものであったと思われる。

### 3.5. 住居表示制度以降の土地区画整理事業

本研究では、京都市における土地区画整理事業の中でも戦前期に始まった環状の都市整備について見てきた。したがってリストアップした地区にも古いものが多く、第5期、第6期に着手されたものはごくわずかである。しかし、市全体を見ると必ずしもそうではない。

表4-2は、20世紀中に着手された京都市の土地区画整理事業(小山花の木(1925-1925)から、桃山東第二(1997-未完了)までの97件)について、事業認可時期と換地処分時期ごとの件数を数えたものである。

第6期以降の着手件数は40件と多く、戦後期には順調に土地区画整理事業が進捗したことがわかる。もっとも1960年代から1999年まではほぼ40年あり、これは1920年代に始まる京都市の土地区画整理史の20世紀のほぼ後半いっぱいにあたるわけであるから、100件近い全事業数の四割程度がこの時期に見られるのは不思議ではない。

表 4-2 時期ごとの事業認可、換地処分件数（1）

年代	トピック	事業認可件数	換地処分件数
第1期：～1934	事業開始	28	4
第2期：1935～	「旧方針」	19	16
第3期：1942～	戦中期	0	6
第4期：1946～	戦後空白期	2	8
第5期：1955～	土地区画整理法	8	11
第6期：1962～	住居表示制度	40	44
計		97	89

もう少し時期を細かく見てみたのが、表 4-3 である。1950 年代半ばから 1970 年代半ばの高度成長期に多くの地区が認可されているのがわかる。高度成長期の件数増加は全国的にも見られる傾向である。本章冒頭で見たように、第 5 期以降に着手された事業はあまり事業期間が遅延せず、10 年かからずに完了しているものが多い。土地区画整理法の施行と住居表示制度の整備は事業の効率的な執行に寄与したものと考えられる。

表 4-3 時期ごとの事業認可、換地処分件数（2）

年代	トピック	事業認可件数		換地処分件数	
1920	～1930	12	12	1	1
1930	1930～1934	31	16	14	3
	1935～1939		15		11
1940	1940～1944	6	4	13	11
	1945～1949		2		2
1950	1950～1954	5	0	11	6
	1955～1959		5		5
1960	1960～1964	15	9	20	6
	1965～1969		6		14
1970	1970～1974	14	11	12	6
	1975～1979		3		6
1980	1980～1984	7	2	7	5
	1985～1989		5		2
1990	1990～1994	7	4	11	3
	1995～1999		3		8
	計		97		89

この研究で取り上げた、環状道路（北大路、西大路、九条通、東大路及び白川通）の整備と併せて施行された相互に連担する土地区画整理事業は、概ね 1960 年代に完了する。高度成長期には、より外縁部での事業が進められ、宝ヶ池や山科、洛西ニュータウンの住宅地開発や、伏見地域での工業団地開発など大規模な事業が行なわれるとともに、早期に計画されていた桂川左岸の吉祥院や葛野を中心とした工業地域の整備が事業化されていく。これらが換地処分を迎えるときには、それらは例外なく単純明快な街廓式を

とるようになっていた。それは一般的なニュータウンの町割となんら変わりのないものであった。

#### 4. 小括

第4章では、町割の類型とその時代的な推移について、改めて検討を行った。

まず第1項では、第2章で取り出した6類型と、6つの時代区分とを表にプロットし、その傾向を観察した。6つの類型とは、(a)初期街廓式、(b)路線式両側町モデル、(c)路線式バリエーション、(d)混在型、(e)不規則型、(f)街廓式、である。6つの時代区分とは、第1期（ガイドライン以前：～1934）、第2期（「旧方針」以後：1935～1941）、第3期（戦中期：1942～1945）、第4期（戦後空白期：1946～1954）、第5期（土地区画整理法施行以後：1955～1961）、第6期（住居表示制度以後：1962～）である。

路線式両側町モデルの換地処分時期は第2期に集中して現れ、その後はまったく見出されないこと、戦前に着手し、戦中に換地処分できなかつた地区については、第4期を超えて事業が長期化する傾向があること、第3～5期においては、街区外町界線の比率の高い地区が見えるが、「混在型」「不規則型」といったかたちで街区内町界線を持つ地区も見出せること、第6期に換地処分を迎えた地区は、例外なく街廓式となっていることなどが見出された。

第2項では、各事業実態に即して、従前従後の町界線の状況を観察した。路線式両側町モデルが、従前の町界（小字界）とほとんど関係ないことが、賀茂地域の初期事例と西第一地区の例から見出された。それに対し、路線式両側町モデルの時代（第2期）の前後においては、従前の町界（小字界）が新町界の決定の際に参照されている様子が、洛北地区、西第三地区の事例などから観察された。

第3項では、市街化の進展など社会状況と町割の関係について考察を行った。第一に、1929（昭4）年と1935（昭10）年の各地域の事業進捗について比較を行った。この結果、換地処分が戦後遅くまでできなかつた地区においても、工事自体は戦前に概成しているものも多く見られた。これは工事だけでなく、権利調整に時間を要したことを示唆するものである。こうした権利関係の前景化が、路線式両側町モデルによる町界設定の事実上の回避に関係している可能性を示唆した。また路線式両側町モデルが採られた地区では、従前土地利用が既存建物の少ない田園であるところが多く、設計の自由度も高いところが多かったことがわかった。

第二に、公共減歩率と従前及び従後の公共用地率の関係について比較検討を行った。路線式両側町モデル採用地区は、公共減歩率を抑制できる、合意を形成しやすい事業環境をもつところが多い傾向が見出された。

第三に、戦後の街廓式町割に大きな影響を及ぼした住居表示制度について考察した。これは、公共施設の側線など恒久的に維持される箇所町界線を置くことや、町の形が簡明な形となることを求めるものであり、路線式両側町モデルとは相容れない性格を持つものであった。また当初より町内会等のコミュニティのまとまりや歴史性を比較的軽

視するものであった。京都市は戦後の土地区画整理事業の町割を定める際にこれを参照し、1974（昭49）年の「新要綱」ではその考え方をほぼ全面的に取り入れている。高度成長期以降多数の地区が、この方法をとって施行された。

## 補注及び引用文献

- 1) 比較的最近の事例で事業期間が長かったものとして、山科南部（1971-1994：23年間）、洛西第二（1979-2005：26年間）、洛北第三（1995-2013：18年間）などがあるが、総じて10年以内に終えている。
- 2) 第一工区換地設計図・第一位置指定図：昭和5年2月8日土地区画整理課起案図書「洛北土地区画整理組合宛第一工区換地設計計算表ニ関スル件」附属資料：昭和11年洛北土地区画整理組合：京都府立総合資料館所蔵
- 3) 中川理(2007)：近代都市計画事業の実相：京・まちづくり史(高橋康夫・中川理編), 152-161, 昭和堂
- 4) 京都市都市計画図「上賀茂」1:3000, 大正11年及び昭和4年：都市計画京都地方委員会
- 5) 賀茂第一、第二、上堀川、紫竹柴本、紫野門前、東紫野組合地区ニ於ケル町界、町名、地番設定案添付資料（町界町名地番変更一件 区画整理課 昭和七年度 所収），京都市建設局都市整備部市街地整備課蔵
- 6) 鶴田佳子・佐藤圭二(1994)：近代都市計画初期における京都市の市街地開発に関する研究：日本建築学会計画系論文集(458), 99-108
- 7) 京都府土木建築部都市計画課，西院南部土地区画整理組合一件（昭3～6年度：昭3-189），京都府立総合資料館所蔵
- 8) 戦後空白期とされるこの時期には、今回対象とした地区のほか、桂駅西口(1948)，一乗寺一人(1950)の2地区がこの時期に換地処分を迎えている。
- 9) 石田頼房(1986)：日本における土地区画整理制度史概説 1870～1980：総合都市研究 28, 45-87
- 10) 京都市(2015)：京都市の区画整理：  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/59-3-3-0-0-0-0-0-0-0.html> 2016.11.30  
参照
- 11) 町名地番制度審議会（1961）：町名地番制度の改善に関する答申  
これは、住所の表示のために町名地番を用いてきたことの弊害として、次のようなものを挙げている。
  - ① 1つの地番で表示される1筆の土地の大きさ、形状等は人の住所と必然的な関連性を有しないこと。  
たとえば、1筆の土地が広いために多数の家屋を同一地番で表示されたたり、1つの家屋が数筆の土地にまたがっているためにどの地番をもって表示すべきか明らかでない等の事例が生じてくる。
  - ② 1筆の土地の境界及び所在を視認することが困難であるため、どこまでが何番の土地であり、どこからが何番の土地になるかを一見して見分けることが困難であること。
  - ③ 土地の分合筆は土地所有者の自由とされているため、枝番号、欠番号又は飛び番号ができること。
  - ④ 地番区域は、市、区、町、村又はこれに準ずる区域をもって定めることとされているため、市区町村の全区域をもって地番区域としている場合においては、けた数の多い番号が存在すること。
  - ⑤ 国有地等については、土地台帳法の適用がなかったため、現在なお多数の無番地が存在すること。
  - ⑥ 地番整理をする場合は公図（地積図）の整備からはじめ、土地に対する権利の保全に欠けるところのないよう1筆ごとの実測、権利関係の確認又は調整等複雑な手続きを経、多くの時日と経費を要している。このような作業と手続きは土地に対する権利を保全するという目的からすれば当然であるとはいえ、住所をわかりやすくするという目的からすれば必要以上には複雑なものといわなければ

ばならないこと。

⑥は町の範囲と直接関わるものであり、②の民界境界の不可視性の問題も、本研究で扱う街区内町界線に関わってくるものである。

12) 籠瀬良明(1968)b:町界と住居表示地図:地図6(2):219-234

13) 自治省(1963):街区方式による住居表示の実施基準(昭和38年7月30日自治省告示117号)

14) 総理府内閣総理大臣官房審議室(1960):町名地番の整理に関する世論調査(都市問題II):  
<http://survey.gov-online.go.jp/s35/S35-06-35-05.html> (2016年12月1日閲覧)

15) 大阪府中央区の船場界限には街区の背割線を走る町界線を活かしたまま街区方式の住居表示を行った例が見られる。またそれに隣接した谷町本町戦災復興土地区画整理事業地区(1959)でも、隣接する船場地域に準じた両側町の町割が見られる。これらは長辺方向の背割線に町界線を持ってきているため、京都の両側町に見られる「ガタガタ」な線形を持たず、東西道路の平行な「簡明な」直線状をなしている。

16) 京都市中央区姉小路界限を考える会HPより:「要望書」

<http://www.aneyakouji.jp/toshinbu/Japanese/1.html> (2016年12月1日閲覧)



## 第 5 章 総合考察

## 1. 路線式両側町モデルの性格

前章では、京都市の土地区画整理事業地における町割が、どのように変化してきたかを、社会的背景と照らし合わせながら辿ってきた。

本章では、まず改めて路線式両側町モデルの性格と意義について二つの面から検討を行う。第一に、近代都市空間史の観点から、路線式両側町モデルの歴史的な位置について考察する。第二に、路線式両側町モデルの設計の特徴を、歴史的な路線式町割と比較検討する。これより、路線式両側町モデルの特異な性格を描出し、その評価を行うこととしたい。

### 1.1. 「せめぎあう都市空間の歴史」の視点：中川理の研究を補助線として

中川理は近代京都における都市空間の変容についてさまざまな観点から論じてきた。2015年に発表された「京都と近代 せめぎあう都市空間の歴史」（鹿島出版会）<sup>1)</sup>は、その集大成と言えるものである。

この研究では、明治維新から昭和の初めまでの京都でのさまざま都市開発によって、どんな制度や権力関係のもとにどんな空間が生まれてきたかが描き出されている。明治維新後の「街区一新」の挫折、岡崎地域の開発、橋梁のデザイン、大通り空間の受容過程、そして土地区画整理事業といった場面の分析が行なわれている。その中で、空間の形は歴史性と近代性の間を揺れながら、都市空間を形成してきた意志主体が、地域名望家といった地の人々から、都市を専門に扱う土木官僚に移行していく過程を描出している。大正期から検討が始まる土地区画整理事業については、官僚体制が安定したものとなり、トップダウンの事業が可能になっていったことを論じている。

時代的な部分では、本研究では洛北（1931）以降、1960～70年代くらいまでを検討対象としているが、中川の研究は大正期の敷地割調査会等あたりから戦前、戦中のあたりまでであり、重なりは少ない。また本研究が中心的に取り扱っている町割については全く触れられていない。しかしながら、「歴史性」の観点と支配者の変化についての観点については、この研究が示唆するところは大きい。

#### 1.1.1. 路線式両側町モデルの歴史性

##### 1.1.1.1. 二つの歴史

京都の近代の中で、歴史的なものと近代的なものとがせめぎあうさまがこの中川の研究では描出されているが、歴史的なものが地元的なもの、近代的なものが官僚的なもの、といった簡単な構図では語られてないところは興味深いところである。

中川は、岡崎地域の空間の現れについての分析を通じて、「二つの歴史」について論じている。「ひとつは、客観的に外から価値づけられる京都の歴史であり、もうひとつは、都市に内在する主に都市住民が持ちえてきた歴史である。前者は、主に顕彰されるものとして用いられ、後者は、主に物事を守旧するものとして登場する。それは、本書で見てきた出来事のなかでは、最初に後者が議論の前提となるものとして存在してきたが、

その後、前者が発現するようになる、というものであった」という（前掲書、p333）。この顕彰の例として、岡崎の平安神宮における大内裏の一部の再現や、同じ岡崎での別荘・邸宅地の成立においても顕彰される歴史性が背景にあったとする。さらに「つまり、顕彰される「歴史」は、従来から存在していたものの、専門官僚制にいたり、政策の正当性を示す根拠として新たに公共圏の議論の場に持ち込まれるようになったと理解できるのである。歴史の顕彰こそが、政策の正当性の根拠として必要になっていったのである。ただし、ここで注意しなくてはならないのは、こうした顕彰される「歴史」が、都市住民の実際の生活と関係を持つものではないということである」という（前掲書、p333-334）。

#### 1.1.1.2. 歴史的市街地の両側町をめぐって

中川は取り上げていないが、路線式両側町モデルについても同じ構図が見出せる。

京都の中心市街地において、自治と自衛のために発生してきた両側町の仕組みは、戦中まで続いた共同組合に繋がるものとされ、京都の地域共同体の基盤と考えられてきた。この両側町の起源論は、1944（昭 19）年に発表された秋山國三の「共同沿革史」で唱えられたものとされることが多いようである。秋山の両側町論が最も明快に表現されたものとして、仲村研との共著による「京都「町」の研究」（法政大学出版社、1975）<sup>2)</sup>がある。少し長くなるが、その第2章「条坊制の「町」の変容過程-平安京から京都へ-」の総括部を引くこととする。

本章では平安京の条坊制による「町」からその規範を脱して「四面町」が形成された十二世紀の後半期を条坊制の解体期としてとらえ、中世都市京都への転換期と考えたが、十三世紀を通じて町屋商業の展開と表裏して徐々に「四丁町」の成立へ向い、十四世紀末期には町屋商業の発達と町人の結合意識の昂揚にともなって「四丁町」を確立せしめ、形態的には「片側町」を形成し、都市経済の基本単位として中世経済都市京都の発展を支える基盤となったが、その発展を阻害する群盗の横行、土一揆の興盛に対する町人の対応は惣的結合による自己防衛を緊要ならしめ、街路を挟んで向い合う「両側町」として一体化への傾斜を示しはじめた。すなわち「両側町」への移行転換であり、律令的古代都市の遺制との絶縁であって、真に新しい「町」づくりであった。京都の近世都市形成への第一歩はかくして踏み出されたのである。以上、京都の都市としての発展段階を「町」の地域構造の変容過程に視点をおいて考察してきたが、「町」の構造的変容と相表裏し、あるいは背景となった経済的諸問題、住民の結合意識の問題等については詳細に述べえなかった。特に「片側町」から「両側町」への転換に発条の作用をしたと思われる町屋商業の発展、町人の自治意識の昂揚、町名の発生等についても触れることができなかった。ほかにもこの問題の解明のためには町人の祭礼参加、殊に祇園会の山鉾の経営母体の成立についての考察が是非必要であると思われる。

(略)『祇園社記』の記載によると、乱前も乱後も山鉾の所在は「ナキナタホコ四  
条東洞院トカラス丸トノ間也」「かんこほく 四条烏丸と室町間」のように町処をも  
って示されている。これは単に所在地を示すものではなく、山鉾の建営母体として  
の町処をさすものと考えべきである。永正五（一五〇八）年三月二三日の室町幕  
府奉行連署奉書によって、その前年六月の祭事の時に、三条室町と烏丸の間で喧嘩  
が起り、少将井神輿に矢が射かけられたので、「彼町」として神輿の造替を命ぜられ  
ているのは「町」なるものが社会的活動の単位として責任能力を有する組織体とし  
て認められていたからであって、山鉾の建営の如きも町としての一機能を示すもの  
である。従って、この町は乱後の廢墟に立ち返って街区のそこかしこに集落をなせ  
る民衆が生活の安全を確保するために結成した隣保団結の地域団体であり、「町々置  
警固」の記述の如く、火急の際比隣相助の実を挙げるに最も便宜な地域的小団結で  
あった。山鉾の所在が街路で区ぎられる地区で示されていることは、山鉾の建営母  
体を考える上で重要なばかりでなく、それを可能にした「町」の形態及びその成立  
時期を解く鍵でもある。

(略)山鉾の母型ができあがる時期は、たまたま町人に連帯意識、共同防衛のた  
めの結合が形成される時期に相応する。(略)ここに現われる町の在家人や近辺の町  
人らは治安維持や共同防衛のために立ちあがる姿勢をすでに整えていたとみるべき  
であって、「町」の結合・形成へ向って「片側町」から両側町成立への傾斜を示しは  
じめていたことを窺いうるであろう。

近世京都における自治組織の根基となったのはこれらの町々であり、大乱後の都  
市生活における共同の利益を守るために自主的に自治活動をはじめ、より大なる力  
を獲得するためには町々の結合を拡め、町組の組織を結成するに至る。かれらは強  
固な自衛的結合と集団的武装力を誇ったが、織豊政権の巨大な武力の前には屈服を  
余儀なくされた。町組組織は統一的封建権力の完全な支配のために行政の末端機構  
として利用され、町民の自治的自律的共同組織は封建権力の体系に変貌せしめられ  
た。天正の秀吉による市街の区画整理は一部を覗いて旧来の条坊制の方四〇丈の「町」  
の遺構である方形の街区の中央南北に新たに街路を開通し、短冊形の街区に変容せ  
しめられた。これによって中世都市京都の基本的構造は根底から破壊され、新しく  
開通した街路をはさんで新しい町が形成された。これがため京都の町並は大きく変  
り、町数は一挙に増加し、町と町との間に古町・新町の格差を生じるとともに町組  
組織は拡大発展した。これをもって近世京都の誕生とすべきであろう。これより徳  
川の初期にかけて京都の市街は急激に膨張し、町組も大いに発展整頓したが、専制  
支配者の強権は巧みに町組制度を換骨奪胎してその支配体制の中に組み込んでしま  
った。したがって自治組織としてこれを見ると、昔日の清新潑潑たる精神・機能を  
喪失し、機構・運営ともに萎微硬化し、無気力に惰性的に幕末に至ったといわざ  
るをえない。しかし、維新を迎えて明治二（一八六九）年全国に先駆けて小学校が  
開創された時、旧来の町組は粧を新たにし再び脚光をあびて登場した。すなわち学

校経営の基盤となった学区制は町組が改組されたものであり、学事はもとより自治行政・警察・消防等すべてこれを単位として運営され、京都市政の根基となったのである。

なお、「両側町」の成立後、各町にそれぞれ町名がつけられたが、町という地域団結が各自町名を称することは町じたいの独自性を主張することであって、町名の発生は「両側町」確立の一つの指標となろう。(略)

(「京都「町」の研究」(法政大学出版局、1975) <sup>2)</sup> pp163-168)

この秋山による両側町形成論には批判もある。鎌田道隆(2000) <sup>3)</sup>は、町の自治・自衛とより大きな下京・上京といったまとまりの自治・自衛とが混同されているという批判を行っている。また五島邦治(2004) <sup>4)</sup>は、四面町は土地領主側の土地理解、両側町は住人の生活の場である町側の土地理解ということであり、この二つは異なった論理の上に立脚したもので、同時に存在した時期があり、単純な時系列的な変遷として考えることはできないという批判を与えている。

とはいえ、条坊制から四面町等を経て、通りを挟んだ両側町という町割に至り、それが歴史的な中心市街地のコミュニティの単位となってきたという基本的な流れについては、ほぼ定説的なものとして理解されていると言ってよい。

#### 1.1.1.3. 戦前ガイドライン群の「歴史性」とローカルな「歴史性」

この両側町の性格については、「綱要」「旧方針」等の策定時にも計画サイドにおいて認識されていたと考えられる。それは、第3章で触れたように、1931(昭6)年の「綱要」で路線式を原則とした部分で、「路線式ハ通信訪問ヲ便利ニシ修交関係共同自治関係等ニ於テモ他ノ方式ヨリハ比較的効果多シ」「旧市ノ町割ハ路線式ヲ以テ成ヘク京都旧来ノ傳統ヲ尊ヒ旧市トノ町割ノ連絡ヲ取ルタメ」といった注意書きがあることからもうかがえる。前者は道路を介したコミュニティ形成について言及するものであり、後者は京都の都市的伝統としての路線式に言及するものである。これは先に挙げた、秋山の両側町論とよく一致するものである。

この「綱要」に先んじて、1930(昭5)年11月に、「町界町名地番調査委員会」が開催されている。そこでこうしたガイドラインが論じられているようだが、その時有識者として、西田直二郎(京都大学:歴史学)、石橋五郎(京都大学:地理学)、猪熊淺麿(郷土史家)、出雲路通次郎(神官:下御料)といった面々が参加しており、そこで上記のような路線式の利点が議論されているのである。興味深く思われるのは、秋山が1944年に「共同沿革史」でまとめるのより早い時点で、これらのメンバーを交えた調査会において、中心市街地の路線式両側町にコミュニティ形成と都市空間形成の伝統といった「歴史性」が論じられているところである。秋山が史料に精緻な分析を加えて京都の町の構造を歴史的に跡付ける以前から、両側町の歴史的・社会的な性格を、京都のよきものとして捉える視点が存在したことをうかがわせるものである。

注目すべきであると思われるのは、この調査委員会を経てできた「綱要」時点では、今日の「道路方式」住居表示法にも似た、道路名と町名を一致させる、きわめてシステマティックな町名設定方法が考えられていた点である（第3章参照）。これは、地域のローカルな歴史性を尊重する考え方とはかなり異なる、効率的・合理的な志向の強いものである。しかし実際に適用された「旧方針」では、今日の「新要綱」にも見られる、旧字名を尊重する規定に変更されている。これは、北部地域への現実的な適用を、地元住民代表を交えて検討する中で出てきたと考えられる。この規定は、「綱要」のものに比べて、ローカルな場所性・歴史性を尊重したものと言える。

この規定自体は、京都市がガイドラインの検討時に参考にしたさまざまな資料に前例が見られる。当時の資料が集められている「町界町名地番変更一件 昭和七年度 区画整理課」（京都市都市整備部市街地開発課蔵）に「復興局ノ町界町名整理方針」として引かれている文書にも、町名については「従来ノ町名に準拠シ其ノ内営業上ノ関係等ヨリ見テ最重要ナルモノ、歴史上由緒アルモノ、親シミ深キモノ、語調ヨキモノ等ヲ選択採用シ同一町名ハ成ルヘク之ヲ避クルモノトス」との記述が見られ、さらに「横浜市町界町名地番整理方針（第一期）」として「従来ノ町名及ビ字名ハ充分尊重シテ、之ヲ襲用シ、止ムヲ得ザル場合ノ外改廃ヲ避ケ、新ニ町名ヲ設定スル必要アル場合ニハ縁故アル語調ヨキ嘉名ヲ系統的ニ配列スルモノトス」といったものが引かれている。従来の町名字名の踏襲は、関東大震災後の復興まちづくりの中では常識的なものであったことがわかる。それらによく似た「旧方針」の町名についての規定は、市が地域性の尊重を強く意図した結果構想されたものであるとは必ずしも言えず、むしろ地元との協議の中で、先例を参照して妥協案として採用されたものとも考えられる。

第3章で論じたように「綱要」から「旧方針」に移行する過程で、上述の道路名＝町名システム、そして西部及び東部地域における東西に長い短冊形の町割といった、よりマクロな都市構造に関わる要素は消えていき、ミクロな構造である路線式両側町モデルは残った。元の「綱要」まで遡って検討することで、このモデルがもともと持っていたトップダウン的な性格はより明確になる。

ガイドラインの策定時点で、両側町の構造は京都のよき都市的伝統、つまり顕彰すべきものとして捉えられたのであろう。これを分析し、近代の町の単位空間に似つかわしい規模を持つようアレンジの上「モデル化」し、郊外地へ適用したものが、本研究の関心の中心にあった路線式両側町モデルである。これは上記の錚々たる面々によってオーソライズされ「綱要」「旧方針」の形でガイドラインとなって、現実の郊外の空間に適用されていった。そのとき、先に見たように、現地で生きられてきた具体的な空間が持つ歴史性は無視されてしまうことになる。これは公権力によって顕彰された歴史性が、地元の生活の歴史性と関係のないかたちで空間化されるということであり、中川のいう「二つの歴史」の関わりを見出すことができる。

## 1.1.2. 技術官僚と都市空間形成力

### 1.1.2.1. 土地区画整理事業のトップダウン性

中川（2015）<sup>1)</sup>は、京都の都市空間から、近代を通じて地元の有力な地主等（地域名望家）から、技術官僚へとその支配が移行してきた様子を読み取っている。いずれの場面においても地元市民からの声が事態に大きく関わってきたが、土地区画整理事業については、決定的に事情が異なるという。それは、「住民の側から事業にかかわろうとするアプローチがほとんど見られないこと」（前掲書 p318）だということ。これには「東京市区改正条例の準用にしても都市計画法にしても、それが国の制度として機能し、計画の最終決定権は内務省が握って」おり、「内務省が主催する、京都地方委員会が計画を決定する場であったわけで、そこに都市ごとの市会が介在できる部分は限られたものでしかなかった」という事情があったという（前掲書 p319）。これまで見られたような大規模な反対運動等が、土地区画整理事業については市会の記録にほとんど現れないことに関して、こうした背景を挙げている。一方、「京都日出新聞」における都市計画についての連載記事や、1926（大 15）年の都市計画展覧会等、行政側からの「都市計画の理念や目的」からの一方通行的な「説得」が目立つという（前掲書 p320）。

そして一連の土地区画整理事業について、

「一大センセーションを巻き起こした」と評された、京都市による既成市街地を取り囲む環状道路建設とその道路沿線での土地区画整理を同時に行ったこの事業は、こうして国の都市計画法により、トップダウンの性格が色濃い計画立案の事業として実施されたものであった。その計画決定、事業実施の過程は、都市計画法が定められる以前に都市ごとに実施された都市改造事業とは大きく異なるものとなったのである。（略）この事業により住民の意思、あるいはそれを集約したと考えられる議会の議論が、計画や事業に介在していくことが困難な状況となっていたのである。（略）議会における利害調整ではなく、技術や歴史を根拠とした「正しい」政策決定が行われなければならなくなったのである。

ここにおいて、本書のテーマとして序章に掲げた、伝統と近代が関係を構築していく場としての都市の姿が失われることになったといえるだろう。

という歴史的な位置付けを与えている。この土地区画整理事業が、京都の都市空間形成史における一つの転換点になったということである。

### 1.1.2.2. 路線式両側町モデルのトップダウン性

路線式両側町モデルは、「綱要」「旧方針」等のガイドラインに明確に技術基準として位置付けられている。この決定については既に第3章で見たように、少なくとも北部地域については1935（昭10）年1月市会を経ており、市民代表による議論は一応なされているということ是可以する。しかし、現地の状況と関わりなく幾何学規則性、強い計

画性をもって配置されていることは、前節で挙げた土地区画整理事業全体のトップダウン的な性格と整合的であるといえる。これは京都の中心市街地の空間構成の「歴史」と、それを近代的な都市設計にアレンジする「技術」によって作られた「正しい」モデルであった。こうした町割については中川自身は全く触れていないが、顕彰された歴史性の空間的表現であるという点、そして行政権力側からのトップダウン的な性格という点から、中川が描出した土地区画整理事業史を、後日譚的に補うものとなっている。計画者、事業者側からは、この路線式両側町モデルこそが、センセーショナルとも言われた、旧都市計画法第13条による強制力をもつ都市計画としての土地区画整理」に似つかわしい町割秩序として意識されていたことであろう。しかし、戦争とその後の混乱の中で、このモデルは省みられなくなっていく。そこには、土地建物の所有をめぐる、地区ごとの現実的な諸問題があったことは想像に難くない。

「旧方針」がガイドラインとして位置付けられているにもかかわらず、それが参照されなくなっていく戦後の時期の土地区画整理事業の展開については、中川は特に論及していない。1974（昭49）年の「新要綱」施行時には、旧ガイドラインが「時代の推移に伴い、実情に沿わない面がでてきており、現在ほとんど適用され」なくなっていたとされたが、その「適用されなくなっていた」時期が、先に見た第4期、第5期である。この時期には街廓式に近づきつつも、混在型、不規則型といった形で街区内町界線を残すものが見られた。この時期は、トップダウン的な秩序である路線式両側町モデルが回避されていった時期だということができるだろう。

路線式両側町モデルは、京都の旧市街地の歴史性を参照した理念性の強いモデルであった。これは京都としての「正しい」歴史性を新市街地に拡張しようとするものでもあった。しかし、戦後においてその試みは断念されたことになる。この時期に取られたのは各現場における従前町界線の参照など、現地の具体的な状況を踏まえる方向へ向かうものであった。この断念は、明治以来近代を通じてせめぎあいの中で成長してきた技術官僚による都市空間形成力支配の「つまづき」であり、京都の市街地開発における一つの見えない画期であったと考える。

## 1.2. デザインとしての路線式両側町モデル

### 1.2.1. 路線式両側町モデルの独自性

「旧方針」附図（図3-1）に見る路線式両側町モデルの平面レイアウトは、伝統的な路線式町割とは大きく異なる特異なものである。これは「旧市ノ町割ハ路線式ヲ以テ成ヘク京都旧来ノ伝統ヲ尊ヒ旧市トノ町割ノ連絡ヲ取ルタメ」といった都市空間の伝統性を踏まえたものであると同時に、その構造は伝統的な路線式町割の欠点を克服する工夫のある、合理的な思考に基づく計画である。この強い理念性と計画性は前項においてトップダウン的な性格に関わるものとしてとりあげたが、ここではその計画によって可能になったものについて検討する。

籠瀬（1968）b<sup>5)</sup>は、住居表示制度にあって路線式が忌避された理由として「町の範囲



が道路をはさむ両側だけだから家数が少なく、しかも細長くて町の運営に不便が多い」といったことを、実務担当者の意見として挙げていた（第4章参照）。

京都の中心市街地の両側町では、長方形街区の短辺の両側の敷地群が町をなす場合など、極めて小さな町となってしまいう傾向がある。例えば中京区富有学区の甘露町は917.9㎡となっている。これは極端な例であるが、「綱要」の町面積基準に旧市域の一般的な町面積が記載として「二千坪（六千六百平方米）乃至三千坪（一万平方米）」が挙げられている。これも今日の「新要綱」等に示されている30000㎡といった面積に比べるとかなり小さい。京都の旧市街地にみられるような「縦横路線式」では交差点間の距離が短い場合、「家数が少ない」小規模な町になりがちである。さらにいえば、京都のような縦横路線式の場合、敷地のデプスがまちまちになりがちで、特に交差点に近い端部では、きわめて奥行きが浅い敷地になってしまうのも都市設計上の難点として挙げられるだろう。一方、「並列路線式」では、道にそって細長い町になりがちであり、先に挙げたような不便が生じることになる。

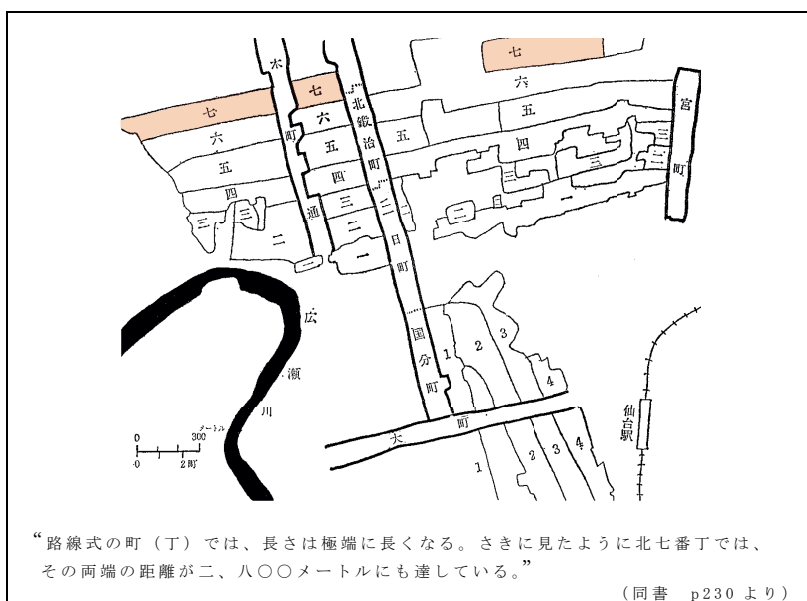


図 5-1 町が細長くなる路線式の例（仙台市）

籠瀬（1968）a「仙台市街の町割形態」p220より（着彩は下村による）

これらの伝統的な路線式の欠点は、いずれも「一本の道路の両側」を町とすることに起因するものである。路線式両側町モデルにおいては、道路が挟んだ向かい同士が必ず同じ町内であるという路線式の原則を維持したうえで、①実態としては20000㎡程度（「旧方針では17800㎡程度」）の面積と、100筆程度の敷地数を確保し、②相互にタイル状に連担可能なまとまりのよい短冊形（極端に細長かったりしない）の町形態をとるよう設計されている。これは、単一道路ではなく、「南北の一条と東西の三條」という複合的な骨格を軸にしていることによって可能になっている。「南北の一条と東西の三條」骨格によって、従来型の路線式では難しかった面積規模と形態的まとまりが実現されているのである。

図 3-1 は、概念図であると同時に、小山西元町という具体的な場所でもある。ここでは、敷地数は 60 筆であり、「旧方針」が挙げる 100 筆に及ばない。約 100 筆を擁するモデルを図化すると、図 5-2 のようになる。

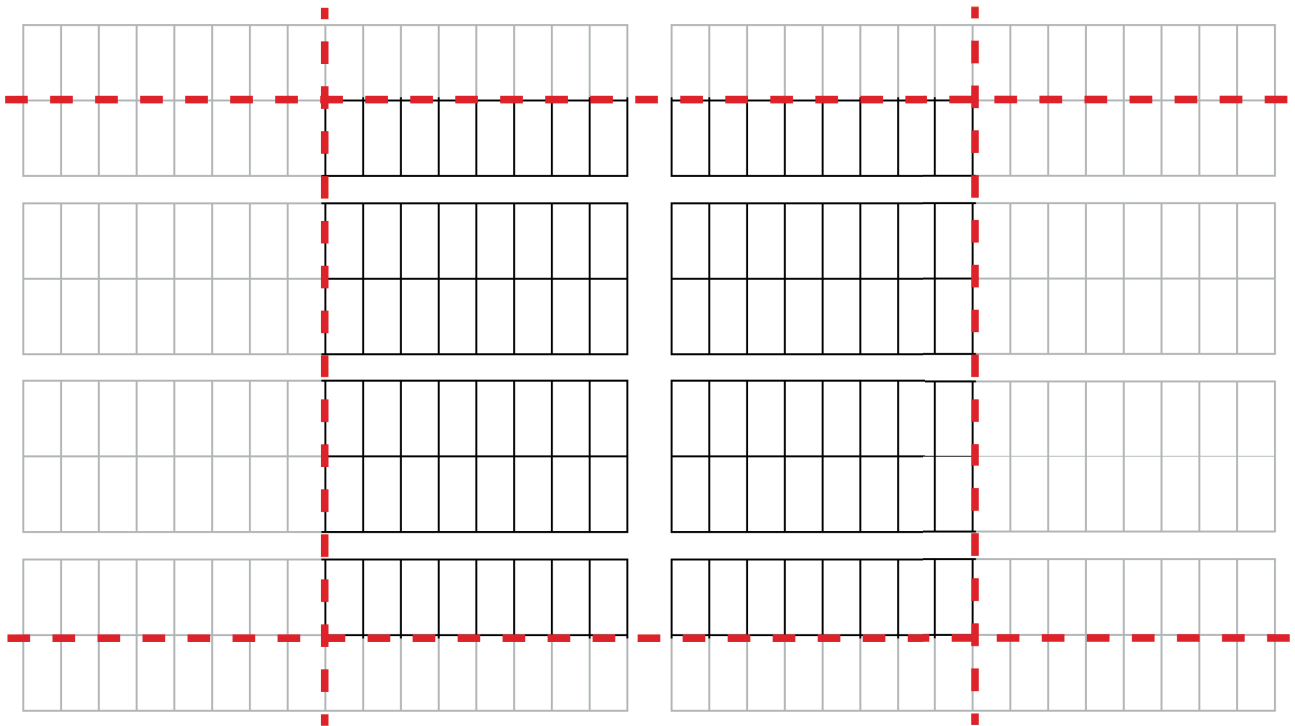


図 5-2 約 100 筆（96 筆）を擁する路線式両側町モデル

### 1.2.2. 路線式両側町モデルの限界と展開

「南北の一條と東西の三條」骨格は、同時にその規模を限界づけるものにもなっている。路線式両側町モデルの町の輪郭は、「南北の一條と東西の三條」を含むように「街区を半裁」していくことで得られるものである。つまり、街区群の規模と形態によって、3 街廓相当という町の規模も自動的に決まってくることになる。

図 2-7（東部地域の地区群と町界線）を参照すると、路線式両側町モデルを採用した平井高原（1939）は、他の地区に比べて町面積が小さいことがはっきり見て取れる。地域コミュニティの単位空間の規模としての妥当性はさておき、今日一般的とされる 30000 m<sup>2</sup>を、この「南北の一條と東西の三條」原則で確保するのは難しいことがわかる。

町の輪郭を定める「南北の一條と東西の三條」原則を温存したまま町の規模を変えようとすると、それは逆に街区の大きさに影響してしまうことになる。

試みに、「新要綱」で標準とされている、住宅地の町における標準的な町面積 30000 m<sup>2</sup>、敷地数 200 筆を、「南北の一條と東西の三條」骨格をもつ路線式両側町モデルに当てはめて考えてみることにする。この場合、町面積は、3 街区相当 30000 m<sup>2</sup>ということであるから、1 街区は 10000 m<sup>2</sup>ということになる。

路線式両側町モデルは、「1/2 街廓」× 4 つと、「1/4 街廓」× 4 つをもつ（一町は 3 街廓相当）。「1/2 街廓」部分に 32 筆、「1/4 街廓」部分に 16 筆を収めるとすると、町

全体で 192 筆（ほぼ 200 筆）を擁することができることになる（図 5-4）。このとき 1 街区は 64 筆である。先の標準町面積を標準筆数で割り戻すと、一筆 150 m<sup>2</sup>となる。64 筆であれば 9600 m<sup>2</sup>となり、ほぼ先の 1 街区 10000 m<sup>2</sup>と一致する。

この場合、1 街区の長辺には、32 筆が並ぶことになる。南北の街区厚を 2 筆分とし、使いやすい間口幅と奥行きを与えれば、極めてアンバランスに細長い街区となってしまう。これは戸建て住宅地としては非現実的なレイアウトである。

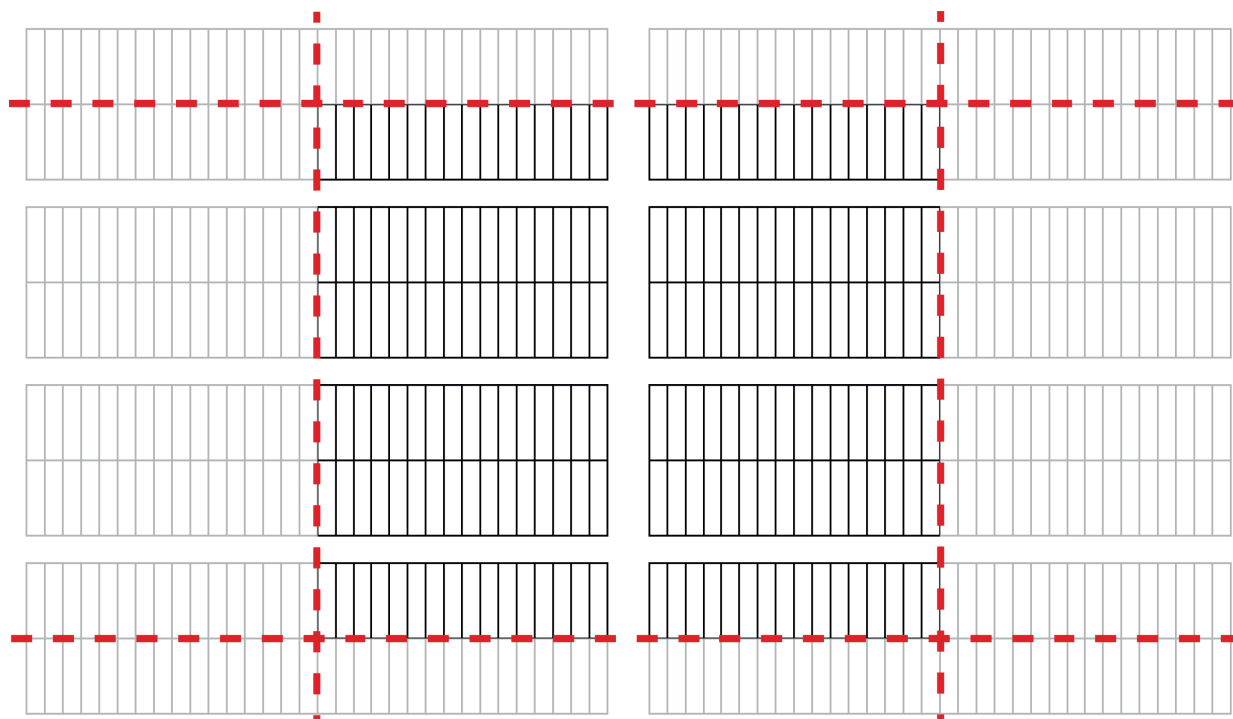


図 5-3 「南北一條・東西三條」モデルに約 200 筆（192 筆）をはめ込んだ例

「町区域は三街廓相当」「南北の一條と東西の三條を含む」という構造に拘泥しなければ、街区の規模構造の見直しをすることなく、200 筆は比較的簡単に実現できる。図 5-3 の構造を二つ接続してしまえばいいのである。南北に隣接する二つを一体にすれば「南北一條・東西 6 條」（図 5-4）、東西に隣接する二つを一体にすれば「南北二條・東西三條」（図 5-5）となる。

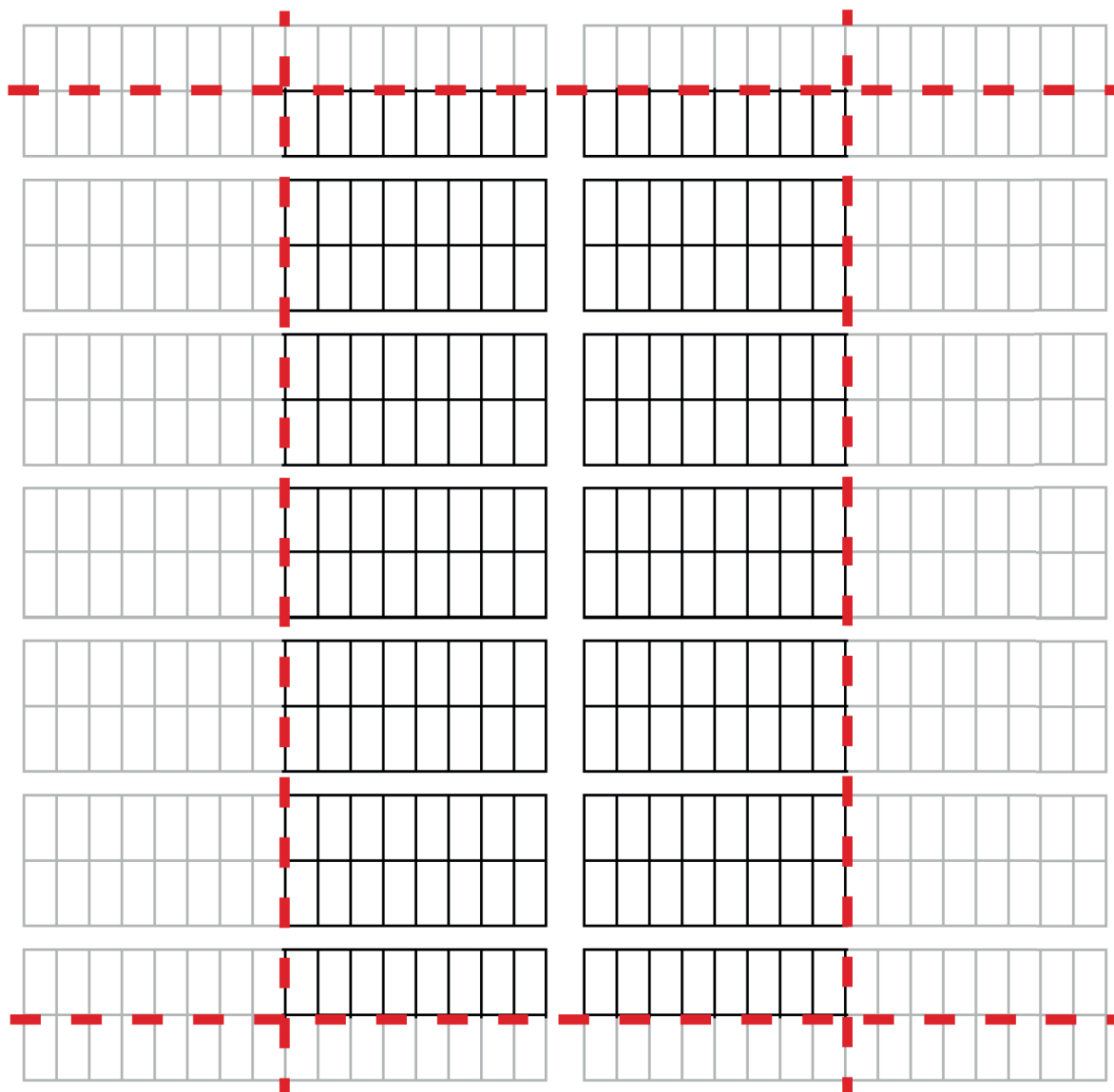


図 5-4 「南北一條・東西六條」モデルに約 200 筆（192 筆）をはめ込んだ例

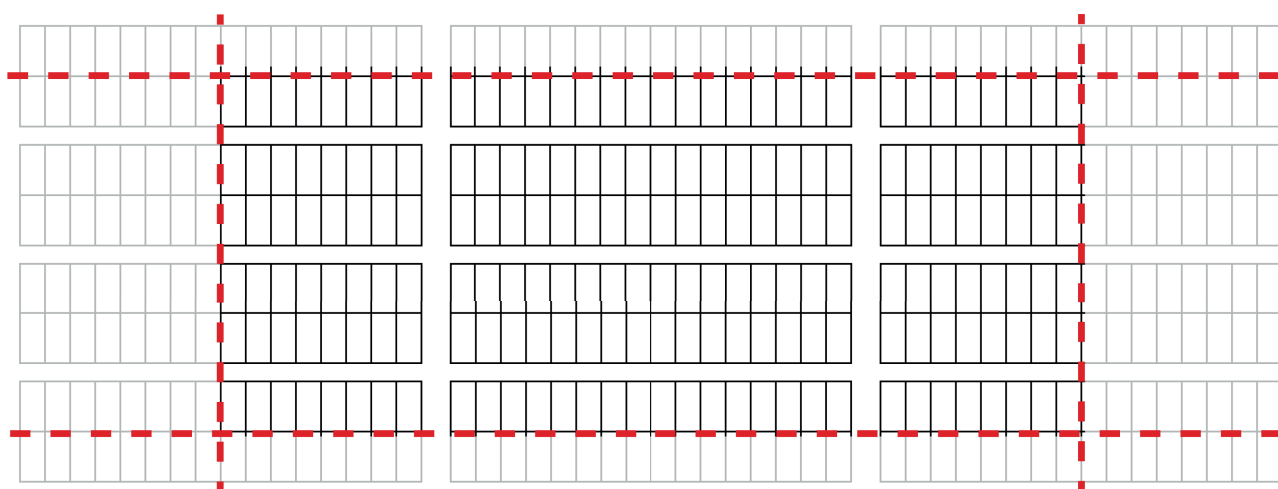


図 5-5 「南北二條・東西三條」モデルに約 200 筆（192 筆）をはめ込んだ例

「南北一條・東西六條」では、南北通りの軸的な性格がはっきり現れる。すべての敷地を、一巡する動線で訪問することができる。「南北二條・東西三條」では、内部にいくつか環状の構造が現れる。「お向かいと同じご町内」という原則は維持されているが、もとの「両側町」とは幾分異なるものとなっている。全敷地を一筆書きで辿ることはできず、アクセス性においては「南北一條・東西六條」に比して劣る。

これらは、6街区相当の面積をまとめて一つの町としているが、「路線式バリエーション」に分類した加茂之荘（1940）（図 5-6）では、別のしかたで6街区相当を一つの町にまとめあげている部分が見られる。ここでは南北道路の両側の街区をまとめて町としており、一般的には結合式に分類されるものだが、南北端の街区が背割線で半裁されており、先行して試みられた路線式両側町モデルと共通の、各敷地を内側に向かわせる意図を見ることができる。地区中央を南北に走る道路は町界となっているので、その東西に面する敷地同士はお向かい同士であっても別の町ということになる。しかし、町の内部ではすべての敷地が「南北一條・東西三條」の骨格に向かい合っている構造となっている。ここには路線式両側町モデルの展開が見ることができる。

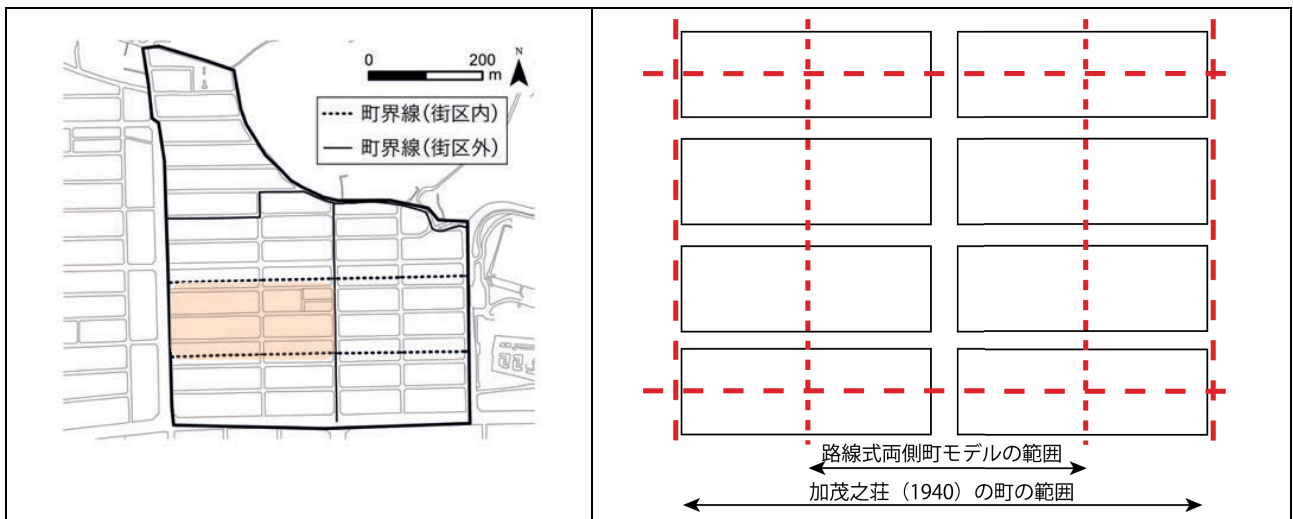


図 5-6 加茂之荘（1940）にみられる町割

路線式両側町モデルは、単に町界線の位置を定めるものではない。田村・宮城（1996）<sup>6)</sup>に倣って言えば、物的な空間システムである道路・街区群と社会システムである町割とが相まって、各戸へのアクセス性やコミュニティ形成といったその機能が生じるものである。ここでは、路線式両側町モデルにさまざまな操作と変形を加えて観察した。ここでは「南北一條・東西三條」「三街廓相当」という具体的な規定が、近世までの路線式町割にはない規模と配置を可能にしたこと、同時にそれが街区との関係において拘束的にも働くことがわかった。一方骨格となる道路の組み合わせを柔軟に見直すことで、路線式の機能を維持しながら規模や連担のさせかたをアレンジすることも見ることができた。

物的な空間システム骨格をなす道路、軸的オープンスペースの存在が用意され（道路

と街区の配置：空間システム)、すべての敷地がそれに向くように配置される(半裁ラインへの町界設定：社会システム) ことがこのモデルの本質なのである。

### 1.2.3. 軸的オープンスペースの機能

では、町の軸となる骨格的な道路、軸的オープンスペースは、実際にはどのように機能するのだろうか。路線式町割においては、軸となる道路にアクセス性やコミュニティ形成への寄与など、さまざまな機能が期待される。従来住宅市街地における区画道路は、ほぼもっぱら交通に供される公共空間として整備されてきた。しかし、近隣の人々が行き交いコミュニケーションを行う空間は、実態としては不特定多数に開かれた公共空間というよりはむしろ共同的に生きられる場所である。祇園祭の鉾町の道路がそうであるように、そこに住まう人たちにとっての欠かせない場なのである。こうしたオープンスペースについては、公共的な土木空間としてだけでなく、共同体によって利用される「コモンスペース」の一つとしても評価される必要がある。

今日の住宅市街地のデザインにおいては、近隣で利用される「コモンスペース」が設定される場合がある。乾ほか(1997)<sup>7)</sup>は、戸建て住宅地のコモンスペースの形態とその利用実態について、具体的なフィールドにおいて実態調査を行っている。ここでは、「従来型広場」「囲み型広場(地区内連結型)」「コア型広場」「広場なし」「囲み型広場(外周直結型)」に分類し、それぞれのコモンスペースでの活動について検討を行っている。活動項目としては、日常活動として「日光浴」「散歩」「軽いスポーツ」「子どもを遊ばせる」「立ち話」を、共同活動として「近隣グループ活動」と「地区活動」を設定し、その多寡を比較している。また別途「近所づきあい」について調査している。

ここで注目すべきは「広場なし」タイプである。これは「歩行者通路か区画道路の単一の交通系コモン」で住戸をつなぐ構成で、本論がとりあつかってきた路線式両側町に近い性質を持つものである。

この「広場なし」タイプでは、「軽いスポーツ」「子どもを遊ばせる」等の動的利用は少ないものの、「立ち話」等のコミュニケーション利用が多く見られ、「近所づきあい」については、特に隣近所とのつきあいにおいて他のタイプより良好であるとされた。またコモンスペースの空間構成については、住戸のアクセスがコモンに向いていることが重要であり、不特定多数が利用する外周道路等との段階的なつながりが必要であるとしている。また通過交通の抑制は、すべての前提とされている。

この研究は、「従来型広場」を設けずとも、線形の交通系コモンによってその両側の住戸のコミュニケーションが惹起され、良好な近所づきあいが生じることを示唆している。それは、新市街地の建設においても、既存市街地の再生においても参考となるものである。そして、こうした交通系コモン＝軸的オープンスペースという物的な空間システムと、コミュニティの単位空間という社会システムとを組み合わせるという考え方が、今日においても一定の有効性を持ちうることを示唆するものである。

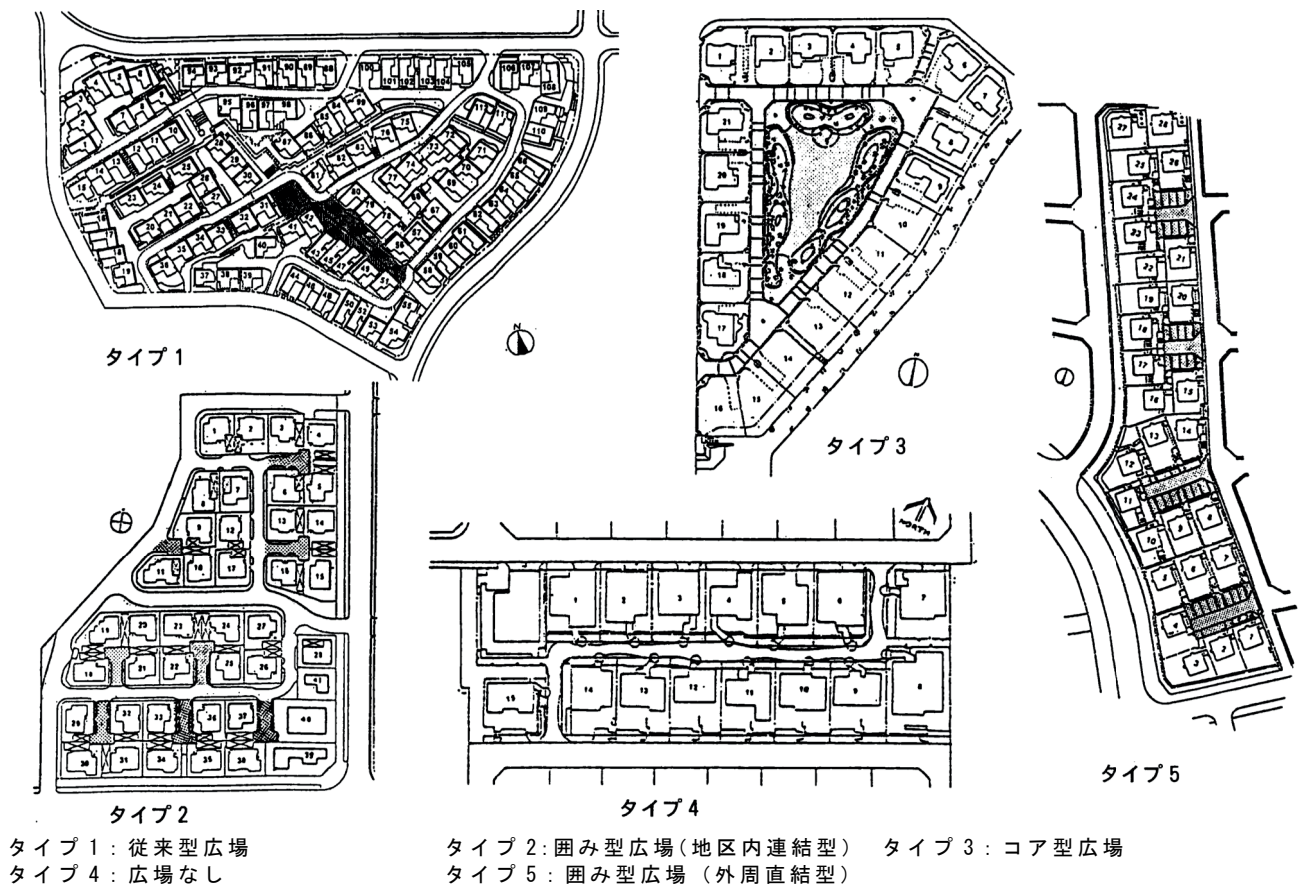


図 5-7 乾らによる戸建て住宅地のCOMMONスペース類型<sup>7)</sup>

### 1.3. 路線式両側町モデルの性格と意義

路線式両側町モデルの適用は、都市空間の歴史的文脈の敷衍的拡大という点でも、コミュニティへの配慮という点でも、興味深い実践事例であった。しかし、それは戦後の土地についての権利関係の変化、民主化、効率的なアクセス性の確保といった社会状況の中で省みられなくなった。

路線式両側町モデルと、住居表示制度を範とする現在の街廓式＝街区方式の町割との比較については、これまでも第3章、第4章で行ってきたところである。そこで見えてきたのは、路線式町割における、町界線の複雑さ、公共空間からの不可視性、民境界であることと前述の不可視性からくる担保性の低さ、といった問題点であった。住居表示制度とそれに影響された「新要綱」の、わかりやすさや効率性を自明のものとしてそこから考えると、路線式両側町モデルは伝統をひきずった古く不合理な仕組みのようにも見える。

しかし、本章でのこれまでの検討によって浮かび上がってきたのはむしろ、路線式両側町モデルとそれを含む戦前ガイドライン群、特に理念的なものがはっきり現れた「綱要」に見られる、体系的、合理的に都市空間を編成していこうという意志であった。

第1節においては、中川が捉えた近代を通じての京都における都市空間形成力の支配力の移行の経過を踏まえ、路線式両側町モデルの、「都市の顕彰すべき歴史」によってローカルな歴史性を見えなくしていく、上からの一律性の強い計画としての性格を強調し

た。第2節では、路線式両側町モデルが可能にしたこと評価し、その限界と展開の可能性について考えた。路線式両側町モデルが歴史的な両側町と異なり、四角形のまとまりを持ち、縦横に連担可能なユニットとして構想されていること、「南北一條・東西三條」の規定が規模を制限する要因となっているが、交通系コモン＝軸的オープンスペースに向けた宅地編成という本質を理解していれば規模的にも展開が可能であることなどについて検討を行った。

「旧方針」へブレイクダウンされていく過程で現実的な妥協はあったが、それに先じた「綱要」は、都市の社会システムとしての町の配置を、新市街地において統一的・体系的に定めようとした、合理主義的性格の強いものであった。現実的妥協の中で失われた要素もあったが、路線式両側町モデルは維持され、北部地域のみならず、西部地域、東部地域でも現実に移された。

この「綱要」・路線式両側町モデルと、現在の住居表示制度・「新要綱」とは、ともに近代的・合理的な発想に立つものであると言える。どちらがより合理的かというよりは、目指すものが異なると考えられる。住居表示制度はもっぱら全国的なアクセス性の問題に対応すべく検討されたものであった。一方、路線式両側町モデルは、「通信，訪問ヲ便利ニシ」に見るアクセス性、「修交關係，公同自治關係等ニ於テモ…比較的効果多シ」に見るコミュニティ形成への配慮等、町の多面的な意味が念頭に置かれていた。両者の間には、「町」というのものについての理解の違いがある。

## 2. 路線式両側町モデルの今日的可能性

### 2.1. 「町」の3つの側面

本研究を閉じるにあたって、この研究を通じて扱ってきた「町」の意味について視点を変えて整理しておきたい。

この研究では、序章から一貫して地域コミュニティの単位空間としての「町」を意識してきた。京都の歴史的市街地の「町」には、そのような意味が、住民自身において強く意識されており、またそのことが祭礼などさまざまな形で表現され、客観的にも記述されている。その地域コミュニティのあり方は、今日の都市デザインやまちづくりの実践においても注目されているものである。「町」にそのようなコミュニティのまとまりとしての単位性を求めたのは、現代のわれわれだけではなかった。昭和初期の官僚たちも、そのような理念性をもって、路線式両側町モデルを構想したのだった。

同時に、この研究で取り扱ってきた土地区画整理事業とは、財産としての土地に対し物理的に変形を加えるとともに、その新しい符号を作成するものであった。土地区画整理の工事の部分と換地の部分である。ここで登場する「町」とは不動産登記に関わる町名地番システムにおける「町」である。

第4章の最後になって出てきたのが、場所案内システムにおける「町」であった。これは各住所へのアクセスを確保するために住居表示制度として現れた。これは法制度化もされているが、京都の新市街地ではむしろ町名地番設定のための技術的な参照項とし



て機能した。

この3つは、①地域コミュニティの単位空間としての町、②財産管理の符号としての町、③アクセス性のための符号としての町、と言い換えることもできるだろう。近現代の日本の町において、この町のもつ3つの面が、同時に十全に機能しているとは必ずしも言えないかもしれない。地域コミュニティの靱帯は堅固でも、外部からのアクセス性は高くない場合もあるであろうし、土地の境界が複雑だったりする場合もあるだろう。一方、アクセス性は高いが、コミュニティは希薄といった地域もあるだろう。昔からの市街地で区画整理の上に住居表示を行ったようなところでは、財産性とアクセス性は整理されたとしても、地域コミュニティは変容を迫られることになるだろう。まったくの新市街地の場合には、また違った状況があるかもしれない。とはいえ、この3つは、顕在化したり潜在化したりしながらも、町の基本的な意味であり続けているように思われる。

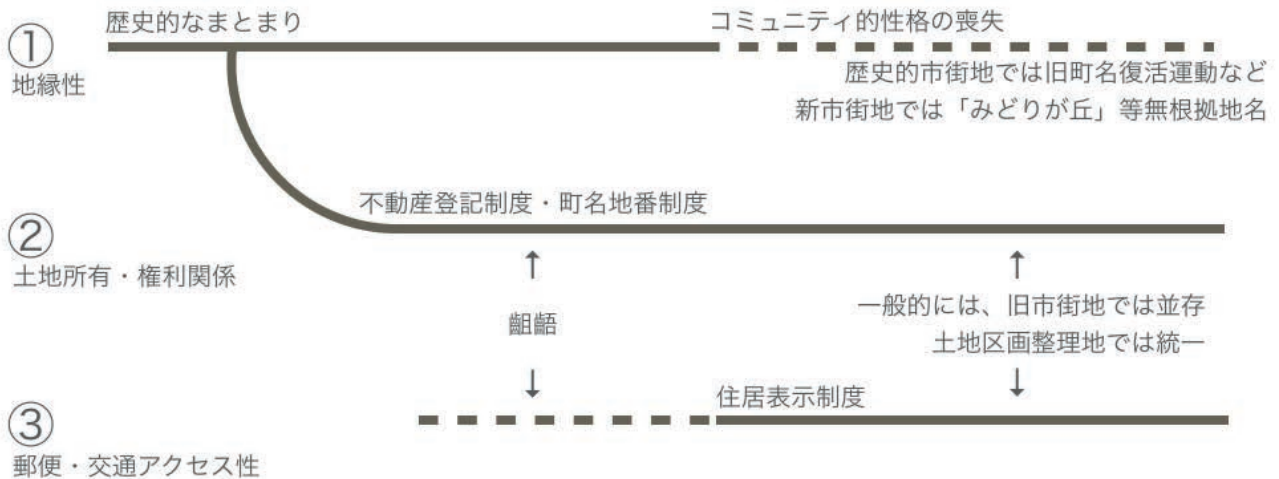


図 5-8 「町」の3つの側面の展開

今回主題とした、京都市郊外の新市街地においては、この3つの側面がその都度濃淡を変えながら現れていると見ることもできる。

②の財産管理の符号としての機能（換地）は、土地区画整理技術の基本の一つであり一貫して底流にあったものである。しかし、これにおいては個々の財産の所有関係やその位置や大きさが関心事であり、各筆の土地がどのように造形され、配置されるかはあまり関係ない。土地区画整理のプロセスに内在する「換地照応の原則」は、周辺の土地や道路等との関係の変更を、むしろ抑制するように機能する。一群の土地に変形を加えるデザインの営力となるのは、土地の利用勝手、環境、コミュニティ等のさまざまな機能についての関心である。このデザインの対象は、ハードなものとしては道路や街区さらには画地の配置と造形であり、ソフトなものとしては「町」の配置がある。デザインの意思がさほど強く要求されなければ、従前の微地形や小字界、町界などが参照される。

それ以上の強いコンセプトがある場合には、それが参照項となることもある。①のコミュニティの単位空間としての「町」像や、③のアクセス性の向上のための符号システムは、そうした町割デザインにおける参照項としてとらえることができる。

京都での出来事を時系列的に整理すれば、路線式両側町モデルが導入された1935（昭和10）～1941（昭和16）年ごろには①の原理（地縁性）がデザインの参照項として前景化するが、ミクロな権利関係が複雑化して上からの統合的な計画論の圧力が弱まる終戦直後にはデザインの意思が弱まり、②の原理が表層に現れてくる（換地照応、従前町界・小字界の参照）。そして戦後の高度成長期には、住居表示制度の整備とともに③（アクセス性）がデザインの参照項として前面に現れたと見ることができる。

第4章で見たように、住居表示制度の検討段階では、それまでの町内会等の境界線と新しい境界線の二者択一を選ぶような場面があった。町割と町名が大きく変更されたところでは、後年になって歴史的町名復活運動が起きている。住居表示制度の適用においては、地域環境とコミュニティの歴史的な連続性は、必ずしも顧みられていない。住居表示制度は、アクセス性に特化した「町」像をもたらしたが、都市に歴史的にも空間的にも切断をもたらすものでもあった。

住居表示制度の導入によって日本中で歴史的な地名と町割が失われたが、京都はそれをしなかったために歴史的市街地における旧町名は保存された。しかし時を同じくして旧町のシステムを郊外において活かそうとした路線式両側町モデル（「綱要」「旧方針」の論理）は、事実上否定された。そしてこのことにより、高度成長期には「普通の」土地区画整理事業が滞り少なく進捗したのである。京都では歴史的市街地の両側町の仕組みが活かしているため、住居表示制度による切断は顕在化していないが、その郊外の新市街地整備の場面では、それが表面に現れない形で起きていたといえることができるだろう。

## 2.2. 路線式両側町モデルの今日的意義

一方、路線式両側町モデルは、上の3側面に不完全ながら配慮したものとなっている。そしてその3つを繋ぎ支えるものとして歴史的な旧市街地の空間文脈が援用されているように思われる。また、本章第2節で論じたように、路線式両側町モデルは、伝統的な両側町形式を無批判になぞったものではなく、軸的オープンスペース＝交通系コモンを中心に巧みに組み立てられた合理的なものである。また、こうした交通系コモンのコミュニティ形成上の効果を示唆する知見もある。今日の一般的な「町」が、アクセス性に特化するあまり、町としての全体性を失っていると考えられる場合には、この路線式両側町モデルは、それを乗り越える都市デザイン上のヒントを与えるものである。

路線式両側町モデルを現代の新市街地に適用するとしたら、何が問題になるであろうか。一つは、住居表示制度の検討時点でも問題になった、複雑になりがちで見えにくい街区内町界線の取り扱いであろう。

第二は、アクセス性の問題である。路線式両側町モデルを採った地区は、その内部ではすべての区画が一筆書きで迎れるという点でアクセス性に優れているが、町界線が街

区内にあり道路から確認しにくいいため、外部からの来訪者にとっては町の区域の広がり  
がイメージしにくい<sup>8)</sup>。路線式両側町モデルの、外部からの良好なアクセス性は、「綱要」  
にある「道路名と町名を一致」させるという実現しなかったプランがあつて初めて実現  
するものであったのである。この難点を克服するためか、「旧方針」末尾には「町界及び  
辻角ニ町界町名ノ標示ヲナス」という条文が付されている。なんらかのサインシステム  
等による明示は必要であろう。外部からのアクセス性さえ解決できれば、内部の軸的交  
通系コモンから全ての敷地へは容易にアクセスできる。

第三は、その歴史的なコンセプトをどう考えるかである。路線式両側町モデルには、  
機能的な幾何学的レイアウトモデルとしての側面と、京都の都市空間の歴史的な文脈を受  
けての理念的なモデルとしての側面とがある。機能的な側面のみ注目して適用するの  
であれば、それは基本的にどこのどのような場所でも使うことができる。一方、その「京  
都」性をコンセプトに据えての適用であれば、その適用が妥当と考えられる場所は京都  
近傍に限られてくるであろう。そのような場所に改めて「旧市ノ町割ハ路線式ヲ以テ成  
ヘク京都旧来ノ伝統ヲ尊ヒ旧市トノ町割ノ連絡ヲ取ルタメ」というような考え方を  
持つ路線式両側町モデルを導入するとした、そこにはどのような意味が生じるのであ  
らうか。

第4章においては、巧みに設計された機能的モデルによる町割を、従前の小字界をほ  
ぼ無視する形で設定してきたことについて、やや批判的に論じた。そこではローカルな  
空間の記憶を、新たなシステムが消し去り変容させてしまうことについての疑問があ  
つた。しかし、たとえば高度成長期になってさらに外縁部の丘陵地で行われたような、  
ニュータウンに相当するような開発であればどうであろうか。それまでは山林であり、  
街として生きられたことのなかったような場所において、これから人々の生活が始  
まるというような場合である。

開発によって生まれた真新しい場所の意味論的な問題についてはさまざまな議論がな  
されてきた。機能的な設計のみできあがった空間が、そこに生きていく人にとってど  
のような環境でありうるかという問題である。近年では一定の年月を経、団地やニュー  
タウンも懐かしみをもって語られるようになってきたが、従来は「無機的」「非人間的」  
で「コミュニティの欠如した空間」として語られてきた。現象学的地理学や風土論とよ  
ばれる分野も、こうした場所の意味性やアイデンティティの必要性について言及して  
きた<sup>9)</sup>。これから人々が生きていく場に一定のアイデンティティを付与するには、も  
ととの意味性を保存することがまず求められるが、開発によって「まっさらな場」と  
いうものが生じてしまうのであれば、そこにデザインとしてアイデンティティを  
与えるということが試みられることになる。日本住宅公団（現：都市再生機構）  
による奈良県のニュータウン「平城ニュータウン」に、「左京」「右京」といった町  
名設定がなされているのは、そうした例といえる。また、「風土工学」<sup>10)</sup>という土  
木計画の分野でも、ダム湖等に、地域の由緒に馴染みそうな名前を付けたり、  
新しい民話を創作したりといったことが試みられている。これらは、開発によ  
って生まれた新しい空間に、「由緒」を与えようとするものであり、また  
そうした必要性が今日においてもなお存在することを示して

いる。路線式両側町モデルがもたらす「歴史性」についても、場所に新たな歴史的アイデンティティを付与する、現代的な意味をもつ試みとして再評価することが可能であると考えられる。

ただこうした試みが、常に正当であるかどうか注意を要する。新たな施設や空間が地域の歴史的な文脈上に存在するかのような操作が、特に公的な性格を持った開発者によって行われるとき、それは場合によっては捏造的なものとなる。その地域空間の歴史的な文脈との関連や整合性については、さまざまな人々が関わる公共的なコミュニケーションが必要であろう。

すでに第3章で見たように、路線式両側町モデルは1930（昭和5）年11月、西田直二郎（歴史学）、石橋五郎（地理学）、猪熊浅磨（郷土史家）、出雲路通次郎（郷土史家）といった面々による調査委員会を経てそのコンセプトの骨格が与えられたものである。西田については戦争協力も指摘される保守的な歴史家であり、出雲路は有職故実に詳しいとされた下御霊神社宮司である。調査委員会での議論は現時点では確認されていないが、この翌年には満州事変が勃発し日米開戦直前の軍国化が進む中、路線式両側町モデルは実空間に移されていった。それが技術官僚の意思によって地元の従前の町界を無視する形で実施されていったことは、本章第1節で見たとおりである。

路線式両側町モデルは、歴史的な都市空間構造の伝統性を巧みに取り入れた合理的なモデルであったが、その「上からの歴史性」には、戦争直前の翼賛的・復古的な政治・社会情勢が反映している可能性がある。この適用地区においては、すでに換地処分後70年以上が経過し、そこに生きる人にとっては、もともとあった町割と町名のように自然なものとして親しまれているにせよ、その起源については批判的に検討される余地があるものと思われる。

この項では、路線式両側町モデルの今日的可能性について検討してきた。このモデルを新たな郊外地域で改めて適用するというようなことがあれば、その正当性のために、民主的な合意形成の手続きが取られるべきであろう。モデルの構造に含まれる歴史的要素や併せて行われる町名設定等が、どのような歴史性をローカルな場所に持ち込もうとしているのか、何がローカルな場所から失われようとしているのかについて、地元はもちろんさまざまな人が参加できる公共的なコミュニケーションの場が設けられて初めて、路線式両側町モデルの卓越したアイディアは、今日的な意義を取り戻すことになると思われる。

路線式両側町モデルが町の3側面を統合するアイディアを含み、今日の新市街地の計画においても一定の可能性を有するものである。その際には、町界線の保全、アクセス性の確保、歴史性の取り扱いについての配慮が求められる。

### 3. 総括と課題

#### 3.1. 総括

本研究では、京都市の土地区画整理事業地における町割について、路線式両側町構造

をもつ地区群に注目しながら、(1)町界線の走行状況、道路との関係や町面積等、町の具体的な形態についての分析を行い、その類型を取り出すこと、(2)町割を規定するガイドラインに注目しながら、その適用実態について歴史的な経過を明らかにすること、の二点を目的としてきた。

第一点については、主に第2章で検討を行い、以下の議論を行った。

### ① 京都の土地区画整理事業地における町割の類型

対象とした各地区において、街路内町界線が総町界線延長が占める割合を求め、パターンの観察と合わせ類型化を行った。この結果、(a)草創期において街廓式が選択されたもの(初期街廓式)、(b)路線式両側町モデルに強く準拠したもの(路線式両側町モデル)、(c)同モデルとは異なる形で街区内町界線が組織されているもの(路線式バリエーション)、(d)地区内部に街区内町界線の分布に明らかな偏りが見られるもの(混在型)、(e)街区内町界線が散在しているもの(不規則型)、(f)街区内町界線がほぼ見られないもの(街廓式)等の類型を取り出した。

### ② 町割類型と町面積の関係

町面積について追加的な検討を行った。(b)の路線式両側町モデルではばらつきが少なく、戦前期のガイドラインの拘束力の強さがうかがわれた。(d)(e)では地区ごとの分布傾向に大きな差があることが見出された。

第二点については、まずガイドラインの性格について第3章で詳細に検討を加え、その上で第4章及び第5章で議論を行った。

### ③ ガイドライン文書の制定経緯

路線式両側町モデルについての文書の比較検討から、以下の点を明らかにした。

1974年の新要綱施行の段階で、「綱要」「旧方針」等戦前文書が混同されていた可能性があることを指摘した。新要綱施行時に「昭和6年制定の旧要綱」とされたものは、1931(昭6)年に作られた「綱要」ではなく、1935(昭和10)年の「旧方針」の口語版であった。

これまで同一視されてきた「綱要」と「旧方針」の記載内容を検討し、前者が環状の土地区画整理事業地全体を構想していたのに対し、「旧方針」が北部地域に特化したローカルなものであった可能性を指摘した。また「綱要」が提案している道路名と町名を一致させる方針は、「旧方針」には引き継がれず実現しなかった。

### ④ 町割の時代的変遷

明瞭な雛形をもつ路線式両側町モデルの適用状況は本研究の主要な関心の一つであった。それは北部地域に多く見られ、西部には3地区、東部に1地区見出された。時代的には1930年代後半から1940年代はじめに集中して見出された。その後は混在型、不規則型を経て「住居表示に関する法律」が参照されるようになった1960年代以降は街廓型に一本化される。

路線式両側町モデルが掲げられたガイドラインが正式に破棄され街廓式を旨とする新しいガイドラインが施行される時期（1974年）と、このモデルが事実上使われなくなる時期（1940年代）との間にタイムラグが見られた。

事例の観察からは、1930年代の最初期の事例や1960年代の事例から、新しい町界が従前の小字界をある程度参照して決められる例が、路線式両側町の時代の前後、幅広い時期にわたって見出された。

### ⑤ 住居表示制度と町割

戦後では、各敷地へのアクセス性の向上の要求が高まり全国的に住居表示制度が導入され、京都市の土地区画整理事業にも大きな影響を与えた。この制度は全国的には歴史的地名の喪失を招くなど、少なくとも施行当初においては歴史性を無視する性格のあるものであった。京都においては路線式両側町モデルを破棄し、街廓式町割を明確に位置付けるガイドラインの成立につながった。

### ⑥ 路線式両側町モデルの性格

戦前のガイドライン群を検討するなかで、路線式両側町モデルが、道路空間を軸としたコミュニティ形成と京都の歴史的な都市空間構造の敷衍的拡大を意図したものであること指摘した。これらが京都の歴史的な中心市街地の町割の評価の上に立つことは明らかであり、一定の歴史主義的性格を読み取ることができる。

一方、西第一（1939）等の町割計画の観察から、それが現地の具体的な歴史性とは直接関わりのない「京都らしさ」であることを指摘した。また公共減歩率と公共用地率の比較から、路線式両側町が採られた地区には、公共減歩率を高く設定しなくてもよかった事業環境のものが多く見られることもわかった。

路線式両側町モデルは、伝統的な両側町とは異なる巧みなレイアウトによって、相互に連担させやすい形状と一定の規模を確保しており、その計画は独自性の高い合理的なものである。またこのモデルには、地域コミュニティの単位空間、不動産登記上のまとまり、アクセス性のためのもまとまりといった町の三つの側面をまとめる優れたコンセプトがあり、その今日的な可能性について論じた。

## 3.2. 今後の課題

以上を踏まえ、今後の課題について整理する。課題は、京都及び他都市の歴史的経緯の詳細に関するものと、両側町的構成の都市デザイン的な展開を模索するものとの2つである。

### 3.2.1. 土地区画整理事業における町割史に関する課題

#### ① 町割方式選択の経緯等

京都の土地区画整理事業史における各時点での町割方式選択については、本研究では状況証拠的な記述に止まっているところが多い。路線式両側町モデルがデザインされた時点においては、参考とされた先進事例の評価や、審議会での議論の内容、そこにあらわれた思想などについて不明の点が多い。また「混在型」「不規則型」といった

類型が見られた時期について、土地所有の構造がどのように変わり影響したのか、改めて確認する必要がある。

## ② 街区配置と町割の関係

本研究では、町界線の配置について類型化を行ったが、道路の走行状況や街区の規模・形態と町界線の配置の関係についてはほとんど論じていない。街区とその中の画地の配置や形態は、整備水準を巡る先行研究が多くなされている分野であり、引き続き検討を行う余地がある。

## ③ 土地利用計画・建設との関係

本研究では、土地区画整理施行地区における都市計画的規制やそれに誘導されて現れる建築空間等についてはほとんど論じていない。これは論点を整理するためであったが、ほぼ戸建住宅地に特化した北部・東部地域と、商業系・工業系の大規模宅地を多く含む西部・南部地域との街区形状、町割形状の違いには、こうした要素も関わっていると考えられる。引き続き検討が必要である。

## ④ 都市間比較

京都は、その中心に独特の構成をもった両側町が固まっている特有の都市構造を持っていた。そのことが、路線式両側町モデルの新都市への適用というコンセプトにつながっていくのだが、他の都市においてはどうかは明らかではない。

両側町自体はさまざまな都市に幅広く見られるものである。また本研究では論じなかったが、京都市は「綱要」等の戦前のガイドラインの策定時に、土地区画整理で先行する他の大都市の事例を収集しており、その時点では、路線式や結合式が原則として取られている都市があったことが確認されている。

近世の名残ともいえる歴史的な両側町構造と、土地区画整理事業が、他都市においてはどのように結び付けられたのか、あるいは結び付けられなかったか、またどのような経過を辿ったのかを明らかにし、比較を行って一般的な知見を得ることは、新市街地におけるコミュニティのデザインを考えていく上で必要であると考えられる。

### 3.2.2. 都市デザインの展開についての課題

#### ① 路線式両側町の環境形成機能についての検討

本研究では、町界線がどのように配置されることで、町がどのような空間的なまとまりを持つのかを集中的に論じた。要素を絞り込んだ議論を行ってきたが、町のさまざまな物的環境がどのように形成されるのかについての総合的な検討が求められる。たとえば京都の歴史的市街地の両側町においては、奥行きが深い京町家が並び、ここでは道路に面した「店（見せ）の間」から「中座敷」、「台所（居間）」、「奥座敷」を経て「坪庭（つぼにわ）」、「蔵」に至るセミ・パブリックからプライベートに至るグラデーションを持つ居住空間が展開するとともに、最奥部の背割線（つまり両側町においては町界線）近くには「坪庭」や「奥庭」といったオープンスペースが隣接地同士で連担して採光と通風をもたらしていた。町の構造と建築とオープンスペースの配置作

法が相まって、物的環境の秩序を作り出していたのである。この両側町に倣って作られた路線式両側町モデルの地区において、この町割がビルドアップした物的環境にどのように関わったのか、あるいは関わらなかったのかは、その意義を考える上で欠かせない。路線式両側町モデルが採用された初期の土地区画整理事業地区群は、石田（2007）<sup>11)</sup>が取り上げた郊外住宅地とよく重なっており、一定の空間的個性を有している。ここに町割の影響があるかどうかは興味ある課題である。

## ②線形の交通系コモンのコミュニティ形成機能についての検討

前掲の乾らの研究<sup>7)</sup>によれば、コモンスペースを有する戸建て住宅地の開発は、まちづくり史上比較的最近になって現れたものであり、この研究の対象となっているのも1980年代後半以降のものである。路線式両側町モデルの町は、それに半世紀近く先んじて試行された先行例ということもできる。

町名地番設定の議論から離れて、道とコミュニティ形成の観点から、路線式両側町のユニットを観察することも、今日的なコモンスペースのデザインにつながる試みとなるであろう。またこの試みは、町名地番とは別のレイヤーに属すると思われる、現に存在する近隣コミュニティの単位空間（おそらく町内会あるいはそのサブユニットに相当すると思われる）の空間的な広がりや分布を明らかにすることにもつながるであろう。

## 4. 結語

昭和初期の路線式両側町モデル適用地区が、今もなお独特の佇まいをもっていることは確かである。そしてそれらの地区は、田園に生まれた新市街地だった時から既に80年近い時を重ね、それ自体がその地での歴史性を生み出しつつある。

建築や庭といった物的な環境を支える形で、地域の記憶を留める地名や、京都の伝統を敷衍した町の配置などを含む「しくみのデザイン」が、「その地域らしさ」「場所性」を生み出しているのであろう。ここに導入された歴史性のありかたについては、そのトップダウン性や時代ゆえの保守的な性格など、議論の余地のあるものであるが、そのことも含め、今後の市街地の計画においても示唆するところがあるように思われる。今後の、特に京都市域のまちづくりにおいて、路線式両側町モデルの意味が再検討され、そこからのヒントが生かされていくことを期待するものである。

。



## 補註及び参考文献

- 1) 中川理(2015): 京都と近代 せめぎあう都市空間の歴史, 鹿島出版会
- 2) 秋山國三・仲村研(1975): 京都「町」の研究: 法政大学出版局
- 3) 鎌田道隆(2000): 近世京都の都市と民衆: 思文閣史学叢書: 思文閣出版
- 4) 五島邦治(2004): 京都町共同体成立史の研究: 岩田書院
- 5) 籠瀬良明(1968)b: 町界と住居表示地図: 地図 6(2): 219-234
- 6) 田村智志・宮城俊作(1996): 戦災復興土地区画整理がもたらした歴史的市街地の基底デザインの変化 ~高知市の旧城下町地区を事例として: 千葉大園学報第 50 号 99-106
- 7) 乾康代・梶浦恒男・藤田忍・高橋昭子(1997): 戸建て住宅地におけるコモンスペースの研究-コモンスペースの空間構成と利用実態-: 大阪市立大学生活科学部紀要(45): 27-27  
権利関係を明瞭に整理する土地区画整理事業においては、新たな「共有地」を設定することを回避する傾向がある。しかしデベロッパーを介し管理組合を設立しての共有持分としてのコモンスペースを設定することは可能であろう。公共施設として線形のオープンスペースを設ける場合には、民有地からの開口部を作りにくい緑道よりも、建築の接道条件を満たし多様な利用が可能な、交通量の抑えられた区画道路やボンエルフ道路の方が、より高い可能性を持つように思われる。歩行者中心の交通系コモンをリズムカルに都市に挿入していけば、それは「路線式両側町」の軸的オープンスペースと似たものになっていくことであろう。
- 8) 平井高原(1939)等、実際の地区のフィールドワークによる。
- 9) 例えば、Edward Relph(1976) "Place and Placelessness" (オリジナル版はPionから1976、現在はSageから2010より発行) (邦訳: エドワード・レルフ(1991)「場所の現象学 没場所性を越えて」(ちくま学芸文庫)) など
- 10) ダムを専門とする建設官僚であった竹林征三が提唱した、地域の風土環境に馴染んだ土木計画手法の体系。景観や環境に配慮した設計だけでなく、地域への縁を連想させる施設名称等にも言及している。国土交通省近畿地方整備局は、「平成 17 年度鳴鹿大堰周辺地域風土工学検討業務」を竹林が主宰する特定非営利活動法人風土工学研究所に発注している。その業務内容は「本業務は、平成 10 年度～平成 11 年度に実施した鳴鹿大堰周辺地域風土資産調査をもとに、主に、堰と九頭竜川、水と地域の生活・文化の関わり合いをテーマに絞り風土資産の精査を行い、過年度作成した風土資産マップ素案に精査結果を反映し配布するための成案原稿を作成するとともに資産の具体内容について「鳴鹿周辺地域の風土記」の成案を作成する。また、過年度作成した物語「九竜鳴鹿ものがたり」についても題材風土資産についての解説を加筆し成案するものである。」というものである。同研究所ではこのように、国土交通省等の委託を受け、ダム湖等の新地名の提案や、創作民話の制作等を多数行っている。強大な土木官僚の力を背景に、地域史を「創る」仕事が行なわれている点は注意すべきである。  
風土工学デザイン研究所ホームページ (<http://www.npo-fuudo.or.jp/index.html>) より。
- 11) 石田潤一郎(2007): 郊外の発見: 京・まちづくり史(高橋康夫・中川理編), 186-197, 昭和堂

## その他の参考文献

各章末に紹介した、直接引用した文献のほか、以下の文献及び研究を参考にした。

(行政資料)

- 1) 西寺土地区画整理 昭5～18年 都市計画課 1冊 昭5-99 京都府立総合資料館蔵
- 2) 西寺土地区画整理 昭6～10年 土木建築部都市計画課 1冊 昭6-110  
京都府立総合資料館蔵
- 3) 京都都市計画事業土地区画整理東第一地区、昭和八年四月十五日変更更正換地説明書(昭18年) 都市計画課 1冊 昭8-111 京都府立総合資料館蔵
- 4) 洛北土地区画整理組合 昭11年 都市計画課 1冊 昭11-132 京都府立総合資料館蔵
- 5) 加茂ノ荘土地区画整理組合一件 昭11～18年度 都市計画課 1冊 昭11-137  
京都府立総合資料館蔵
- 6) 町界町名地番変更一件 昭和七年度 区画整理課 京都市都市整備部市街地開発課蔵

(土地区画整理史に関するもの)

- 1) 築瀬範彦(2012): 街区設計と保留地処分 of 歴史: 月刊区画整理、2012年4月、区画整理協会
- 2) 築瀬範彦(2014): 土地区画整理の制度形成に関する史的考察: 土木学会論文集D2(土木史), vol.70 No.1, 53-65, 2014
- 3) 古屋秀樹(2013): 創生期の土地区画整理事業に関する一考察-大阪・今宮耕地整理事業を念頭として-: 観光学研究第12号, 2013年3月, 13-34
- 4) 池添昌幸(2000): 旧法期土地区画整理事業に関する計画史的研究: 博士論文(九州大学)

(京都市の土地区画整理史に関するもの)

- 1) 山本善積・片方信也・中林浩・伊坂善明・黒川孝俊(1980): 京都における土地区画整理の歴史的検討: 日本建築学会大会学術講演梗概集 昭和55年9月
- 2) 黒川孝俊・片方信也・中林浩・山本善積・伊坂善明(1980): 土地区画整理による工業市街地形成の分析-京都における工業市街地の計画に関する研究5: 日本建築学会大会学術講演梗概集 昭和55年9月

(町割を都市構造としてとらえたランドスケープ的研究)

- 1) 瀬田裕(2007): 住所表示より捉える秩序と都市空間把握の関係: 東京工業大学土肥研究室2007年度卒業研究論文

(住居表示制度とその検討過程についてのもの)

- 1) 小栗忠七(1962): 町名地番制度と土地区画整理制度--主集・都市とオープンスペース: 都市問題 53(5), 94-104
- 2) 大塚惟謙(1962): 町名地番制度の改善-その答申と審議重点事項について: ジュリスト 247, 30-34

## 謝辞

京都市建設局都市整備部市街地整備課には、資料の閲覧等においてご配慮をいただきました。愛知大学地域政策学部准教授の飯塚隆藤先生には、GISを用いた町界線形状の分析等においてさまざまなお助力とご助言をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます